

訪問調査

訪問調査

福島県会津若松市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	福島県		市区町村名	会津若松市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	健康福祉部障がい者支援課	対応者名	玉川 栄美	メール shougaihashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
ご連絡先	電話	0242-39-1241	調査員名	齋藤 栄樹

全体会開催回数	年間2回の開催。			
部会等開催回数	毎月1回(6部会+1ワーキング)+運営会議 毎月1回			
研修会等開催回数	なし(市委託の基幹相談支援センターで年間12回開催)	全開催回数	年間86回	

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	協議会HPで公開 http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2009081400028/
行政・機関の関係	32団体で構成されており、密な関係性の中で運営させている。		

■具体的内容

年間2回の開催で、32団体から構成されている。6つの部会と特別支援連携ワーキングからの内容報告を受けて、地域課題や施策提案についての意見集約を行う場と位置付けている。
具体的には、会津若松市障がい者計画の進行管理をおこなっている。また、地域生活拠点等整備の検討も行き、面的整備を進めることとしている。

■その理由(至る経過・プロセス)

6つの仕組みづくりを掲げて構築を図っている(障がい福祉計画推進のための重点施策として)。

- 1) 障害理解の仕組みづくり
- 2) 地域で支えあう仕組みづくり
- 3) 自己実現を可能とする活動の推進、活動支援の仕組みづくり
- 4) 横断的な支援の仕組みづくり
- 5) 一般就労に向けた仕組みづくり
- 6) 障がいのある子どもへの支援の充実及び成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

■その他

形づくりはしているが、それぞれの業務がある中で出席が難しい方もいる中での運営となっている。

2、各部会等の運営について

■具体的内容

元々は5つの部会で構成していたが、現在6つの部会＋特別支援連携ワーキンググループで活動している。

- 1) 権利・啓発部会
 - 2) 地域生活部会
 - 3) 活動支援部会
 - 4) 就労部会
 - 5) 療育部会
 - 6) 相談部会
 - 7) 特別支援連携ワーキンググループ
- 他、事業所連絡会を4つ構成している。

■その理由(至る経過・プロセス)

各部会とも9～12名で構成されている。各部会のテーマは、

- 1) 権利・啓発部会…障害理解・合理的配慮。虐待防止・権利擁護。
- 2) 地域生活部会…人と人とのつながり・絆を築くための関係づくり。災害時要援護者の在り方検討。
- 3) 活動支援部会…スポーツ、文化、余暇活動などの活動支援体制づくり。
- 4) 就労部会…雇用に係る企業相談、啓発他の活動。
- 5) 療育部会…育成環境や子育て支援の充実、ライフステージに応じた一貫した支援の仕組みづくり。
- 6) 相談部会…福祉サービスの充実。計画相談の質の向上。地域課題の整理。
- 7) 特別支援連携ワーキンググループ…ライフステージの移行に応じた連携・支援体制の検討。

■その他

部会の数が多いが、形骸化しているといった状況ではない。

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

自立支援協議会として個別支援会議は実施していないが、会津若松市委託の基幹型相談支援センター「会津若松市障がい者総合相談窓口」において、平成22年より毎月1回事例検討を実施している。

自立支援協議会とつながりを保っており、潜在的ニーズを吸い上げるための場として活用している。

■その理由(至る経過・プロセス)

基幹相談支援センターの役割として、自立支援協議会の場とは別に人材育成の場づくりとして事例検討を濃密に取り組んできている経過がある。

■その他

個別支援会議の開催は、自立支援協議会として特に設けていないが、基幹型相談支援センターにて事例検討とともに必要な場づくりを密におこなっている。

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

「カムカムボランティアポイントモデル事業」

1. 課題…支援者の不足、ボランティアの不足、障害者の社会参加の場の不足
2. プロセス…ポイント制の有償ボランティア制度を創設した。予算は会津若松市社会福祉協議会が予算化した。
3. 成果…ボランティア活動の場が広がった。有償ボランティアとしての意識が高まった。当事者ボランティアの活動の場としても広がり、市民との交流の場ともなった。

「会津若松市地域自立支援協議会だより」の年1回、全戸配布の取り組み。

全戸配布することで、障害福祉の啓発を推進する取り組みをおこなっている。平成28年12月1日発行で第9号の発行。

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

「カムカムボランティアポイントモデル事業」は、予算内でのポイントを還元する仕組み(2ポイント500円相当、最大年間5000円分と交換可能)。登録できる人は13歳以上の市民。交換できる物は、商品券、お菓子券、お弁当券で、参加商店の店舗で商品と交換できる仕組み。予算に限りがあるため、ポイント還元は早い者勝ち。

「会津若松市地域自立支援協議会だより」は、市民からの声も寄せられており、全戸配布することでの障害理解や啓発に寄与していると思われる。また、宅建協会の協力も得られた中で、障害者が住むための物件の紹介をいただく状況もある。

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

1) 地域自立支援協議会から市に対してインフォーマルな社会支援体制についての提言を行っている。現在、会津若松市では24時間365日の支援体制として、夜間における相談サポーター制度の実施をおこなっている。

2) 6つの専門部会やワーキンググループを設置することで、各々の仕組みづくりや地域課題の検討、障がい者計画や障がい福祉計画の進行管理・次期計画の準備等を行っている。

■今後の自立支援協議会の課題

1) 協議会がマンネリ化しないための取り組みが必要と思われる。協議会の果たすべき役割やその機能(協議会で何をやるのか?)を考えていきたい。

2) 実現できること、できないことの整理。また、予算の縛りはあるが、市民に積極的に声を上げてもらうことを大事にしていきたい。

3) 次期障害者計画の策定も大きな課題。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

- 1) 協議会において何をやるべきか？(何も変わらないのではないかとと思われるように)
- 2) 協議会の目的の再確認の必要性(協議会を実施、ただ集まればよいという訳ではない)
- 3) 高齢者・障がい者・子どもを含めた支援の形作りを。親支援も。
- 4) 切れ目のない支援の在り方。

会津若松市地域自立支援協議会設置要綱

(平成 24 年 5 月 9 日決裁)

(平成 25 年 4 月 1 日決裁)

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 第 1 項に基づき、個別の事例を通じて明らかになった地域における障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の課題を共有し、その課題を踏まえた地域のサービス提供基盤の着実な推進を図ること等により、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現に資することを目的として、会津若松市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 会津若松市障がい者計画及び障がい福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
- (2) 相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
- (4) 地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
- (5) 施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
- (6) 障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、委員 35 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 経済関係者

- (7) 福祉サービス事業者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、会長の意見を聴いて、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が参加しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運営会議)

第7条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、副会長、次条に定める専門部会の部会長、第11条第2項に定める事務局長その他会長が必要と認める者により構成する。
- 3 運営会議の主な所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会に付議すべき事項の整理に関すること。
 - (2) 協議会の運営に関し必要な調整に関すること。
 - (3) 専門部会員の構成に関すること。
 - (4) 特命テーマ検討チームの設置等に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる所掌事項について専門的に協議するため、協議会に次に掲げ

る専門部会を置く。

- (1) 権利・啓発部会
- (2) 地域生活部会
- (3) 活動支援部会
- (4) 就労部会
- (5) 療育部会
- (6) 相談部会

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれの専門部会に属する委員の互選により定めるものとする。

3 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
(特命テーマ検討チーム)

第9条 第2条各号に掲げる事項のうち、特に重要と認められる事項について集中的に協議するため、協議会に特命テーマ検討チームを置くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会津若松市健康福祉部障がい者支援課内に置き、事務局長は、障がい者支援課長をもって充てる。

3 市相談支援事業の委託を受けた事業者の当該委託業務に従事する職員は、事務局の事務を補佐するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に初めて委嘱された委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(会津若松市障がい者地域自立支援協議会会議開催要綱の廃止)

3 会津若松市障がい者地域自立支援協議会会議開催要綱(平成19年1月31日決裁)は、

廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

カムカム

見本



お弁当・パン類引換券

(500円相当分)

※有効期限 平成28年9月30日迄



社会福祉法人
会津若松市社会福祉協議会



カムカム

見本

ボランティアカード



- 指定するボランティア活動に参加する毎に、指定ポイント数を押印します。
- 2ポイントは500円に換算し、最大で5000円分の商品券等と交換できます。
- 本カードによる引き換えの有効期限は、平成28年9月30日迄です。

会員番号

お名前

参加事業所名

*お弁当



- ・ほっとハウスやすらぎ

市内新横町 1-17 ☎0242-29-0593

- ・FoodLabo菜果

市内中央1丁目 5-27 ☎0242-23-8475

- ・キッチンモモ

市内門田町大字飯寺字村東 276-9 ☎0120-97-8185

- ・AOI共同作業所

市内一箕町八角中村東 67-6 ☎0242-32-2130

*パン類



- ・コパン

市内一箕町大字亀賀字北柳原 52 ☎0242-93-7566

ボランティア活動ご苦労様です。



カムカムボランティアセンター

市内一箕町大字鶴賀字下柳原 88-4 ☎0242 (33) 5622

しょう り ゆう 障がいを理由とした さ べつ 差別をなくすために!

わたし
～私たちにできること～

しょう いっしょ かんが
まずは、「障がい」について一緒に考えてみましょう!

がいけん き しょう こま ひと
外見からは気づかれにくい障がいで困っている人もいます…

こ つよ
うちの子には強い「こだ
わり」があります。
(自閉症など)
まいにち にっか じゆんばん き
毎日の日課に順番が決
まっていて、崩れるとパ
ニックを起こします。



おと ひかり ひと き
音や光、人ごみが気に
なあって仕方ありません。
(感覚過敏など)
まちに出るときには、耳
せん づ や サングラスなどが
欠かせません。



た ひと き こえ
他の人に聞こえない声が
聞こえます。(幻聴など)
そのため、周りに誰もい
ないのに、その声と話し
たり笑ったりします。



コミュニケーションが
にがて はずつしょう
苦手です。(発達障がい
など)
じょうだん ほんとう こと おも
冗談を本当の事と思っ
たり、自分の意見を延々
と話し続けたりしてし
まいます。



あいづわかまつしちいきじりつしえんきょうぎかい 会津若松市地域自立支援協議会とは…

しょう ひと ひと きょうせいしゃかい じつげん めざ へいせい ねん せつち
障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、平成19年に設置されました。
いりょう けいざい きょういく ふくし とう だんたい せんか しょう りかい しく ちいき だせあ しく
医療、経済、教育、福祉等の団体の参加をいただき、「障がい理解の仕組みづくり」、「地域で支え合う仕組
みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「一般就労に向けた仕組みづくり」、「成長過程に応じた一貫した
支援の仕組みづくり」、「横断的な支援の仕組みづくり」の6つの仕組みづくりなどに取り組んでいます。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しょうさい
※地域自立支援協議会の詳細は、ホームページをごらんください



私たちの障がいへの理解とちよっとした配慮が、障がいのある方の地域生活を大きく支えることとなります。

私たちが声をかけることで、困りごとが解消されるのでしょうか…

例えば、まちなかでこんな場面に会ったときは…

お店の商品棚の前で立ち止まっている人がいます。



実は…

- 欲しい商品がどこにあるか分からない。(字が読めない。目が見えない。)
- 欲しい商品が手に取れない。(手が不自由。)

レジの前にいますが、不安そうです。



実は…

- どのお金で払えば良いか分からない。
- 所持金で足りているか分からない。
- 手があまり動けなく、うまくお金を支払うことができない心配。

こんな場面に会ったときは「お困りですか?」「お手伝いしましょうか?」などと声をかけてみてください!そしてその人の返事に応じて、できる範囲での対応をお願いします。なかには、最後まで自分でやろうとしている人もいます。その時は見守っててください。

知っていますか? 障害者差別解消法

誰もが互いに尊重して支え合う「共生社会」を実現するために、平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行となり、自治体や事業者、NPOなどには、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められています。市では、法の規定に基づき「会津若松市における障がいを理由とする差別的解消の推進に関する対応要領」を定め、市の業務における障がいのある方に対する差別的解消の推進を図っています。障がいを理由とする差別を解消していく責務は、私たち一人ひとりにあります。私たちが法律の趣旨を理解し、誰もがくらしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。

障がいのある方が、「障がいがあるから」というだけで権利が否定されてよいのでしょうか…

こんなことを言われたことがあります…



働くのは無理だと言われた。



一人で出歩くと言われた。

(障がいがありますが)私の名前は「障がい者」ではありません!

○○○という名前の一人の人間です!!

こんな声もあります

グループホームなどで生活をしていると、支援者の都合が優先されて、自分の好きな時に食べたい物を食べられません。

自分の好きな時間に自分の好きな物を食べたい!

単いすで生活していたり呼吸器をつけていたりしてコンサートに行けません!

介助者などの福祉サービスが充実していれば、会場の方が移動に配慮してくれば、私も思い通りに楽しめるの!!!

学習障がい(LD)があるので計算ができない。読み書きはできるのに「どうして計算はできないの!」と責められます。

学習障がい(LD)という障がいの特性について理解して欲しい!!

中途障がい者からの声

私は50代で脳疾患にかかり、左半身が麻痺して自由に動きません。そのため退職して、日常生活ではヘルパーさんの支援を受けたりしています。発病前は、自分の思い通りに生活していましたが、今は他の人からの支援や声掛けがとても助かっています。どんな人でも自分の思う通りに生活するためには、普段からお互いを理解して助け合うことがとても重要と痛感しています。

だれ あい づ わか まつ し
誰もがくらしやすい会津若松市にむけて
いっ しょ かんが
ゆっくりと一緒に考えてください!

はたら
働きたいです。できることもたくさんあります。
ひょうか
できることを評価してください。
くふう したい
できないことも工夫次第で
できることもあります。



だれ き
誰かに決められるのではなく、
じぶん き じつげん
自分で決めて実現させたいです。
ひとり しばい
一人では失敗することもあるかも
しれませんが、いろいろ
してみたいです。



じぶん
なかなか自分で
き
決められないこともあります。
そのときにはゆっくりと
いっしょ かんが
一緒に考えてください。



い と てき さべつ ひと
★意図的に差別している人はいないはずなのに・・・

けっかてき さべつ
★結果的に差別となっていることがあります

さべつ ところ かんが
★みんなで差別をなくすための心づかいを考えていきましょう

しょう かん そうだん と あ ささ
障がいに関する相談・問い合わせ先

かい づわかまつし じやくしょ しょうがい しゃ せん ぐわん
●会津若松市役所障がい者支援課

じやくしょ
住所:会津若松市東栄町3番46号

でんわ
電話:0242-39-1241 ファックス:0242-39-1430

かい づわかまつし しょうがい しゃ ぜん ぐわん けんごう けんごう
●会津若松市障がい者総合相談窓口

じやくしょ
住所:会津若松市一貫町大字鶴賀字下柳原88番地の4(ノーマライズ交流館パオパオ内)

でんわ
電話:0242-33-5622 ファックス:0242-36-7010

へんしゅう ぱんこう
編集・発行/会津若松市地域自立支援協議会 〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

お問い合わせ先/会津若松市役所障がい者支援課支援グループ

TEL 0242-39-1241 ファックス 0242-39-1430

E-mail : shougaihashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

訪問調査

神奈川県川崎市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	川崎市		市区町村名	川崎市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	健康福祉局地域包括ケア推進室	対応者名	松澤	メール 40keasui@city.kawasaki.jp
ご連絡先	電話	044-200-3945	調査員名	松澤

全体会開催回数	市：年3回 企画運営会議：毎月1回（メンバー：会長・基幹・区行政職員・市行政職員） 区：年6回 企画運営会議：月1回（メンバー：委託相談支援センター・区行政職員）			
部会等開催回数	市：地域移行部会年5回 区：各部会毎月1回程度または適宜開催。			
研修会等開催回数	連絡会年2回		全開催回数	

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	要綱
行政・機関の関係			

■具体的内容

- 人口148万人
- 7つの行政区
- 市地域自立支援協議会とそれぞれの区に地域自立支援協議会を設置
- 各区地域自立支援協議会には共通委員会設置（児童委員会・相談支援委員会）
- 各区の体制については別紙参照。
- 取り組みについて別紙参照。
- 平成27年度に自立支援協議会の体制を見直し、自立支援協議会の運営手引きを改訂。
- 連絡会 = 研修等 平成28年度は「熊本地震における支援活動報告から災害時の相談支援を考える」
→ワーキング設置 → 平成29年度部会化の検討

■その理由(至る経過・プロセス)

平成18年に設置。
平成28年度より体制見直し

■その他

2、各部会等の運営について

■具体的内容

《市地域自立支援協議会》

●平成26～27年度

相談支援部会:質の向上を目指し「利用者評価・事業者評価のシート」作成
相談支援ガイドブックの改訂

研修部会:「川崎市の相談支援従事者についてのあり方について」作成

●平成28年度

地域移行地域定着部会:病院アンケート実施・委託相談支援センター等へのアンケート 実施
研修開催2回

《区地域自立支援協議会については別紙》

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

地域課題解決に向けては、各区取り組みが行われているが、市への施策・予算要望となってしまう。地域資源等の活用や点と点をつなぎ合わせることで、障害分野以外との連携・地域づくりが難しい。ソーシャルワークスキルが弱い＝人材育成が必要。

5、その他 協議会がある事での良い点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

各区のネットワークができた。
自立支援協議会の構成員同士、顔の見える関係作りができた。
共同運営であり、行政と民間の協働の意識が少し高まった。

■ 今後の自立支援協議会の課題

市と区の連携: 1区17万人～25万人7区あり、課題もさまざまな状況。区の協議会と市の協議会の連携。
区自立支援協議会を中心とした会の活性化。

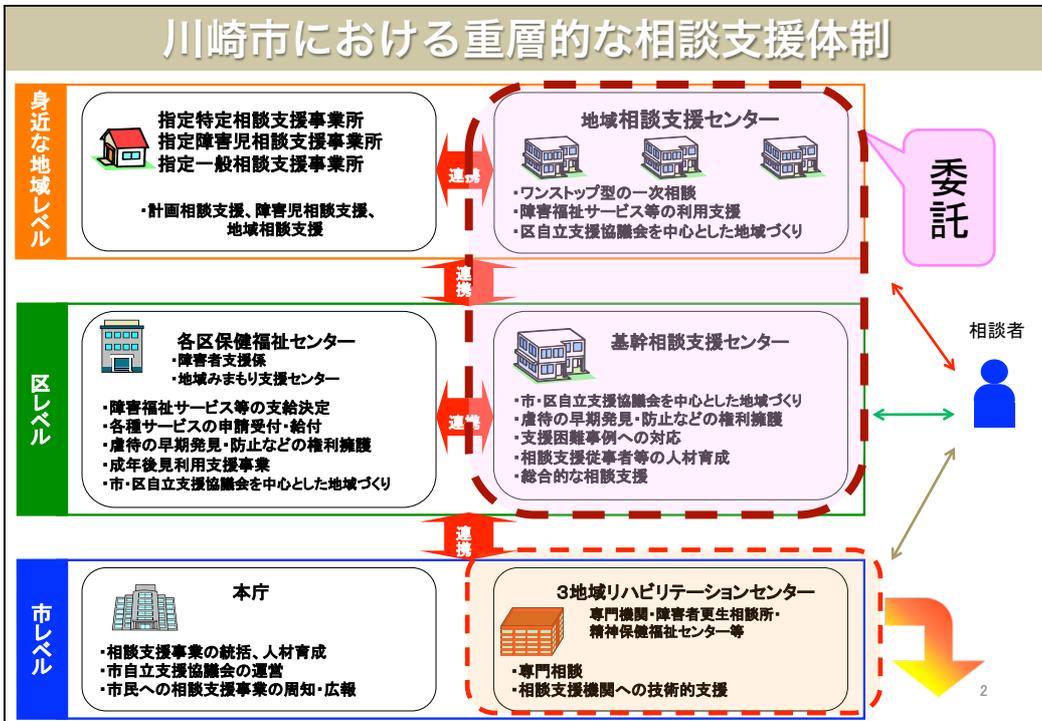
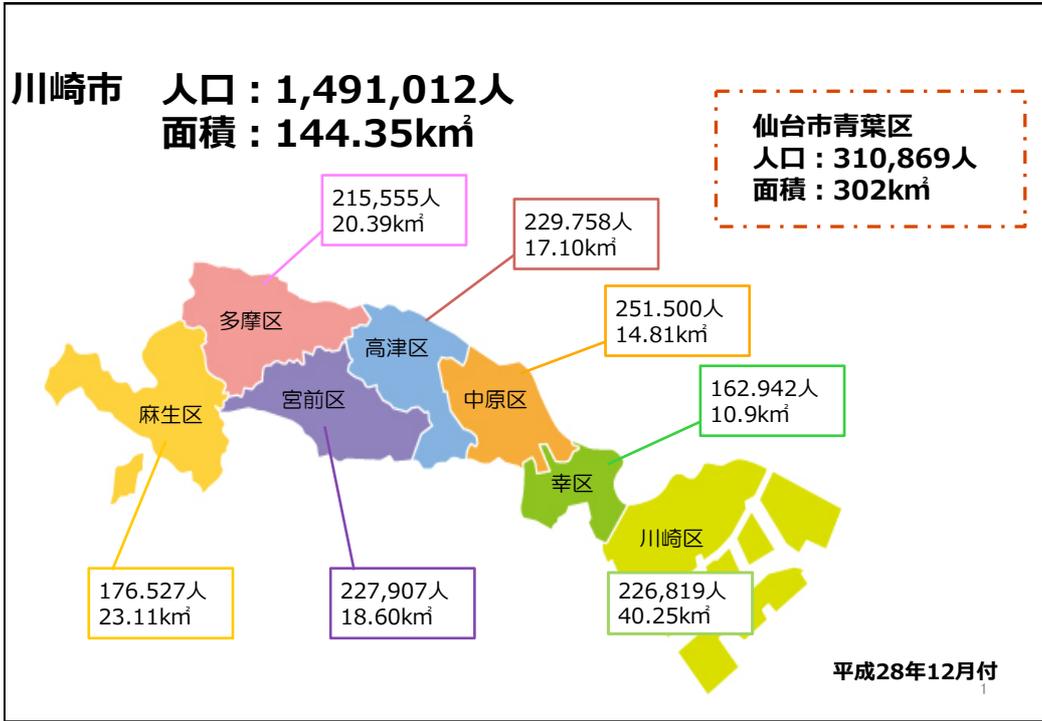
政令指定としての課題から施策への難しさ。各区の地域課題 ≠ 市の地域課題。= 制度化、予算化の難しさ

構成員の広がり: 障害分野の関係者以外との連携、ネットワークの構築

自立支援協議会の取り組みが地域資源へ転換し地域定着していくことができる、または事業化して手が離れる仕組みの検討。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

- ① 協議会を運営する体制の中での人材育成。
- ② インフォーマルな資源や障害関係分野以外との繋がり作り。



設置数の統一

- ・設置数を各区4か所(基幹型1か所・地域型3か所)に統一
- ・原則として、障害者相談支援センターの所在する区を担当

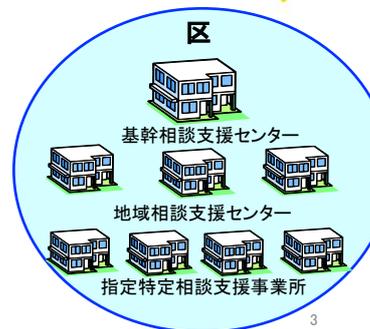
【～平成24年度】

	設置数	相談員数
川崎	5	7
幸	4	5
中原	4	6
高津	6	8
宮前	4	6
多摩	7	8
麻生	4	6
合計	34ヶ所	46人

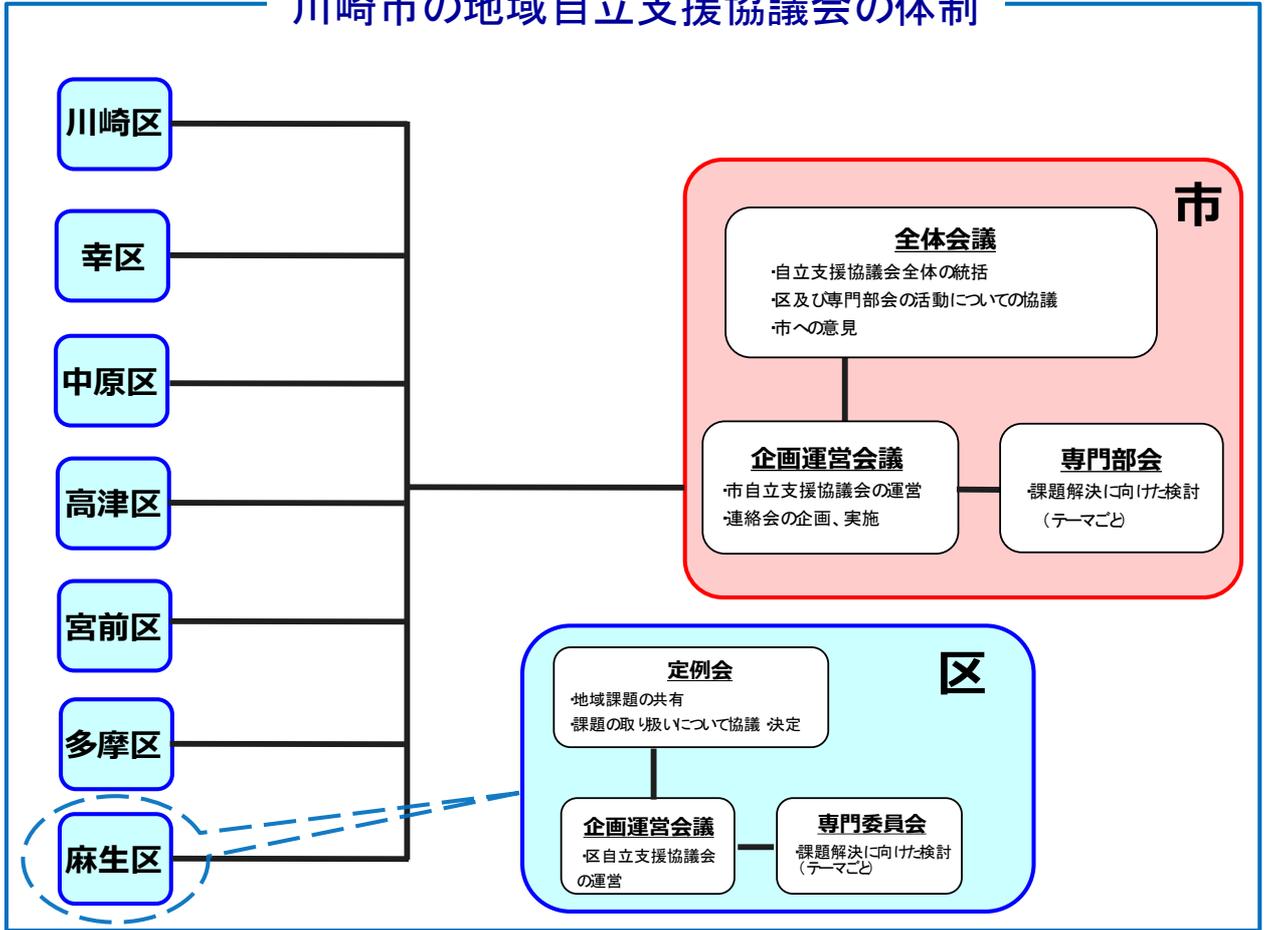


【平成25年度再編】

	設置数	相談員数
川崎	4	9
幸	4	9
中原	4	9
高津	4	9
宮前	4	9
多摩	4	9
麻生	4	9
合計	28ヶ所	63人



川崎市の地域自立支援協議会の体制



川崎市地域自立支援協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号）第89条の3の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図ることを目的として設置する地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、全市を統括する協議会（以下「市協議会」という。）及び各区に設置する協議会（以下「区協議会」という。）で構成する。

- 2 市協議会の名称は、「川崎市地域自立支援協議会」とする。
- 3 区協議会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

(所掌事項)

第3条 市協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区協議会の統括
- (2) 区協議会の活動を通じて明らかになった地域の課題の集約及びその解決に向けた協議
- (3) 市全体の相談支援体制に関する協議
- (4) 神奈川県障害者自立支援協議会との調整
- (5) その他、必要と認められる事項

(構成)

第4条 市協議会は、区協議会の代表者、関係機関、当事者、学識経験者及び市職員、その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者を委員として構成する。

(任期)

第5条 市協議会の委員の任期は、2年を越えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市協議会に会長及び副会長各1人を置き、市協議会の委員の互選により定める。

- 2 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する

(市全体会議)

第7条 市全体会議は、市協議会の所掌事務について協議調整を行う。

- 2 市全体会議は、市協議会会長が招集し、その議長となる。

- 3 市全体会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 市全体会議は、原則傍聴を可とし、傍聴を希望する者は、事前に市協議会会長に申し出るものとする。

(企画運営会議)

第8条 市協議会の円滑な運営を図るため、企画運営会議を置く。

- 2 企画運営会議は、基幹相談支援センター、市健康福祉局地域包括ケア推進室及び各区保健福祉センター、その他開催趣旨に照らし、必要と認められた者で構成する。

(専門部会)

第9条 市協議会は、第3条に規定する所掌事項のうち、特定の事項について調査・研究等を行う必要があると認められるときは、専門部会を置くことができる。

(報告)

第10条 市協議会は、協議会全体の活動について、川崎市障害者施策審議会に報告しなければならない。

- 2 区協議会は、区協議会の活動について、市協議会に報告しなければならない。

(個人情報)

第11条 協議会において知り得た個人情報については、その取扱いを十分留意しなければならない。

(市協議会所管)

第12条 市協議会の所管は、市健康福祉局地域包括ケア推進室とし、市協議会の運営に必要な庶務を行う。

- 2 前項の規定に関わらず、市協議会の運営の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則（18川健障計第286号。平成18年7月24日付決裁。）

本要綱は、平成18年8月1日をもって施行する。

附 則（21川健障計第1716号。平成22年3月31日付決裁。）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（22川健障計第857号。平成22年9月1日付決裁。）

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（２３川健障計第４１４号。平成２３年４月１日付決裁。）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（２４川健障計第２１７号。平成２４年４月１日付決裁。）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（２４川健障計第２１２６号。平成２５年３月２９日付決裁。）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（２７川健地推第３５５号。平成２７年４月１日付決裁。）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（２７川健地推第９７９号。平成２８年３月２６日付決裁。）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	川崎市		市区町村名	高津区	
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：			
部署名		対応者名	松澤	メール	matsuzawa-a@city.kawasaki.jp
ご連絡先	電話	044-200-3945		調査員名	松澤

全体会開催回数	6回		
部会等開催回数	12回		
研修会等開催回数		全開催回数	各委員会4×12 運営関係月2×12

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	
行政・機関の関係			

■具体的内容

高津区、①相談支援委員会 ②交流企画委員会 ③みんなの居場所づくり委員会 ④児童委員会
基幹相談支援センターと区役所障害者支援係が共同して運営。
委託の相談支援センターは基幹を含めて区に4ヶ所、9名の職員により企画運営委員会（区のエンジン役）
を担い、各委員会に入っている体制。①相談支援委員会は区に精神科病院があるため地域移行
②交流企画委員会は地域包括支援センターやまちづくり協議会等と一緒に研修会の企画。③みんなの居場所
づくり委員会は下記 ④児童委員会はできたばかりで放課後等デイとのネットワーク構築

■その理由(至る経過・プロセス)

市の企画運営会議にて、市の体制見直しを行ったため平成28年度、高津区としては5ヵ年計画で取り組んできた内容とすりあわせる形で取り組んでいる。
①相談支援委員会は精神科病院（入院）と地域活動支援センターの懇親会に自立支援協議会として参加し、
入院患者と一緒にコーヒーを入れ地域移行を意識した活動により関係作りを行っており、懇親会后、参加入院
患者から相談支援センターに電話がかかってくるなど少しずつ広がりを見せている。

■その他

--

2、各部会等の運営について

■具体的内容

いくつか委員会があるが、その一つの「③みんなの居場所づくり委員会」を取り上げる。誰もが地域に出て地域を誰もが地域に出て地域全体を居場所とする活動。当事者がボランティアとして、区や地域団体等で主催しているイベント等に参加する位置づけや仕組みができた。

■その理由(至る経過・プロセス)

障害のある人もない人も地域に出て、自分の力を活かせる場、機会が必要。

⇒自立支援協議会として当事者と一緒に地域活動に取り組み、主体的にできることを増やしてきた。

⇒当事者が地域で参加できるイベントへの継続的参加と定着・当事者定例会の開催《年4回実施》

⇒高津区役所主催の地域課題事業「心のバリアフリー推進事業」運営補助員、ボランティアとして地域催事に参画。

■その他

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

■ 今後の自立支援協議会の課題

6、協議会活性化の為に必要と思われること

川崎市・各区地域自立支援協議会目標等一覧

【川崎市の地域自立支援協議会が目指す地域】

障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら、共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現

(第4次かわさきノーマライゼーションプラン基本理念)

	【長期目標】 平成28年度～平成29年度の2年間（※1）	【短期目標】 平成28年度（※2）	部会	委員会
市	協議会の活性化に向けた仕組みをつくる	運営の手引きにおける課題抽出・管理・取組みのプロセスを理解、活用する	①相談支援 ②精神障害者地域移行・地域定着支援	/
川崎	ともに暮らすまちづくり みんなにやさしい川崎区	地域自立支援協議会構成員のネットワークの強化	/	①地域つながり ②児童 ③相談支援
幸	顔の見える関係で地域が連携し、暮らしやすさにつなげる	構成員全員が協働しながら地域の実態や課題等も情報を共有する	/	①地域で支える ②つながる ③児童 ④相談支援
中原	中原区地域自立支援協議会の体制作り	中原区内の事業所の役割を知り、伝える	/	①普及啓発 ②児童 ③相談支援
高津	「知る 知らせる 理解する・・・互いを知る 課題を知る 地域の力を知る・・・」から一歩踏み出そう！～高津区の現状（課題と地域力）を共有し、一緒に取り組めるつながりをつくる～	各委員会での目標を中心に、協議会内での委員会のつながり、取組みを共有する	/	①みんなの居場所づくり ②交流企画 ③児童 ④相談支援
宮前	地域でつながり、みんなの暮らしやすさを広げる	宮前区の今の地域資源や課題を知る	/	①くらし ②児童 ③相談支援
多摩	さらに一歩！地域とのつながりを深めよう！	地域でたくさんの人と知り合おう！	/	①広報啓発 ②当事者（バリアフリー） ③児童 ④相談支援
麻生	とびこもう地域の中へ つながろう麻生	前年度の取組みを深め、地域につなげる	/	①ネットワーク連携 ②福祉情報 ③児童 ④相談支援

※1 長期目標は「障害福祉計画」と同期間とし、障害福祉計画の期間が第4次ノーマライゼーションプランにおいて「平成27年度～平成29年度」とされていること、地域自立支援協議会は平成28年より長期目標を設定することとしたことを踏まえ「平成28年度～29年度」の2年間として設定したものの。

※2 短期目標は1年ごとの当該年度目標として設定したものの。

精神障害者地域移行・地域定着支援部会

精神障害者地域移行・地域定着支援事業の経過

国では「病院から地域へ」というスローガンを掲げて精神科医療と福祉施策を実施し、社会的入院を解消に向け進めてきた。

平成14年度 「社会的入院患者について、10年で7万人の社会復帰を目指す」（厚労省）

平成15年度 「精神障害者退院促進支援事業」を開始。（厚労省）

平成16年度 『川崎市退院促進支援事業』を開始。

関係機関連携のために自立促進支援協議会（現「精神障害者地域移行・地域定着支援協議会」）を設置。川崎市生活訓練支援センター・カシオペアが事業主体となる。

平成24年度 地域相談支援として「地域移行支援」と「地域定着支援」が障害者自立支援法での個別給付となる。（厚労省）

平成26年度 「川崎市精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備事業」へ変更。

平成28年度 中部リハビリテーションセンターの開設による事業実施体制の変更。

精神障害者地域移行・地域定着支援の 現状と課題は？

現 状

- 中部リハビリテーションセンターの開設による事業実施体制の変更。
- 地域移行支援を行う事業所が一部の事業所に限られている。
- 個別給付の件数が増えない。

課 題

- 医療・福祉関係機関との支援方法の共有化
- ピアサポーターとの共同による地域移行支援
- 地域移行支援のモニタリング体制
- 地域移行支援の見える化
 - ・ 支援対象者（入院者）の把握
 - ・ 地域の状況の理解

平成28年度 第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

今後の方向性

<方向性>

H27年度まで開催されていた精神障害者地域移行・地域定着支援協議会を、平成28年度から**川崎市地域自立支援協議会部会「精神障害者地域移行・地域定着支援部会」（仮）として設置**する。

変更点

- 名称・位置づけの変更
- **課題の解決に向けた取り組みを行うプロセスがより明確となる。**
- 基本的な構成員は変更しないものの、事務局に変更あり→カシオペアに替わり「井田地域生活支援センターはるかぜ」、精神保健福祉センター体制整備担当、基幹相談支援センターが加わる。

<変更の目的>

これまでの取り組みや構築されたネットワークを基に、それらを継続しつつ、**精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する各種課題について、多様な関係者による具体的な取り組みをより一層推進**することを目的とする。

構成メンバー

- 当事者（ピアサポーター）
- 医療機関（対象6 精神科病院）
- 各区相談支援センター（代表）
- 保健福祉センター（精神担当7 区代表）
- 障害者センター（井田・百合丘）、南部地域支援室
- 生活保護自立支援室
- グループホーム（代表）
- 宿泊型自立訓練施設桜の風もみの木ユニット

平成28年度 第1回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

平成28年度
川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・
地域定着支援部会 計 画 書

活動目的	長期にわたり入院している精神障害者の地域生活への移行および定着支援の体制を充実させる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療・福祉関係機関との支援方法の共有化 ② ピアサポーターとの共同による地域移行支援 ③ 地域移行支援のモニタリング体制 ④ 地域移行支援の見える化 <ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の把握 ・地域状況の理解
長期目標 (H28～H29年度)	支援のすそ野を広げよう！
短期目標 (H28年度)	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援を進める上での下地を作る。 ② 支援の対象者を共有し、その数を把握する。

平成28年度 第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

第1回～第3回

- ★第1回 6月15日（水）午前 第4庁舎会議室
テーマ 課題の抽出、年度目標の検討
出席者数 30人（構成員、事務局員他）
- ★第2回 8月17日（水）午前 第4庁舎会議室
テーマ 課題の抽出、年度目標の検討
出席者数 22人（構成員、事務局員他）
- ★第3回 10月19日（水）午前 中部リハセンター会議室
テーマ 支援対象者、実績・課題アンケート調査について
出席者数 32人（構成員、事務局員他）

平成28年度 第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

第4回～第5回

★第4回 12月21日（水）午前
テーマ 見える化作業の調査結果について
地域の退院支援について知ろう
出席者数 29人（構成員、事務局員他）

★第5回 2月15日（水）午前
テーマ 28年度の見える化作業分析と29年度目標について
出席者数 人（構成員、事務局員他）

平成28年度 第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

支援のすそ野を拡げるために

● H28年度 見える化作業

★地域移行支援対象者数の把握

➡ 病院アンケート調査

★支援実績と課題把握

➡ 障害者相談支援センター等への
アンケート調査

● H29年度 見える化作業を受けての目標設定

平成28年度 第2回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

見える化作業の結果－1

1 地域移行支援対象者数の把握

★ 地域移行支援対象者数が明確に

市内5病院 → 70人

😊 医療・地域関係機関の連携した取り組みを!

※地域移行支援対象者とは、受け入れ条件が整えば退院可能な患者さん（572人）の中で、専門部会で共有された2項目（①SOSが出せる、②服薬、通院ができる）を満たす患者さん

見える化作業の結果－2

2 支援実績と課題把握

★ 地域移行支援実績(H28年度上半期)

障害者相談支援センター等 → 39人

★ 支援課題

●地域移行・地域定着支援の推進

- ・病院、地域関係機関の顔の見える関係づくり、・役割分担、・意見交換の場の設定、
- ・顔が見えると依頼しやすい、・院内外プログラムの参加、共同実施

●人材育成、研修、バックアップ体制

- ・地域移行のノウハウの研修会や事例に即した勉強会の開催
- ・バックアップ体制があれば、支援依頼があっても受けやすい
- ・個別給付申請を具体的に学べる機会を作る

●居住資源の充実、普及啓発

- ・地域の受け入れ先、単身アパートやGHが少ない、・退院先の選択肢があれば、増えていく
- ・地域の理解を深めるため、まずは不動産屋さんへ地域移行の取り組みをしてもらおう。
- ・病院や区役所職員への事業の説明、普及啓発

(※詳細は、別紙 アンケート及び調査結果を参照)

研修会の開催結果

★第1回 H28年12月19日（月）

テーマ：「**精神障害者地域移行・地域定着支援のすそ野を拡げるために～東京都の実践から学ぶ～**」

講師：金川 洋輔氏（地域生活支援センターサポートセンターきぬた 相談支援専門員）
参加人数：46人

★第2回 H29年1月26日（木）

テーマ：「**精神障害者地域移行・地域定着支援～横浜市の退サポを学ぶ～**」

講師：村山 哲史氏（横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター 相談支援専門員）
参加人数：43人

H29年度

川崎市地域自立支援協議会精神障害者地域移行・ 地域定着支援部会 計画書（案）

活動目的	長期にわたり入院している精神障害者の地域生活への移行および定着支援の体制を充実させる。
課題	① 医療・福祉関係機関との支援方法の共有化 ② ピアサポーターとの共同による地域移行支援 ③ 地域移行支援のモニタリング体制 ④ 地域移行支援の見える化（H28年度実施済み） ・支援対象者の把握 ・地域状況の理解
長期目標 （H28～H29年度）	支援のすそ野を上げよう！
短期目標 （H29年度）	① 地域移行・地域定着支援体制の拡充 ② 人材育成の充実（研修会、事例検討会、バックアップ体制の充実）

H29年度 目標達成に向けた専門部会活動

★ **開催日数 年6回**

★ **構成メンバー**

- 当事者（ピアサポーター）
- 障害者センター（井田・百合丘）、南部地域支援室
- 医療機関（対象6精神科病院）
- 生活保護自立支援室
- 各区相談支援センター（代表）
- グループホーム（代表）
- 保健福祉センター（精神担当7区代表）
- 宿泊型自立訓練施設桜の風もみの木ユニット

★ **取り組み内容**

ワーキンググループの設置等により、下記の3項目に取り組み

- 地域移行・地域定着支援体制の拡充 - 顔の見える関係づくり
- 人材育成（研修会及び事例検討会、バックアップ体制の充実）
- 居住資源の充実、普及啓発

H29年度専門部会について

川崎市地域自立支援協議会

川崎市地域自立支援協議会 精神障害者地域移行・地域定着支援部会

- ① 地域移行・地域定着支援体制の拡充
連携強化・居住資源充実・普及啓発
- ② 人材育成の充実
研修会、事例検討会、バックアップ体制の充実

ワーキング
グループ

ワーキング
グループ

ワーキング
グループ

取組内容ごとに、ワーキンググループで検討（部会と同日開催・共有）

平成28年度

川崎市地域自立支援協議会について

平成29年3月16日(木)

第3回川崎市地域自立支援協議会全体会議

平成28年度の体制

- 【長期目標】
『ともに暮らすまちづくり ～みんなにやさしい川崎市～』
【短期目標】
『地域自立支援協議会構成員のネットワークの強化』



定例会 【活動内容】 構成員間のネットワーク作りの活動、各専門委員会の活動報告

①課題抽出意見交換会(7月、11月)

(第1回)実施日 7月12日

内 容 ・平成27年度までの課題についてのフィードバックと精査及び優先順位の検討
・新たな問題の抽出

(第2回)実施日 11月8日

内 容 ・第1回で抽出した問題の整理、課題提出票の作成
・新たな問題の抽出

定例会 【活動内容】 構成員間のネットワーク作りの活動、各専門委員会の活動報告

②1月20日開催 「地域包括支援センターと企画運営会議の話し合い」

今年度は協議会定例会として実施せず、企画運営会議との話し合いに変更し、開催。参加者は26名。

地域包括支援センターと地域自立支援協議会企画運営会議の説明後、3グループに分かれ、地域づくりについて、それぞれが現在取り組めていること、今後の課題、今後連携できそうなことを話し合った。

定例会 【活動内容】 構成員間のネットワーク作りの活動、各専門委員会の活動報告

③研修会(9月)

(第1回)実施日 9月13日

内 容 ・成年後見制度について
・「かわさき障害者福祉施設たじま」見学会

(第2回)実施日 2月9日

内 容 市民向け研修会
「目の見えにくい人のことを知ってみよう」
講義と体験を交えながら、視覚障害についてや
街で見かけた時の声掛けの仕方等を学ぶ

専門委員会① 【児童委員会】

【長期目標】
『教育機関等との情報共有』
【短期目標】
『支援者への情報発信』



「川崎区障害児支援機関一覧表」の作成

- ・「支援者が知識を持ち、相談を適切に受けられること」を目的とした支援者用冊子
- ・12月より手渡しや郵送等により配付を開始
- ・今後活かすため、アンケートを同封
- ・配布先 児童関係事業所、教育機関、相談機関 等
発行部数 約250部

専門委員会② 【相談支援委員会】

【長期目標】
『つながり上手になる』
【短期目標】
『事例を通じてつながり方を共有する』

各分野からの事例紹介の実施

～具体例を通してつながりを考えていく～

8月、10月、12月の3回、事例検討を行う中で、繋がり方がうまくいった場合と難しかった場合等の紹介を行った。



専門委員会③ 【地域つながり委員会】

【長期目標】
『市民の声を聞き・つながり、支え合える地域づくりを目指す』
【短期目標】
『地域の資源を知り学ぶ』

11月 福祉まつり参加

※相談ブース、視覚障害者向け用具の体験コーナーの設置、自立支援協議会の広報活動等

2月 市民向け研修会の開催

※「目の見えにくい人のことを知ってみよう」

視覚障害や支援の仕方について体感してもらう機会を設けた。参加者 31名



平成28年度 幸区地域自立支援協議会

平成29年3月16日(木)
第3回川崎市地域自立支援協議会全体会議

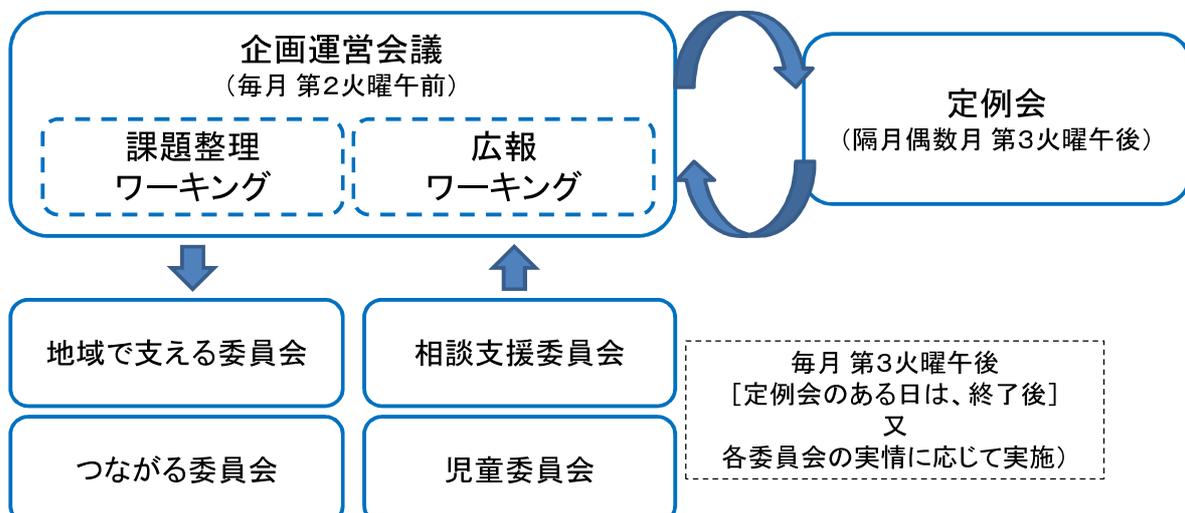
平成28年度 幸区地域自立支援協議会体制①

長期目標(期間:平成29年度~30年度)

- 顔の見える関係で地域が連携し、暮らしやすさにつなげる

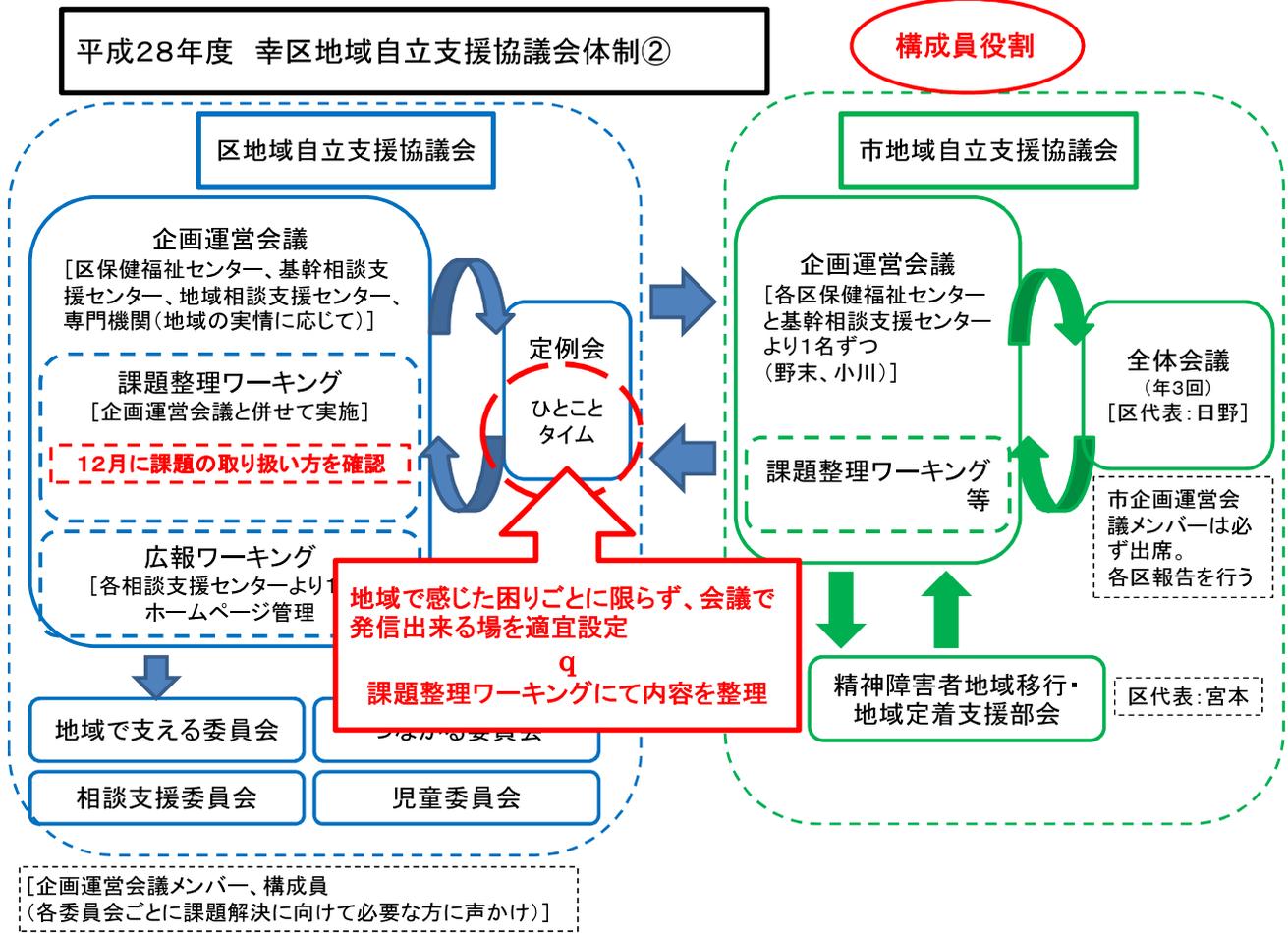
年度目標(期間:平成28年度)

- 構成員全員が協働しながら、地域の実態や課題等の情報を共有する



平成28年度 幸区地域自立支援協議会体制②

構成員役割



地域で支える委員会

[地域課題]

高齢、障害その他、地域の複雑な課題を抱える事例、埋もれている事例について、関わった支援者が個々で動いてみたけれど、抱え込んでしまう

↓
『地域で支え合う仕組み』(夢見ヶ崎地域包括エリアで実施)
≪支援者支援の視点≫

活動目的

- ・高齢・障害他複雑な問題を抱えていたり、地域で埋もれているケースについて、支援者が個々で抱え込まず必要な関係機関とつながっていくための仕組みを考える。

長期目標

- ・個々で抱えている支援者の課題解決につながるようなツールや仕組みを作る。

短期目標

- ・多機関連携ケースを出し合い、地域資源として利用できるものを洗い出す

今年度取り組み

- ・委員会構成員より事例報告(3回)。多機関との連携等で円滑に進んだこと、難しかったこと等、意見交換を通して原因や理由を共有し、情報を蓄積した。
- ・検討してきた事例を分析し、様々な機関が介入するタイミングや支援方法が共有でき、他の機関がなぜ動くことができたのか、動けなかったのかなどの疑問が解消できて、連携しやすくするための仕組みを考える土台ができた(地域で支える仕組みを考えた1年間)。

今後の方向性

- ・1年間検討した仕組みを地域にどのような形で生かしていくかが今後の課題
- ・今年度取りまとめた内容を試行していくことと、事例検討で出た連携のエッセンスを発表する機会を検討する予定

つながる委員会

[地域課題]

・本人(の状態)に合った福祉施設を利用できているのかの検証が難しい。福祉施設の特徴(情報)が整理しきれていない。

↓

『社会資源の横のつながり』(サビ管同士の連携)

[地域課題]

支援が必要だが、まだ支援が届かない・知らない人が地域に多くいる。

『地域の小さな情報が入りやすい雰囲気、ネットワーク作り』

(民生委員児童委員、地区社協への働きかけ)

活動目的

- ・地域ネットワーク構築のための企画を行う

長期目標

- ・地域ネットワークの土台を作る

短期目標

- ・地域がお互いの活動を知る。協議会を知ってもらう。

今年度取り組み

地域情報を知り、協議会の活動(主旨)を知ってもらうことで、地域ネットワークにより円滑に支えていく土台作りを行った。

- ・幸区社会福祉協議会事業報告の実施
8月定例会にて実施。社協担当者とのつながり。
- ・民生委員への協議会周知
地域包括支援センターと情報交換。民生委員と顔の見える関係になるには時間が必要。
- ・幸区サービス管理責任者(生活介護)との交流会実施
12月 セルブきたかせにて実施。お互いの活動紹介、事例検討。



今後の方向性

- ・社会福祉協議会と情報交換ができる関係の継続(協議会構成員への働きかけ)
- ・民生委員への相談支援センターの継続的周知(平成27年度には実施済み)
- ・サービス管理責任者同士における自発的交流に向けての働きかけ
- ・新たな課題への取り組み(地域ネットワーク構築のための調査など)

相談支援委員会

[地域課題]

相談支援を巡る課題は多岐にわたっている。課題の洗い出し、整理から開始。8月に課題提出表を提出。

『計画相談を立てる事業所の数が少ない為、計画相談を受けられない人がいる』

活動目的

- ・計画相談がスムーズに行われる仕組みを作る

長期目標

- ・3つのカテゴリーの充実から、幸区の計画相談支援の充実を図る

短期目標

- ・課題の洗い出しの場を設定し、各カテゴリーの課題を抽出する



今年度取り組み

- ①9月 新規開設の指定特定相談支援事業所3ヶ所訪問。計画相談の課題等の聞き取り。
- ②11月 委託相談支援センター4ヶ所集まり、計画相談の課題について聞き取り。
- ③1月「幸区相談支援事業所意見交換会」開催。委託相談4ヶ所、指定特定相談支援事業所6ヶ所、障害者支援係が集まり、幸区内の計画作成の実情を情報共有。疑問や意見等を、グループワーク形式で話し合い。普段から、計画作成時等に相談しあえるような、顔の見える関係作りを目指していく事を確認。
- ④2月「障害児相談支援を知ろう」をテーマに、南部地域療育センターの児童相談支援の取り組みについて勉強会開催。



今後の方向性

今年度取り組んだ内容を基に、課題を明らかにし、より具体的な取り組みを進めていく(3つのカテゴリーについて、より促進させていく)

児童委員会①

[地域課題]

学齢期に支援が必要と思われるエピソードはあるが、社会に出てからつまづく等、生活の立て直しが困難。

↓

『学齢期における教育と福祉の連携』

活動目的

- 学齢期における教育と福祉の関わりを広げる

長期目標

- 幸区内特別支援教育コーディネーターとの連携

短期目標

- 幸区内教育関係者への発信

今年度取り組み

- 療育手帳保有数実態把握
区内療育手帳保有人数、高卒までの手帳取得人数を年代別データ確認。年齢が高い人は18歳以降に取得する割合が多い。
- 御幸中学校通級指導教室見学、先生との意見交換（2月）

今後の方向性

- 学齢期における学校と福祉の連携のできることの検討（区内中学校特別支援教育コーディネーターとの関係作り）を行う

児童委員会②

[地域課題]

父親が子育てに関わる機会が少なく、父子関係に影響したり、父親の力が発揮できない

↓

『父親相互の横の連携を図り、父親の力を高める』

（父親と障害のある子供たちのふれあい）

活動目的

- 父親相互の横の連携を図り、父親の力を高める

長期目標

- 父親同士が語り合える場を設定し、つながりを作る

短期目標

- 父親が子どもと気軽に参加できる場を設定し、父子の触れ合う機会を作る

今年度取り組み

- 9月 施設見学会（土曜）[障害者福祉施設たじま] 昨年度サッカーイベントでのアンケートを基に実施。
- 11月 お父さんと障がいのある子どもたちのふれあいサッカーイベント（土曜）[川崎フロンターレ協力] 父親同士で懇談。家庭での役割、子どもと接する上で工夫している事など、情報共有。連絡先交換。
- 3月 施設見学会第2弾（土曜）[就労移行支援事業所] サッカーイベントでのアンケートを基に実施。参加父親から参加の声かけ。父親同士で懇談。



今後の方向性

今年度活動を基本に、父親同士が語り合える場を設定し、横の連携、つながりを持てるようにする

平成28年度

中原区地域自立支援協議会

平成29年3月16日（木）
第3回川崎市地域自立支援協議会全体会議資料

平成27年度 中原区地域自立支援協議会 テーマ 「つながろう中原」

○中原区事業所連携委員会

- ・中原区内の障害に関連するサービス事業所の紹介出来る冊子を作成。

平成27年度は試作段階として協議会に参加している構成員が自身の所属事業所を紹介したものを冊子としてまとめ、配布しました。

○普及啓発委員会

貸して安心ガイド 区内の“神奈川県あんしん賃貸住宅”協力店となっている不動産屋さんを回り「貸して安心ガイド」についてのアンケートを実施

当事者活動の側面支援として「なかはらファミリー」開催に当たり、実行委員の想いが活動に反映されるようサポートスタッフとして活動を後方支援しています。年3回実施し、10名前後の参加者

広報誌の作成

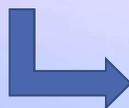
普及啓発活動の一環として、広報誌「なかはら楽通信 創刊号」を作成しました。

○長期目標（平成28～29年度）

「中原区地域自立支援協議会の体制作り」

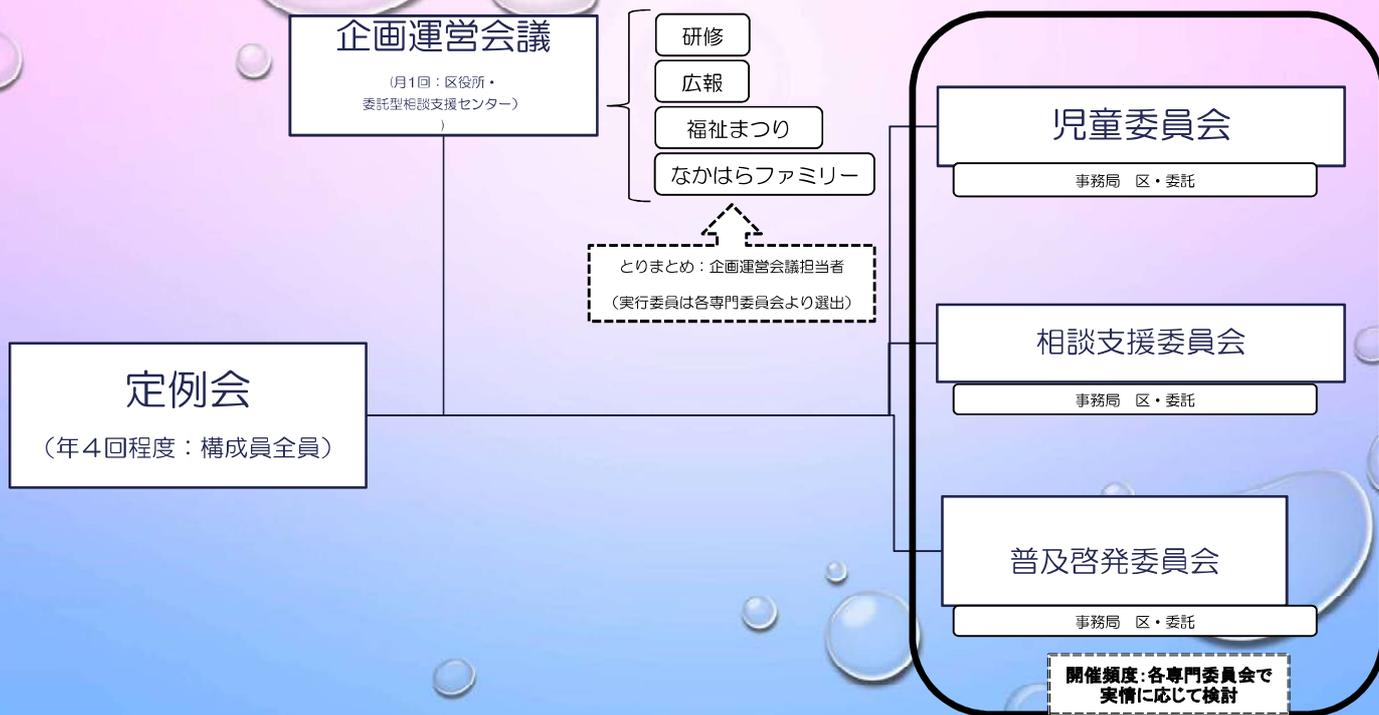
○短期目標（平成28年度）

「中原区内の事業所の役割を知り、伝える」



短期目標の達成状況については
各専門委員会の活動と併せて
ご報告します

平成28年度 中原区地域自立支援協議会



児童委員会

【短期目標】

- ・ 中原区内の配慮の必要な子どもたちの放課後を知る

【長期目標】

つながる、広がる、支え合う

【第2回までの取り組みと報告内容】

- 児童期の課題として、配慮の必要な子ども（とりわけ特別支援学級在籍児）の保護者の中でも多くの情報に接することのできている保護者とそうでない保護者との間で情報格差が生じているなど、保護者に支援機関やその利用の仕方が周知されていないことなどが出された。そうした課題を受け、保護者などへの適切な情報提供の一環として、
⇒ 配慮の必要な子どもの放課後の居場所や利用可能な制度・サービスを調べ、展示物を作成。中原区の **福祉まつり**（H28年11月5日）にて、広報・周知活動を行った。
- 同じく構成員から、放課後等デイサービス事業所の新規開設が相次ぐ中で、利用の仕方や上限管理等について混乱が生じているとの問題を受け、中原区内の放課後等デイサービスの事業所に声をかけ、**中原区放課後等デイサービス連絡会**を開催（第1回：平成28年9月12日、第2回：平成28年10月17日）
⇒ 区内の14事業所から参加があり、さまざまな意見交換や課題の共有を行えた。

【第2回以降取り組み内容と次年度に向けて】

- 保護者などへの適切な情報提供のため、展示内容の更新を行いながら次年度も継続して、福祉まつりなどの機会を通じて、広報・周知活動を行っていく。
あわせて、他区の児童委員会で作成された冊子等を参考にさせていただきながら、**中原区の配慮の必要な児童が利用可能な制度や関係機関等が掲載された冊子作成につなげていく。**
- **放課後等デイサービス連絡会の開催**を通じて、中原区内の放課後等デイの事業所と相談支援センターが顔見知りの関係になったことにより、放課後等デイの事業所から直接相談支援センターへ相談の連絡が入るようになるなど、連携が取りやすくなった。利用日数の調整や児童の情報共有の仕組みなど、こうした連絡会の開催を通じて浮かび上がってきた課題を協議会の児童委員会の活動につなげていきたいと考えているが、連絡会に参加した各事業所の方々が児童委員会の新規構成員になるという流れには至っていない。その一方で、放課後等デイの事業所から次回の連絡会開催を期待する声があがっており、H28年度中に各事業所へアンケートを取り、どのような場や機会として連絡会の継続開催を希望されているのかを把握しながら、次年度の活動につなげていく。

相談支援委員会

【短期目標】

事例を通して相談支援従事者の関わり方（姿勢）を検証する

【長期目標】

中原区内の相談支援体制の標準化をめざす

【第2回までの取り組みと報告内容】

- 意見交換
「それぞれの立場から相談支援とは何かを考える」
「相談支援事業所の考える相談支援」
「各事業所の現況の報告」
 - 事例検討
事例検討を実施し出てきた問題より、委員会の取り組みの内容を具体化する。
相談支援専門委員会として事例検討の中から以下の3点を課題提出票に落とし込みの作業を行なうことになった
- ① 児童相談所について知る。
 - ② 児童期から成人期への移行時に支援が途切れる。繋がらない。
 - ③ 支援機関が情報共有するためのツールがない。

- ・ 事例検討の中から上記の3点を検討事項として挙げ
今後、課題を課題提出票に落とし込みの作業を行なう。
- ・ 個別支援の検討を重ね、課題提出票に落とし込む作業の中で、必要な際には児童委員会や普及啓発委員会にも協議を依頼、意見交換の機会を設けることも、検討する。

【第2回以降取り組み内容と次年度に向けて】

- 課題提出票の落とし込み作業を通じて、以下2点の活動に繋がった。
①引き継ぐ際に必要な情報や不要な情報について
②相談の仕方を工夫することで、みまもり支援センターが身近な地域の社会資源であることが明らかとなった。みまもり支援センターとのつながり方について手立てを協議。
- 平成29年度の活動に向けて
①協議会構成員が基礎情報用紙のデータを共有。
中原区内の事業所で移管や、引継ぎ、事例検討などの情報交換の際には活用。
必要であれば、内容の見直しを図っていく。
②みまもり支援センターが支援の対象となる事例検討の際には、参加してほしい目的を明らかにしたうえで、参加を依頼する。一緒に検討を行い、必要に応じて助言していただき、支援機関同士が繋がる機会を持つ。
また、みまもり支援センターからも、可能な範囲で事例報告をしていただき、学ぶ機会を持つ。

普及啓発委員会

【短期目標】

中原区内の事業所について知る

【長期目標】

顔の見える関係性を作る

【第2回までの取り組みと報告内容】

○支援機関より「中原区内の障害者対象の事業所を知らないため、聞かれても自分が繋がっている他区の事業所を紹介してしまう。また、事業所の種類も多く、新規事業所も増えている。事業所毎にどのような特色があるのか分かると、支援側の立場としても紹介しやすい」という意見があがる
→中原区内の障害に関連するサービス事業所の紹介冊子「**なかしぎょナビ**」を作成

○「**なかしぎょナビ**」に掲載した事業所のうち、協議会構成員以外の事業所へ訪問。
事業所の日常を伺いながら、協議会として協議できる問題点なども聞き取れた場合は、課題整理表を活用し、課題整理ワーキングにあげ、検討を図る

【第2回以降取り組み内容と次年度に向けて】

○「**なかしぎょナビ**」を作成し、各事業所の活動内容を詳しく紹介することで、今まで以上に事業所への関心、理解を深めることができる機会となった。協議会に参加した構成員が、互いに協力しながら冊子作成に取り組むことにより、事業所間の繋がりをもてた。

○協議会の活動を知っていただくきっかけに繋がった。
実際に利用者の方がいらっしゃる場面を見学させて頂き、取り組み内容や事業所の特色等についてより理解を深めることができた。
事業所職員との顔の見える関係を築ききっかけとなった。

○平成29年度の活動に向けて

- ・事業所の職員と関係性を深め、連携をとりながら、地域の方々に協議会の周知を図る。
- ・障害を持つ当事者やそのご家族、事業所の職員等サービスについて学習会や研修会を企画、運営を行なう。

その他の活動

【なかはらファミリー】

当事者活動の側面支援として「なかはらファミリー」開催に当たり、実行委員の想いが活動に反映されるようサポートスタッフとして活動を後方支援しています。
今年度は年3回実施しました。

【研修】 12月16日（金）14:00～

テーマ「親亡き後を見据えて」

参加者（構成員以外） 34名

【広報】

「なかはら楽通信 第2号」作成
12月研修より配信！

【福祉まつり】

11月5日（土）中原区地域自立支援協議会の紹介。児童委員会から「中原区子育て支援ネットワーク」の紹介パネルも展示。

高津区地域自立支援協議会



長期目標（平成28～29年度）

「知る 知らせる 理解する
・・・互いを知る 課題を知る 地域の力を知る
る・・・」
から一歩踏み出そう！

～高津区の現状（課題と地域力）を共有し、
一緒に取り組めるつながりをつくる～



短期目標（平成28年度）

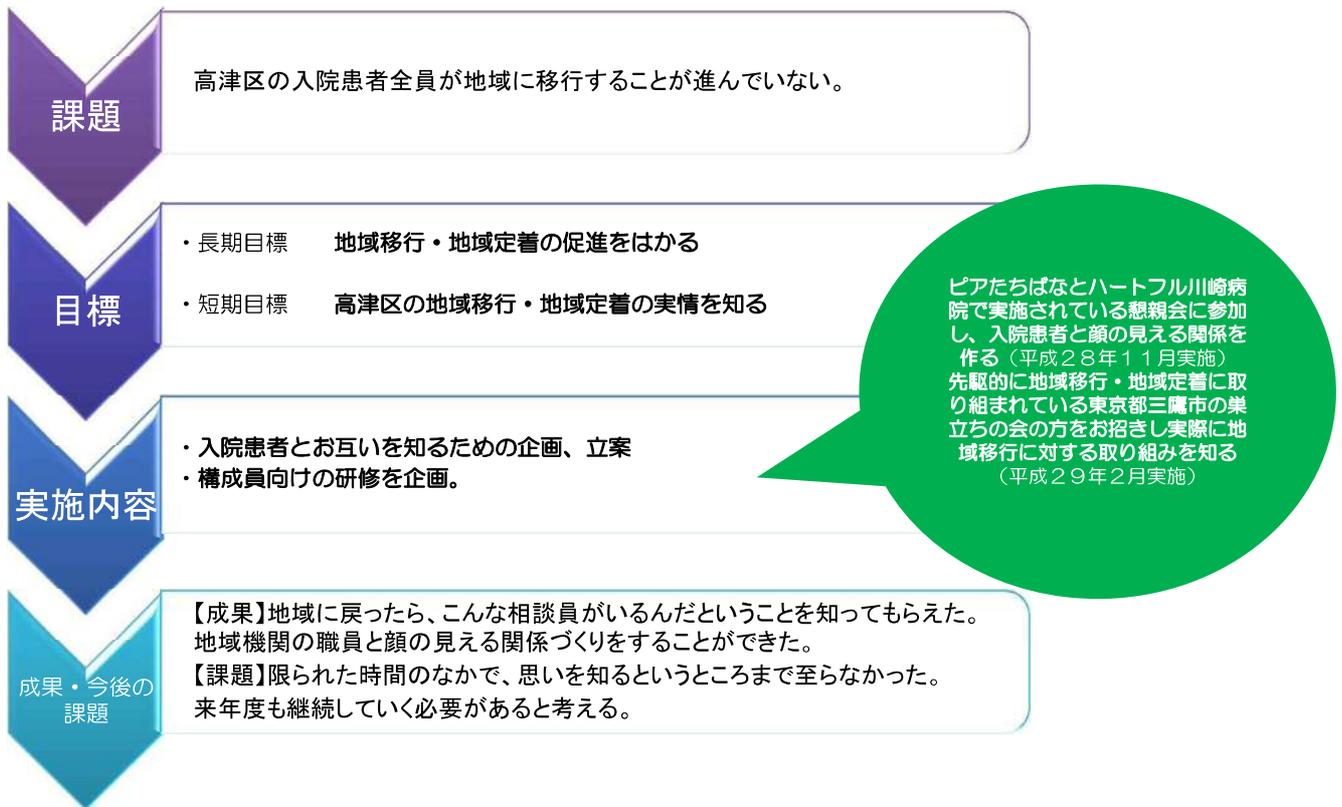
各委員会での目標を中心に、協議会内での委員会のつながり、取り組みを共有する



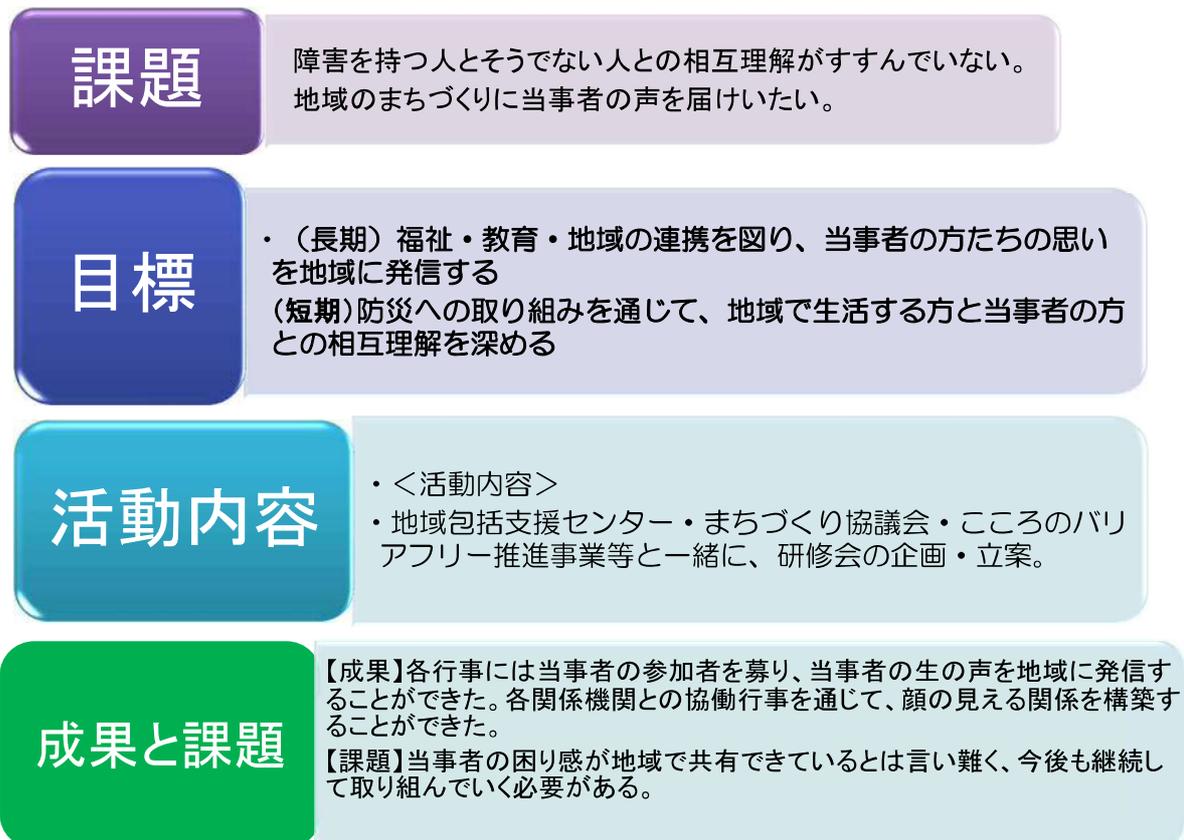
各委員会の目標・取り組み内容

	相談支援委員会	地域移行の課題共有 病院との協力関係を継続
	交流企画委員会	関係機関との連携強化 研修開催
	みんなの居場所づくり委員会	イベント参加の継続・定着 当事者定例会の開催
	児童委員会	抽出された課題から今後の 取り組み内容を検討

相談支援委員会



交流企画委員会



みんなの居場所づくり委員会

＜課題＞当事者がやりたいことをできない、地域に出る機会が少ない、自分の力を生かせる場がない。

＜長期目標＞ 活動の中で、少しずつ当事者が主体的にできることを増やしていく。

＜短期目標＞ 当事者が地域で関われるイベント参加の継続・定着や、当事者定例会を開催する。

＜実施した内容＞

- ・当事者の地域イベントへ参加
- ・当事者定例会の開催（8月・10月・12月・2月実施）

委員会発足当初は、誰もが集まれる場を作ることが目標であったが、当事者が参加し、話し合いながら進めてきたことで、集まれる場ではなく、誰もが地域に出ていき、地域全体を居場所とする方向に軌道修正ができた。

＜成果＞短期目標は、達成できている。当事者定例会において、参加者の希望を実行し、参加者同士の輪がひろがりつつある。
 ＜今後の課題＞取り組んできたこと(やってみたこと)をどう定着させていくか。

【地域】に当事者の顔を知ってもらう方法をさらに検討していく。

児童委員会

課題

放課後等デイサービス事業所の増加に伴い、利用者が複数の事業所を利用することで、連携した療育的アプローチが行いにくい。放課後等デイサービス事業所が増え、実態が把握できない。

目標

長期目標 より良い療育のためのネットワークづくりを目指す

短期目標 高津区内にある児童発達支援事業所や放課後等デイサービスとの定期的な交流の機会を目指し、ネットワークを構築する

活動内容

- ・他区や児童対象施設の状況確認
- ・交流会の内容の検討、実施

★成果★ゼロから準備し、年度内に2回交流会を実施できたことは成果と考える。出席した放課後等デイサービスの特徴等知る契機となった。出席した事業所からも好意的な意見が多く、ネットワークづくりの足掛かりとなった。

課題

★今後の課題★交流会については、いずれは事業所側の自主運営を目指したいが、現状ではその段階には至っていないため、次年度も児童委員会が間に入って交流会について検討・実施が必要である。次年度も事業所側が継続して参加したいと思えるようなテーマ設定や時期などが今後の課題である。

短期目標への取り組み

- 5月 定例会で、各委員会の今までの活動報告実施
- 10月 相談支援委員会・みんなの居場所づくり委員会の活動報告
- 11月 交流企画委員会・児童員会の活動報告
- 2月 各委員会のまとめ・発表

その他

企画運営会議では、毎月活動状況の把握を実施。



平成28年度 宮前区地域自立支援協議会 年間活動報告

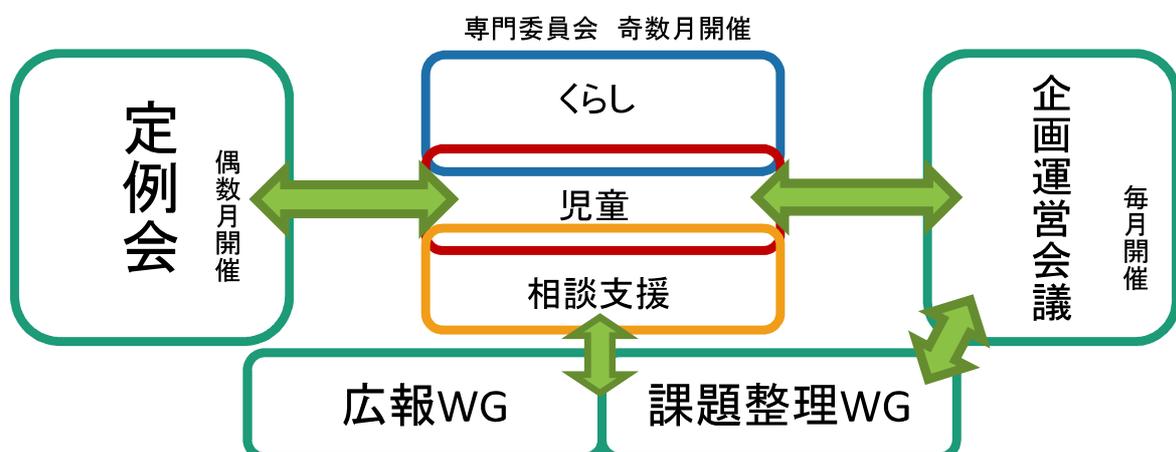
平成29年3月16日(木)

第3回 川崎市地域自立支援協議会全体会議

平成28年度 宮前区地域自立支援協議会の体制

長期目標 地域でつながり、みんなの暮らしやすさを広げる

短期目標 宮前区の今の地域資源や課題を知る



児童委員会の活動報告

活動目的

(障害児)子育て支援の情報収集と提供

長期目標

今まで情報が届かない人に情報を届ける

短期目標

今困っていることを吸い上げる

「ふれあいJr.NO4」の発行
 小学生のお子さんを持つ保護者に向けた情報
 居場所をみつけよう！～(放課後デイ、サークル等の情報提供)
 10月24日(月) 地域支援講座開催
 「学齢期のサポート ～子どもたちの育ちを一緒に考えましょう～」
 講座終了後 個別相談対応の時間



講座のグループワークや個別相談
 委員会でのグループワーク

個別
 問題



個別の問題出し→分析

相談支援委員会の活動報告

活動目的

個別支援の中で、出てきた課題の解決

長期目標

協議会で取り組む相談支援の課題について整理する

短期目標

相談支援に関する課題を整理する

(委託の相談支援と区役所CWが日頃の相談支援活動から
 問題と思うことを出し合っていく！)
 テーマを決めて、問題出しからスタート。問題を整理し分析する。



テーマ
 計画相談・一次相談
 地域移行・医療・住まい



問題出し



整理・分析

くらし委員会の活動報告

活動目的 障害がある人の暮らしづらさの解消に向けて取り組む

長期目標 地域の人々やサービスにつながない人にも役立つ情報を伝える

短期目標 「防災」と「移動」に関する現状を明らかにする

東名 高速道路
TOMEI EXPWY

「防災」と「移動」の2つのグループに分かれて活動。



アンケート調査



結果を整理・分析



防災

薬局へのインタビュー調査



移動

分析結果を次年度につなげる



ワーキングの活動報告

広報

- 区ホームページの内容更新
- 情報紙「ほっととらいあんぐる」の発行
- 区協議会パンフレットの素案作成



課題整理

- 各委員会のアンケート結果や問題を分析した資料等の情報を基に課題整理→地域課題一覧表の更新

定例会の活動報告

長期目標 地域でつながり、みんなの暮らしやすさを広げる

短期目標 宮前区の今の地域資源や課題を知る

地域包括支援センターとの意見交換会(8月、2月の2回開催) * 左の画像
施設見学(まじわーる宮前、井田障害者センター) * 右の画像
専門委員会からの発信企画 ~「問題」と「課題」の違いについて~
「聞かせてみんなの暮らし」当事者(ろう者)との意見交換会 * 中央の画像



平成28年度の課題①(専門委員会)

課題

児童

・情報紙を発行した効果測定の方法 ・講座の目的や実施について検討 など

相談支援

・委員会メンバーの考え方 ・関係機関と協働の方法 など

くらし(移動)

・調査範囲や対象を拡大したアンケート調査の必要性 ・効果的な情報発信方法 など

くらし(防災)

・調査した内容のまとめと発信方法 ・薬以外のことへの取り組み など

次年度に向けて

児童

：発達に心配のある保護者や教育機関・福祉事業所へ必要な情報を届け暮らしを応援していく。

相談支援

：地域に対して相談支援センターの役割や機能を理解・活用してもらえるような具体的な取り組みを進めていく。

くらし(移動)

：移動に関する情報を収集し、活用できる形に整理し発信していく。

くらし(防災)

：調査や情報収集した内容を「日頃からの備え」等にまとめ、情報を発信していく。

平成28年度の課題②(ワーキング、定例会)

課題

広報

- 発行・印刷作業について
(印刷作業の負担、適正部数の確認・検討など)
- 位置づけ・作業内容について
(ワーキングの作業内容の確認、掛け持ちでの作業負担感など)
- 広報物内容について
(区協議会の情報発信不足など)

定例会

- ・定例会での協議時間の確保
- ・全構成員が共通認識を持つことの困難さ

多摩区地域自立支援協議会

平成29年3月16日
川崎市地域自立支援協議会第3回全体会議
於：市役所第3庁舎

28年度 多摩区地域自立支援協議会の目標

長期: さらに一步! 地域とのつながりを深める
(平成28年~29年度)

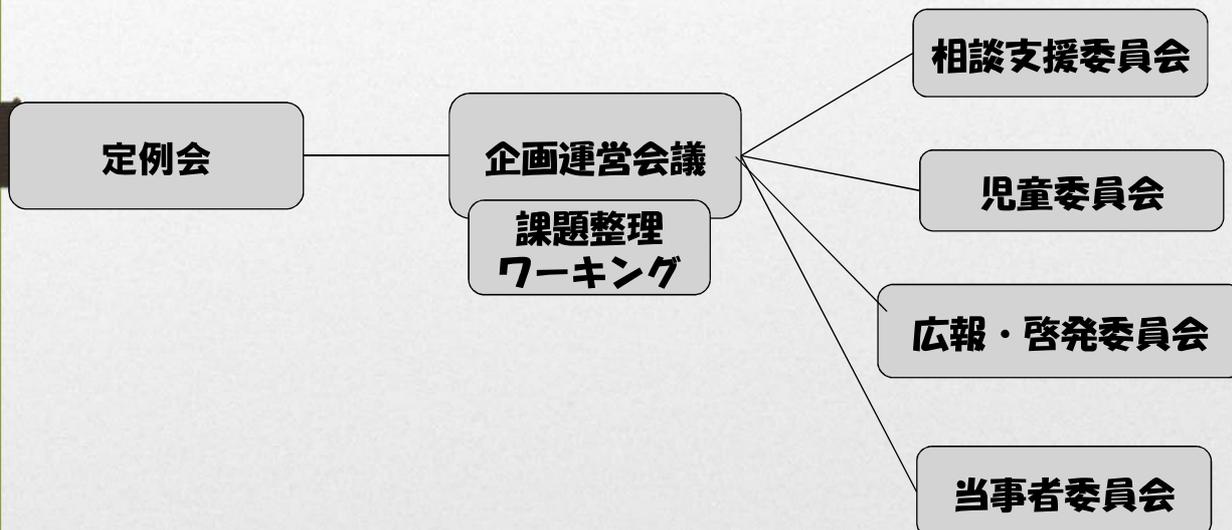
短期: たくさんの人と知り合おう!

⇒ 目標に対する取り組みや達成状況についてアンケート
配布。意見取りまとめ中。

平成28年度の活動体制

企画運営会議、各委員会は 月1回 開催。

定例会は 偶数月 開催。



広報啓発委員会

目標:協議会の活動と、地域のことかわかる広報紙を2回発行する。

各イベントでの広報活動の具体案を出す。

(地域のイベント、サークル活動の情報を集め、障がいの
ある方も参加出来るものについて情報発信する)



- ・広報紙たまネットの作成(秋と春の年2回)
- ・ホームページの管理、更新
- ・多摩ふれあいまつり、おたすけカードの印刷等

児童委員会

目標:きずなへの一步、子ども達を支える地域の仲間を増やそう!

(障害をもつ児童に対する支援の充実を図るため、関係機関とお互いの顔の見える、横のつながりかもてるように活動する)



・子ども達を支援している事業所のつどい(年2回実施)

相談支援委員会

目標:「多摩区、川崎市の相談支援を知り、連携する方法を考えていく」

(相談支援の質の向上を目指した活動)



・相談支援事業所のつどい(年2回)

当事者委員会

目標:各施設のバリアフリー状況の調査、
及びバリアフリーマップの作成
(当事者が出かけやすい地域の情報収集を行う)



バリアフリー状況の調査(かわさき宙と緑の科学館、せせらぎ館)
バリアフリーマップの作成準備

課題整理ワーキング

- 課題を抽出しやすいように書式を追加・変更
(委員会の活動内容報告書:取り組みに1枚作成
委員会会議録:困ったことなども記載)
- 課題提出票と各委員会からの報告書をもとに課題を
整理中

定例会

2か月に1回開催

グループ討議等

7月：「街で助けってもらってよかったこと、余計だった経験」

9月：「防災について考える(日頃からの備え)」

11月：「区地域自立支援協議会について考える」

とびこもう地域の中へ つながろう 麻生

麻生区地域自立支援協議会

平成29年3月16日

第3回川崎市地域自立支援協議会全体会議 報告資料



目標について

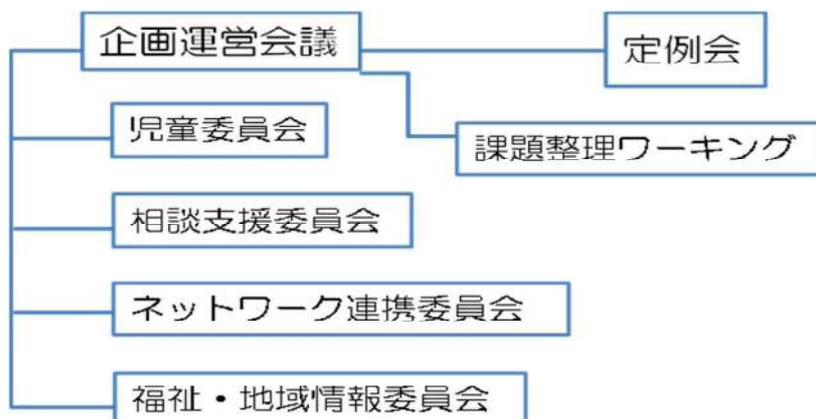
長期目標 「とびこもう地域の中へ つながろう麻生」

平成26年度～28年度で設定していたが、市協議会の長期目標設定に合わせて、29年度まで延長とする。

短期目標 「前年度の取り組みを深め、地域につなげる」

これまで平成28年度までの目標達成を目指してきたことから、各活動とも28年度の完結を目指していく。

組織図



児童委員会

1. 活動目的 「こどものえがお つながるあさお」
2. 長期目標 「児童及び児童にかかわる方々のニーズに応じた情報発信をする」
3. 各活動の短期目標 と実績

	短期目標	活動実績
出張相談	地域の障害があるお子さんをお持ちの家庭に対し、情報源の確保、発心を行う。	区内小中学校(17校)の校長会に出張相談の説明。学校への直接訪問による説明。今年度は学校から出張相談の依頼なし。
リーフレット	地域資源の利用時において、情報獲得の手掛かりになるものとして大成させる。	案は完成するも文言修正等に時間を要し、今年度発行に至らず。
ピアサポーター	重要な地域資源としての存続・活用。	北部地域療育センターに活動の場を移し、活躍の機会を広げた。計12名の保護者と話し合う機会を持った。
共生活動	ともに活動することで、地域の子ども、または地域の子ども、または地域住民の障害理解、受容につなげる。	区内事業所の企画を通じて地域の子どもと障害のある子どもとの交流機会を持つ予定であったが、天候不良により実施に至らず。

4. その他の活動 研修会「支えあう まちづくり」の開催を行う。 参加者52名。

5. まとめ・成果・課題

- ・地域とのつながりを少しずつ持つことができているが、目標達成には到達していない。
- ・構成員やつながり先の担当者が変わることで取り組みの継続が課題となっている。
- ・児童支援の関係機関等以外の意見、他の委員会との交流が必要。
- ・地域をテーマにした研修会は、更なるつながりを作るためにも必要。
- ・活動を行う中で、広報の重要性を再認識した。

福祉・地域情報委員会

1. 活動目的 「障害のある方や身近な人に、情報を届ける」
2. 長期目標 「つながろうカードをきっかけに地域への障害理解を深める」
3. 短期目標 「つながろうカードの配布先を、人が多く集まる場所や会議などに拡大する」

4. 活動実績

区保健福祉センター窓口、区内4か所の相談支援センターの連絡先が載った「つながろうカード」を2000作成。困りごとを抱えながら地域で暮らす方に相談先の情報を届ける活動を行った。

<配布先(予定含む)>

病院、クリニック、薬局、区役所、図書館、老人福祉センター、郵便局、金融機関、スーパー、大学、交番、駐在所、福祉事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、民生委員、福祉まつり…計97か所

5. まとめ

<課題>

- ・予算請求の関係で作成や配布に時間を要した。
- ・「障害」の言葉に抵抗を感じることはないようなデザインにしたが、逆にその趣旨や対象者が分かりにくいという意見もあった。

<成果>

- ・依頼先での設置、配布状況を確認するためのモニタリングを実施。
- ・カードを見て相談機関に連絡してきた人が確認できただけでも5名いた。
- ・委員自身が地域とのつながりを持ち、また協議会や障害の普及啓発となった。
- ・カードを通しての普及啓発はある程度達成したが、今後も配布を継続していく。
- ・カード以外の手法も検討していく。

ネットワーク連携委員会

1.活動目的

「障害のある人もない人も共に生きる社会をつくるため麻生区の福祉団体以外(企業や高校、大学等の教育機関)と連携できるようにつながりの方法や手段を考えていく」

2.長期目標

「地域に活動内容を発信しコラボレーションできる関係を目指す」

3.短期目標

「企業訪問インタビューと地域福祉交流講座の活動を通じて協議会の認知度を高め地域とつながる」

4.各活動の実績とまとめ

	企業訪問インタビュー	地域福祉交流講座
活動内容	麻生区及び周辺の、地域への社会貢献事業に取り組んでいる企業を訪問し、情報を頂き地域の皆さまと共有し、福祉意識の向上を図る。また共に出来ることを検討していく。	障害福祉への理解を深め「ともに生きる」ことについて考えてもらうきっかけとする。社会人や学生が参加しやすい夜間帯に開催する。
活動実績	・イーヨーカドー新百合ヶ丘店 ・ヴィレッジヴァンガード新百合ヶ丘OPA店 ・向ヶ丘自動車学校	・聴覚障害者の話(10月11日) ・視覚障害者の話(10月24日)
まとめ	お互いの情報共有や取り組み等を知ることができ、企業とつながり自立支援協議会の認知度も向上した。今後も聞き取りを継続するが、聞き取った内容をどのようにしてどのように広報するかが課題。	地域福祉交流講座については参加者のアンケートから、満足度の高い回答が得られた。しかし参加人数が少なく、広報をどのような方法で行うのか、誰を対象にするのか等が課題。

相談支援委員会

1. 活動目的 「麻生区内におけるより良い相談支援体制を作り出す」

2. 長期目標 「相談支援事業所の存在や取り組みを周知すること」

3. 短期目標 「相談支援に関する説明会の実施、及び課題の抽出を行い検証を行う」

4. 活動実績

4月からの活動開始当初は、相談支援事業所の存在や取り組みの周知の為、相談支援に関する説明会、それを通じた課題抽出、検討を行うとした。

検討の過程で、現状を把握することが優先との考えに軌道修正し、「相談支援センターを利用しておられる方の麻生区の相談支援体制の現状について客観的なご意見を伺う」という方向性のもと、相談支援センター利用者のアンケート実施することとなる。現在、内容を検討し、行政内で確認が行われているところである。対象者は計画相談支援対象者70名以上、一般相談支援対象者25名程度、児童相談支援20名程度としている。

5. まとめ

前半は委員会の取り組み内容の方向性を見出すことに費やされたが、そのことにより具体的な方向性を見出すことができた。

今後、アンケートの結果を集計し、現状の把握をしたうえで具体的な取り組み内容を決めていく。

課題整理ワーキング

1. 今年度活動計画

～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度の未整理課題を課題提出票にまとめる。 ・28年度地域課題(問題)の整理。
12月～2月	課題提出票にまとめた地域課題(問題)を区協議会企画運営会議に提出。その内容を深め、解決方法を検討する。
3月	深められた地域課題を改善するための取り組み方法を決定する。

2. 現在の状況

26年度未整理課題、28年度地域課題(問題)を次の通り大まかなカテゴリーに分け、区協議会企画運営会議に提出したが、内容を深める取り組みには至らず。

理由は29年度の区協議会の全体的取り組みの検討に時間を要したため。

＜抽出されたカテゴリー＞

1. 児童期 2. 区民の障害理解 3. 福祉情報 4. 相談支援 5. 社会資源
6. 災害時の支援

3. 29年度の取り組み(現在検討中)

月1回定例会の場でカテゴリーの内容を詳細に検討するグループ討議を実施し、地域課題として整理する。整理された内容をもとに具体的な取り組み(委員会設置等)につなげていく。

今年度まとめ・29年度取り組みの方向性

1. 全体で出来たこと

- ・地域課題を整理して、委員会を立ち上げることができた。
- ・どの委員会でも、地域に目を向ける意識を持ち、つながろうとする姿勢が見られた。
- ・年間目標や活動計画を立て、それを意識して取り組むことができた。

2. 課題と感じていること

	課題	29年度の方向性
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 実働人数が少ない、取り組む内容が多すぎる、異動等による構成員の変動。→目標に達しきれない ② 委員会同志の人事交流、共通に取り組める内容の取扱い。 ③ 区役所、基幹相談支援センターの役割の不明確さ。等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動力に見合った計画的な委員会活動の実施。 ② 長期目標終結に向けた総括的な取り組みの実施。 ③ 区役所、基幹相談支援センター、委員会の役割の明確化。 ④ 委員会間の共通テーマへの協働。等
区協議会の広報	<ul style="list-style-type: none"> ① 区協議会自体を知ってもらえることの必要性。 ② イベント参加等の準備の時間のなさ。等 	<ul style="list-style-type: none"> ① これまでに関わった団体、企業、学校等とのかかわりを活かす。 ② のぼり、看板、グッズ等の活用。 ③ 早期の担当者選定。等
研修	<ul style="list-style-type: none"> ① 参加者の少なさ。 ② 各委員会による研修企画の負担の大きさ。取り組みに時間がかかる→準備期間が足りない。 ③ 地域とつながる内容の研修の継続の必要性。等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 目的、効果、対象者→計画的な企画検討の実施。 ② 一部宣伝方法のマニュアル化。 ③ 委員会独自の企画に問題→区協議会全体としての取り組みの必要性。等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 定例会→報告だけでない、意見交換が活発に行える場づくり。 ② 企画運営会議→十分な会議時間の設定をする。 ③ 情報保障→支障なく会議に参加できるよう、会議資料の事前に送付する。 	



ご清聴ありがとうございました...

	目標内容		活動報告	次年度の方向性
	長期目標	短期目標		
川崎区	つながり上手になる	事例を通じてつながり方を共有する	・各分野からの事例紹介の実施～具体例を通して繋がりを考えていく～事例検討で、繋がりがうまくいった場合、難しかった場合の紹介を行った。 8月：関係機関の多いケース 10月：専門機関、行政、児童、相談支援センターのケース 12月：就労系、相談支援センターのケース	課題として挙げられている事項を含め、今後の方向性及び取り組み事項について、年度内にまとめる予定。
幸区	・地域の相談支援の在り方を検討して、相談支援のネットワークを作る	・幸区内や近隣区域の相談支援事業の実情を知る	9月：新規開設の指定特定相談支援事業所訪問 10月：委託相談支援センター意見交換会 1月：指定特定相談支援事業所との意見交換会 2月：障害児相談支援(計画相談)の勉強会	今年度取り組んだ内容を基に課題を明らかにし、質・計画書の内容、量・計画書作成数、ネットワーク：計画相談に関わる事業所間の連携を促進させていく
中原区	中原区内の相談支援体制の標準化をめざす	事例を通して相談支援従事者の関わり方(姿勢)を検証する	相談支援体制の標準化をめざし、また「それぞれの立場から相談支援とは何かを考える」ことを目的に、事例検討を実施してきた。その過程で、児童期から成人期への移行時に支援が途切れたり、つながらないことが課題となり、児童相談所や地域みまもり支援センター等との連携が課題になった。	ライフステージ等の移行時に支援機関のスムーズな移行が行えるよう、基礎情報用紙等を作成し、関係機関のケース情報の共有に役立ててい
高津区	地域移行・地域定着の促進をはかる	高津区での地域移行・地域定着の実情を知る	11月ハートフル川崎病院とピアたちばなの合同主催による食事会への参加 2月 東京都三鷹市巣立ち会のメンバーを招き、講演会	「知る、知らせる、理解する」に照らし合わせ、来年度は高津区での移行支援の実情を知る、理解するための施策について考えられる機会を作る。(精神保健福祉センターの取り組みについて学ぶ等)
宮前区	協議会で取り組む相談支援の課題について整理する。	相談支援に関する課題を整理する。	相談支援に関する課題について、テーマを設定し抽出し整理・分析を実施。 9月：「計画相談」「1次相談」をテーマにグループワーク 10月：「防災」「医療」「地域移行」「住まい」をテーマにグループワーク 11月：「児童」「移動」をテーマにグループワーク	今年度取り組んだ内容を基に、整理した課題から具体的な解決への取り組みを決める。また、解決の過程を見える形にまとめていく。また、構成員など、相談支援について広く理解してもらえるような取り組みを進めていく。
多摩区		多摩区、川崎市の相談支援を知り、連携する方法を考えていく	多摩区内相談支援事業所の集いを10月と2月に実施。委託相談支援事業所と指定特定相談支援事業所、行政、委員会構成員とで行う。相談支援の現状や問題点などを共有し連携していく1回目は、各々の事業所の実情を意見交換し顔が見える関係を目指した。2回目は、1回目のアンケートを踏まえて内容を決めて実施した。	事業所の集いの継続。その他の課題については、整理して取り組み内容を決める予定。
麻生区	相談支援事業所の存在や取り組みを周知すること。	相談支援に関する説明会の実施、及び課題の抽出を行い検証を行う。	左記の短期目標の設定を変更し、まずは麻生区内の相談支援に関する課題を確認し、その後改めて課題設定を行うことを目的に、相談支援利用者向けのアンケートを実施していくこととなる。現在質問用紙を作成したところであり、今後相談支援センターから相談支援契約を締結している人(約120名)に対し実施していく予定。	アンケートの結果を集計し、現状の把握をしたうえで具体的な取り組み内容を決めていく。

平成28年度 川崎市地域自立支援協議会 各区協議会 共通専門委員会(児童委員会)活動報告一覧

平成29年2月現在

	目標内容		活動報告	次年度の方向性
	長期目標	短期目標		
川崎区	教育機関等との情報共有	支援者への情報発信	・平成27年度からの継続取り組みとして、「川崎区障害児支援機関一覧表」の発行に向けて活動。12月より手渡しや郵送等により関係機関への配布を行った。	長期目標でもある「教育機関等との情報共有」や今年度の意見交換会で抽出された課題を基に、年度内にまとめる予定。
幸区	・幸区内特別支援教育コーディネーターとの連携 ・父親同士が語り合える場を設定し、つながりを作る	・幸区内教育関係者への発信 ・父親が子どもと気軽に参加できる場を設定し、父子の触れ合う機会を作る	9月:施設見学会(障害者福祉施設たじま) 11月:「父子で楽しむふれあいサッカー教室」 2月:区内中学校の通級指導教室見学、先生との意見交換 3月(予定):施設見学会(就労移行支援事業所)	・今年度の活動を基本に、父親同士が語り合える場の設定、横のつながりを持てるようにする ・学齢期における学校と福祉の連携のできることの検討
中原区	つながる、広がる、支え合う	中原区内の配慮の必要な子どもたちの放課後を知る	9月12日(月) 第1回中原区放課後等デイサービス事業所連絡会開催。 10月17日(月)第2回中原区放課後等デイサービス事業所連絡会開催。 11月5日(土) 中原区健康・福祉まつりでパネル展示等を通じて、中原区の配慮の必要な児童が利用可能な制度や関係機関等の広報・周知活動を実施。	配慮の必要な児童と保護者が利用可能な制度や関係機関の広報・周知活動を継続する。放課後等デイ連絡会の役割を検証・発展させながら、中原区内の児童に関わる関係機関の連携を強化していく
高津区	より良い療育の為のネットワークづくりを目指す	高津区内にある児童発達支援事業所や放課後等デイサービスと定期的な交流の機会をめざし、ネットワークを構築する	11月放課後等デイサービス事業所との交流会 1月放課後等デイサービス事業所との交流会	次年度も継続して放課後等デイサービス事業所との交流会を実施する。
宮前区	今まで情報が届いていない人に情報を届ける。	今困っていることを吸い上げる。	10月24日(月)地域支援講座「学齢期のサポート ～子どもたちの育ちと一緒に考えよう～」を開催。 2月:ふれあいJr. No4 発行。小学生のお子さんを持つ保護者に向けた情報「居場所をみつけよう!(放課後デイ、サークル等の情報提供) 2、3月:児童に関する問題出し、整理・分析を実施。	発達に心配のある児童の保護者・学校・放課後等デイサービス・福祉事業所へ必要な情報を届け暮らしを応援していく。
多摩区		きずなへの一歩。子どもたちを支える地域の仲間を増やそう!	27年度より開催している「子ども達を支援している事業所の集い」を2回開催。学校教育と放課後等デイの支援者間で顔の見える関係を構築することを目的に7月は、各事業所における課題や現状についてグループ討議。1月は、わくわくプラザにも声をかけて実施、前段は、発達障害児の支援についての講義、後半は学齢時、障害児支援の課題についてグループ討議を行った。	集いの継続。取り組み課題については検討中。
麻生区	児童及び児童にかかわる方々のニーズに応じた情報発信をする	・出張相談「地域の障害があるお子さんをお持ちの家庭に対し、情報源の確保、発信を行う」・リーフレット「地域資源の利用時において、情報獲得の手がかりになるものとして大成させる」・ピアサポーター「重要な社会資源としての存続、活用」・共生活動「ともに活動することで、地域の子ども、または地域住民の障害理解、受容につなげる」	・出張相談…小中学校長会で案内後、区内各校に回って宣伝を行ったが、今年度希望校なし。・リーフレット…案完成するが、再度の修正の必要の指摘があり、完成せず。・ピアサポーター…活動場所を北部療育センターに移した。計12名の保護者と話し合う機会が取れた。・共生活動…委員所属事業所で行っている日中一時支援の場で交流会を企画したが、天候不良により実施に至らず。・その他…研修会「支えあうまちづくり」11月4日実施(5名参加)	地域とのつながりは少しずつ持てるようになったが、目標達成には至っていない。引き続き活動を継続するが、これまでの活動を振り返り、取り組みに一定の目途をつけていく。

訪問調査

滋賀県高島市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	滋賀県		市区町村名	高島市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	市障がい福祉課 市社会福祉協議会 市障がい者相談支援センターコンパス	対応者名	課長加藤勝己 主任相談員 松本道也 相談支援専門員 提中美穂	メール 提中美穂 <mihodainaka@shiganijinokai.net>
ご連絡先	電話	0740-22-5553	調査員名	鈴木康仁

全体会開催回数	年2回		
部会等開催回数	定例会（奇数月 年6回）、事務局会議（偶数月 年6回）、専門部会：就労支援部会、発達障がい部会、精神保健福祉部会、権利擁護部会（各年6回程度）		
研修会等開催回数	6回	全開催回数	73回

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	有	
行政・機関の関係	事務局を基幹相談支援センターである「高島市障がい者相談支援センターコンパス」が担っている。		

■具体的内容

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

2、各部会等の運営について

■具体的内容

- ・災害時の障がい者支援（個別支援プラン作成の必要性）に関心のある関係者の声から意見交換の場が持たれ、災害時要援護者個別支援プランづくりについての検討が始められた。また、高島市が実施する総合防災訓練を活用して個別支援プランの作成のシュミレーションがされた。
- ・「災害時における障がい者支援のあり方研究会」（24年度～26年度）、27年度準備会を経て、28年度より「避難行動要支援者個別支援プラン作成にかかる構成機関会議」が設置され障がい者の災害時にかかる支援方法を明確にした個別支援計画が作成されるようになった。

■その理由(至る経過・プロセス)

- ・20年度に開催された「障がい者市民のための防災懇談会」で、災害時に個別の支援を必要とされる重度心身障がいの方の問題が提起される。それを受け、災害時の障がい者支援（個別支援プラン作成の必要性）に関心のある関係者の声から意見交換の場が作られた。（その中で、他市における実践を学びたいとのことから兵庫県高砂市の実践も視察）
- ・その後、東日本大震災もきっかけとなり、平成24年に協議会内に「災害時における障がい者支援のあり方研究会」が設置される。
- ・ワークショップ（台風被害を元に避難所運営ゲーム「HUG」）の実施。
- ・福島県における原子力災害に関わった関係者による講演。
- ・災害時の課題に関する関係者へのアンケート実施。
- ・避難所運営学習会への参加と検証。
- ・啓発用パンフ「避難所生活における障がい者への支援」作成・配布

■その他

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

・「災害時における障がい者支援のあり方研究会」における個別支援プラン作成の過程において、医療支援の度合いの高い方への支援の必要性から、被災した際に非常電源のある市内施設の利用について、個別に対応いただけるようになった。
・取り組みを通じて各法人、施設の意識が高まり、他圏域との協定(災害時の人的な応援、避難所の設置など相互連携に関する協定)を結ぶ施設もあった。

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

(「2各部会等の運営について」を参照)

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

・専門部会(プロジェクト)を設置でき、それを機にその専門部会(プロジェクト)におけるテーマに関して、関係者の意識が高まる。

■今後の自立支援協議会の課題

災害時に焦点を置いた時に、現段階では個別プランに着目して取り組んでいるが、その他に協議しなければいけない課題はある一定の取組としてはなされたが、積み残されたままである(例…福祉避難所の住み分け、避難所での障害者への配慮など)。継続して取り組んでいかなければいけないことがおざなりになってしまっているため、本来行政主導で行わなければいけない部分もあろうかと思うが、協議会から課題提起してもよいのではと考える。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

- ・事務機能の強化が必要である。基幹相談支援センターの事務のひとつとして位置づけられているが、より充実した事務局機能を備えるためには人材の配置が必要と思われる。
- ・報告の場になってしまっているので、グループワークを取り入れるなどして、出席者が自ら能動的に発言、提案できるように工夫が必要と思われる。

高島市障がい者自立支援協議会とは・・・（平成28年度）

地域の課題を障がい者計画・障がい福祉計画へ、および新たな制度・施策・事業の創設へ

全体会（年2回開催）

* 管理職クラスの参加。定例会・部会の報告を中心に地域課題の共有をする

組織・運営

施策推進会議（必要に応じ随時開催）

* 施策及び事業化に向け検討・調整する

調整

報告

定例会（奇数月 第2木曜 15時～17時）

* 各事業所 現場責任者（サビ管・主任等）が参加。報告を中心に地域課題の共有と部会・プロジェクト会議への振り分け、課題の進捗状況を共有する。【内容】相談機関からの報告、各部会からの報告、テーマによる意見交換会・研修会、情報発信等

調整

報告

組織・課題

報告

事務局会議（偶数月第3水曜 9時30分～）

* 障がい福祉課、コンパス、社協、働き・暮らし応援センター、県自立支援協議会スーパーバイザーが参加し、会全体の進行管理および調整を行う。

【内容】・相談機関等からの重点報告の確認
・専門部会等の報告内容確認、
・定例会の組み立て
・地域課題の進捗状況の管理 等

報告

専門部会・プロジェクト

* 定例会メンバー及び、概ね3年以上経験を有する者が参加。

地域課題解決に向けた協議および部会別テーマによる検討

・就労支援部会
・発達障がい部会
・精神保健福祉部会
・権利擁護部会 等

必要時組織

事業所からの課題等も

課題

報告

個別支援会議

サービス担当者会議

相談支援連絡会

部会より細分化したプロジェクト

（各種連絡会等）就労ネット、居宅事業所連絡会、入退所連絡会、相談支援連絡会、基幹型相談窓口連絡会議、進路連絡調整会議、高島版MMK、避難行動要支援者個別プラン作成検討会 等

訪問調査

広島県尾道市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	広島県		市区町村名	尾道市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	委託相談支援センター	対応者名	各部会責任者	メール
ご連絡先	電話		調査員名	金丸博一

全体会開催回数	一回		
部会等開催回数	定例会6回、相談支援6回、児童3回、就労5回、生活支援3回		
研修会等開催回数	各部会で一回ずつ	全開催回数	四回

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	有 ・ 無	
行政・機関の関係			

■具体的内容

特記事項はない。委託相談支援センターが事務局として、尾道市が招集。障害福祉計画の進捗状況等を市から報告し、あとは部会報告を行っていく。全体会の委員からは、協議会運営に関することとは別に、市への要望があがってくることもある。全体会と定例会、各部会活動の連動は課題となっている。

■その理由(至る経過・プロセス)

協議会の目的について、各部会の活動は活発でも、部会活動報告のあとの全体会の委員での、協議会活動を後押しするような話し合いはできていない印象。

■その他

以前は二回開催していたが、年度初めに実施することによって得られることが少ないこともあり、一回となっている。

2、各部会等の運営について

■具体的内容

定例会では、福祉サービス提供事業者、医療機関、相談支援事業所等構成し、各部会の報告、事業所紹介、福祉サービスの制度説明などしている。

生活支援部会では、相談支援でもなく、就労でもないという枠なので、結果としてテーマが絞りにくい。また、日中支援の事業所の参加が少なくなりがち。

就労部会では、一般就労を目指すケースの支援体制を目的として活動している。実際には、企業からの参加がないため、今後はグループワークに入っていただくことを検討している。職場体験実習を受けていく人については、決して就労を目指している方ばかりではないが、毎年事業所側にいる就労希望者とを調査し、一方で300社に受け入れ可能かの調査も行い、そのマッチング等の話し合いも行っている。

児童部会では、ライフステージが違ってくるので、同じメンバーで活動していくには無理があると感じてながらも、昨年は不登校、今年度は放課後等デイをテーマにして活動した。

相談支援部会では、地域課題ワーキングと、研修・事例検討ワーキングと、相談支援マニュアル作りのワーキングがある。計画相談の担当数が増える一方の中で、件数をこなすので手一杯という声が出ている。

■その理由(至る経過・プロセス)

特記事項なし。

■その他

まじめにまずは開催することを目指して部会活動には取り組んでいる。各部会ごとに課題はあり、それぞれにできることを精いっぱい頑張っているものの、それぞれの現場での仕事もあり、なかなか仕事の中に協議会活動を増やしていけない状況。そのため、地域課題の抽出や課題解決のためのプロセスを十分に踏んでいくことがなかなかできない。

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

必要に応じて実施。参加要請への対応はスムーズ。

■その理由(至る経過・プロセス)

特記事項なし。

■その他

特別支援学校等に通う高等部2、3年生の希望者を対象に、尾道市が中心になり個別支援会議を実施している。進路選択に関わる情報提供と、卒業後の生活の安定を目標にしている。

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

住宅仲介業者がNPOを設立。そこが保証人の役割を荷い、取扱う物件の紹介と保証人の両方の役割を荷う。これにより、身寄りのない単身者でも民間住宅を借りることができた。
すでに住宅仲介業者としても、外国人や、高齢者の案件も含めて、保証人が見つからないケースの賃貸について、社会貢献も兼ねて、何とかしたいと問題意識を持っていたため、一住宅仲介業者を中心にしながら連携はスムーズであった。手続きとしては、住宅仲介業者が設立したNPO法人から、元々保証協会からの紹介を得られないケースながら、まずはその保証協会に問い合わせた後に、対象者の入居後の支援状況を確認し、相談支援専門員を中心として、どのようなバックアップができるかの確認が取れたら、住宅仲介業者の設立した法人が保証人を立てていくといった流れ。主として複数名以上の支援者の名前が確定したら、そのNPO法人としては話を進めていっている様子。
近隣の市では、行政が保証人協会と公的に連携をしているところがあるが、当市ではその話が進まないこともあり、このようなシステムを開発するに至った。
一住宅仲介業者が善意で設立した法人であり、その業者がフォローできない地域や物件については、その法人から他の業者に理解を求めるときはある。また、民間の法人が中に入ることによって、連携のしやすさから、地域移行の敷居は低くなっており、結果的には地域移行のケースで、利用していた事業所から直接この法人を頼っていくことが見られだし、地域移行への時間の短縮につながっている。

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

個別支援会議を通して、障害のある方の住居確保の課題が挙げられた。関係機関から情報収集をすると、精神科病院や施設から地域へ移行する際に、住居確保システムと併せて、保証人確保の課題があることも判明した。

そもそも、障害者に対して賃貸物件がない。そもそも大家が積極的に貸そうとはしない。GHの設立のために、空いているアパートがあっても、借りていくことは難しい。最大の難関が保証人が必要ということであり、何とか借りることができる物件は、かなり古いものくらいか、外国人労働者などが多く住んでいるような限られた地域であるのが実情。学生が少なくなっており、空き物件は多くなっている状況でも、変わりはない。そうした中で、単身用の社宅に住んでいたケースにおいて、結婚をきっかけに家族向けのアパートを探すことになった時に、ある住宅仲介業者に相談したところ、このことでの問題意識を業者も持っており、生活支援部会において、居住支援のプロジェクトを立ち上げることとなった。

協議会で検討(宅建業協会、精神科病院、入所系事業所、社会福祉協議会、障害福祉係、委託相談支援事業所など)するものの、地域への働きかけや保証人の課題の解消に時間を要し、思うように進まない。そんな中、高齢者福祉課や住宅課から、地域の住宅仲介業者が、高齢者や障害者、外国人などの住宅確保に関心があるという情報が入る。

その後、住宅仲介業者がNPOを設立し、そこが保証人の役割を荷い、取扱う物件の紹介と保証人の両方の役割を荷っていくこととなった。

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

上記、開発された社会資源のことについては、以前であれば、事業所を利用する人が、一人暮らしを始める場合など、事業所スタッフが下支えをし、ケースごとに対応していた。自立支援協議会における部会活動があったからこそ、今後同様なケースを想定した検討ができ、民間の業者と利害を一致させることができたと言える。事業所に所属する人への支援として、対象となるケースが出てくるごとに対応してきたが、地域には福祉事業所に属さない障害者もあり、またその都度互いの担当者も変わる中で、案件ごとに交渉することは徒労に終わることもあるだけに、とても有効な手立てが一つ増えたことになる。結果的に、民間業者と一つのシステムを作ることができたことは、協議会活動の賜物であるのではないかと。当協議会に関しては、活動が後退することなく、地道に集っていくことにより、各事業所の状況を知る機会ともなり、障害福祉全般の質の向上につながっていることを感じることもできた。

■今後の自立支援協議会の課題

上記の開発された社会資源に関しては、住居確保の部分と、生活を支える福祉の部分とを明確にし支援チームを作ることにより、役割を明確にしていくことができた。結果、互いが全てを荷わないで良いと理解し、良好な支援体制を構築できた(何かあっても協力して対応)。しかし、市内の住宅仲介業者が取り扱う全ての物件という訳にはいかないの、紹介できる物件に限りがあるという課題もある。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

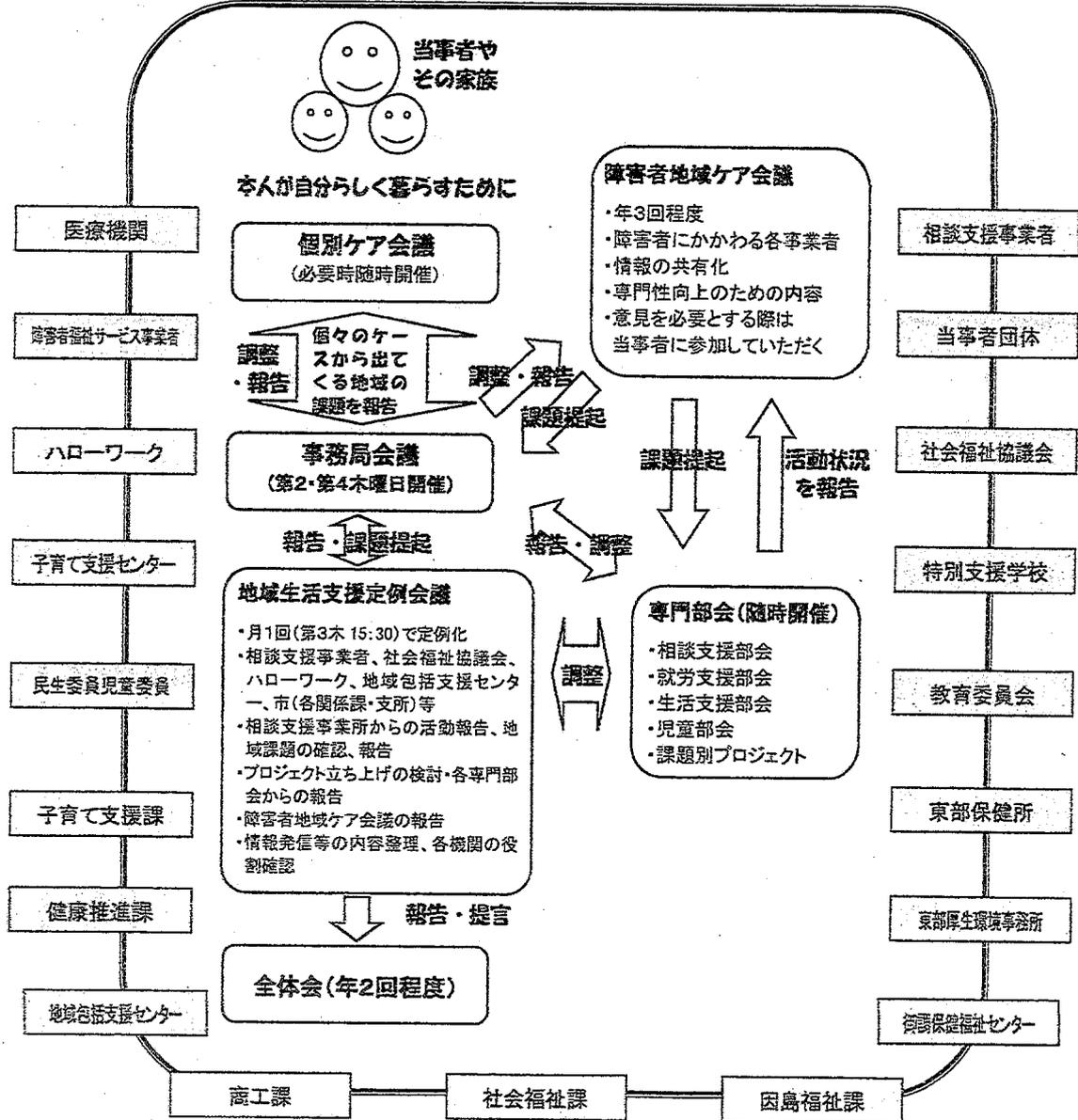
当協議会に限られたことではないが、協議会は何のためにあるのか、なぜ協議会活動は必要なのか、合わせて地域の障害福祉計画はどのように立てていき、協議会がそこにどう関与すべきなのかを、事業所の管理者および、行政担当者とその上司に対し、改めて詳しく伝えていく機会、または周知のためのパンフレットやテキストの改訂版の作成が必要である。

重点推進施策① 地域自立支援協議会の機能強化

相談支援事業をはじめ、本市の障害福祉に関するシステムづくり等において中核的な役割を果たす協議の場として、障害福祉サービス提供事業所、福祉・教育・医療・行政機関等で構成される尾道市自立支援協議会を設置しています。

各関係機関と連携し、全体会や定例会、事務局会議、専門部会等を通じて困難事例への対応についての情報共有や学習を進めていくほか、地域の社会資源の開発・改善などについて協議検討を行うなど、自立支援協議会を中心に障害福祉施策のより一層の充実を図ります。

■尾道市地域自立支援協議会システム



訪問調査

福岡県小郡市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	福岡県		市区町村名	小都市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名:	無	
部署名	障害福祉係	対応者名	大野浩一郎	メール fukushi@city.ogori.lg.jp
ご連絡先	電話	0942-72-2111(内線442)		調査員名 山下

全体会開催回数	年2回～3回程度		
部会等開催回数	ワーキンググループの名称で、それぞれに随時開催		
研修会等開催回数	随時開催	全開催回数	

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	○有 ・ 無	
行政・機関の関係	行政と関係機関の関係は良好		

■具体的内容

基幹相談支援センターであるサポネットおおおりが事務局となり、運営会議のメンバー十数名が積極的に活動している。ネットワーク会議と五つのワーキング会議（部会に相当する）が機能している。様々な地域課題に目を向け、まず協議会で顔を突き合わせていくことを大切にしている。協議会で互いに交流していくことの積み重ねが、各現場で支援を継続していく際に生かされている様子。市社協と市の行政も運営会議に能動的に参加。「虐待」についてはそれぞれの会議で共通したテーマとし、毎年研修を実施。各部会での研修会も充実している。

■その理由(至る経過・プロセス)

行政職員が、自立支援協議会の意味を理解しており、異動等で担当が変わっても、方針や運営内容が変わらない様に細かな配慮がされている。各福祉事業所が積極的に関わり、活発な意見交換がされているので、協議会としての雰囲気も良い。

■その他

基幹は委託。但し、基幹相談支援センターとしての独立性に欠け、計画相談を実施しているなど、基幹としての機能は不十分。そうした課題は協議会が重視しているところであり、でき得る調整を図っている状況。各ワーキング会議で提案されたことや研修会など、毎年ごとに必要な予算は行政が、年度途中も含め前向きに検討している。

2、各部会等の運営について

■具体的内容

部会をワーキンググループの名称で、参加しやすい環境を整備されている。

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

「お互いに顔の見える協議会」を合言葉に、協議会に参加する方々が顔見知りになることで、依頼し依頼されることが容易となるように心がけている。
年1回ではあるが「学校教育連絡会」において、小中高各学校、特別支援学校、保育園と事業者、行政が一同に会し、制度についての説明や疑問点についての解説を行っている。

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

必要に応じて開催している。まだまだ個別支援会議の内容が、ワーキンググループ、全体会へと吸いあげる仕組みまではできていないが、徐々に体制整備を行っていく予定。

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

12月には協議会が主催でイベントを行い、参加者は500名規模でギネスへの申請を行った。「福祉まつり」といった概念を壊し、もっと地域の方が参加できる内容で、住民との交流が自然な成り行きでできるよう、「みんなでギネスに挑戦しよう」というイベントとし、マスコミの取材も受ける、新聞等でも掲載された。（「学校教育連絡会」が有効に機能していることもあり、そのイベントには学校の教職員が児童・生徒を引率して積極的に参加された。）

何故、トナカイでの参加になったかは、サンタ等ではギネス記録のハードルが高い為、トナカイで確実に目的達成できる内容で行った。内容も協議会を中心に皆さんで調整し、実施し、良いイベントであったと感じられる。

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

行政としては、運営会議には必ず参加しており、各部会活動も含め各活動に積極的に関与し、後方支援としての役割を果たしている。障害福祉計画の策定に関しては、何度も会議に諮りながら、協議会の意見を尊重して修正している。行政としてできる調整、事務的な取り組みなど、協議会の申し出をほぼ受けている。福祉課長も会議には参加しており、課内全体と事業所は連携しやすい様子。

■今後の自立支援協議会の課題

継続性と、行政の支援体制の構築。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

市内関係事業所・職員が積極的に参画し、意見交換ができると非常に活性化する。
行政の責任部分も含め、全体的な支援を行政が行う。

小郡市自立支援協議会

再確認

協議会の視点

障害者等の地域生活を支援することを前提として、

- ① 共通の目的を持つ
- ② 情報の共有する
当事者、環境等の地域の実態や課題の把握と共有
⇨現段階で本当に「個別支援会議」がその原点となれるのか？
- ③ 具体的に協働する
共通の目的に向けた具体的な協働活動の実施。
- ④ 地域の関係者によるネットワークを構築する
 - (1) 様々なニーズへの対応
多分野・多職種(保健、医療、福祉、教育、就労等)による体制整備
 - (2) 官と民の対等な協働システム
 - (3) 当事者と地域のための「ネットワーク」

事務局

全体会

運営会議

小郡市自立支援協議会

障害者等の地域生活を支援する(共に考える)こと

- ① 共通の目的を持つ
- ② 情報の共有する
- ③ 具体的に協働する
- ④ 地域の関係者によるネットワークを構築する

情報共有

ネットワーク会議

福祉計画チェック

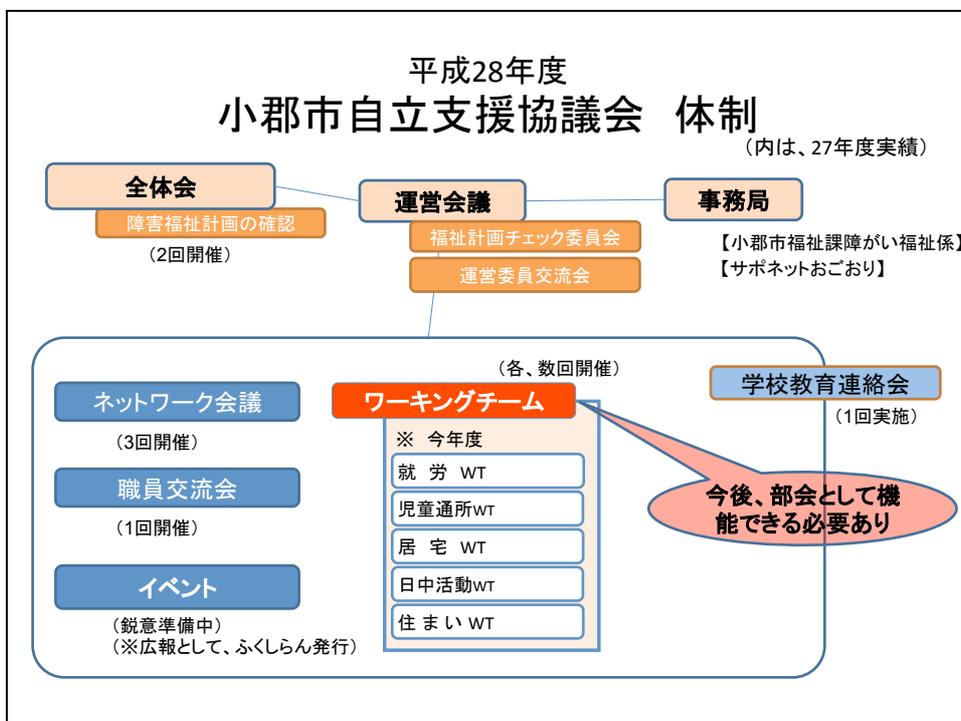
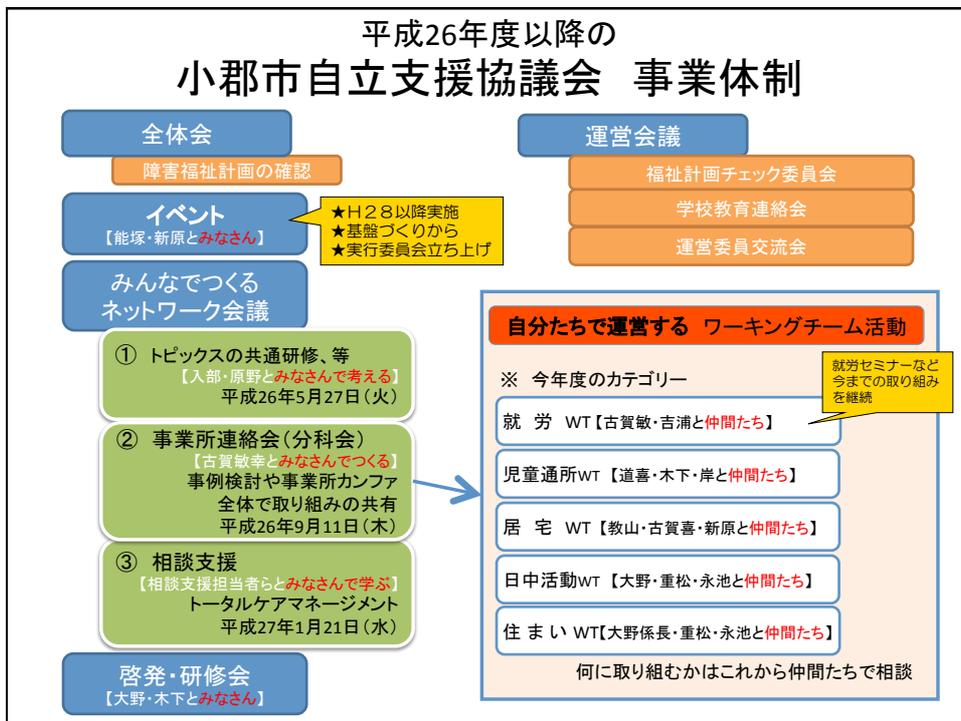
トピックス等の共通研修

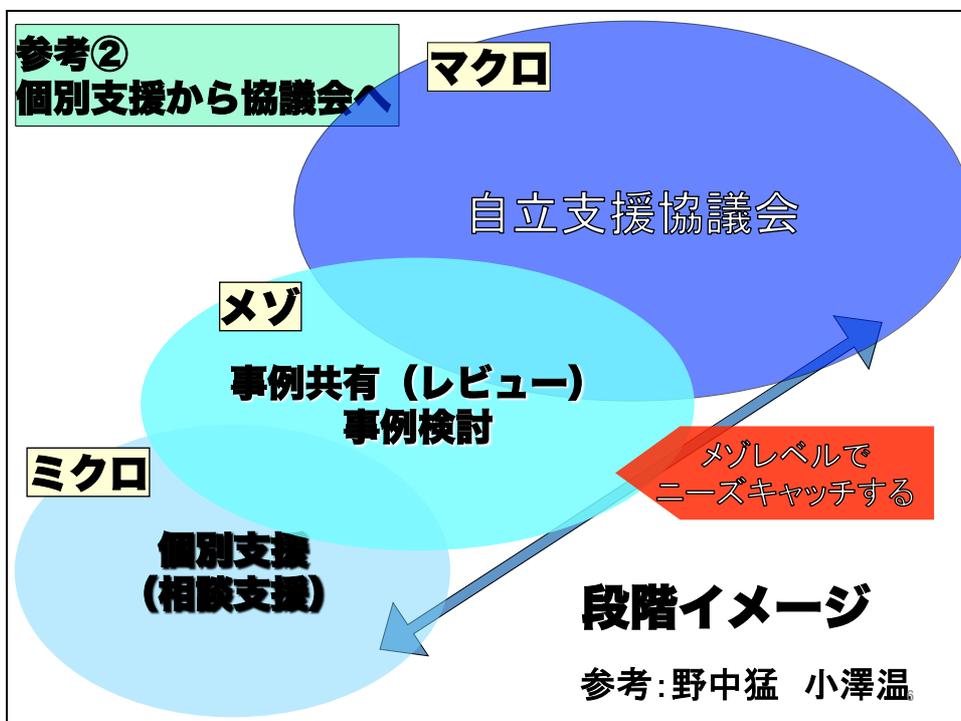
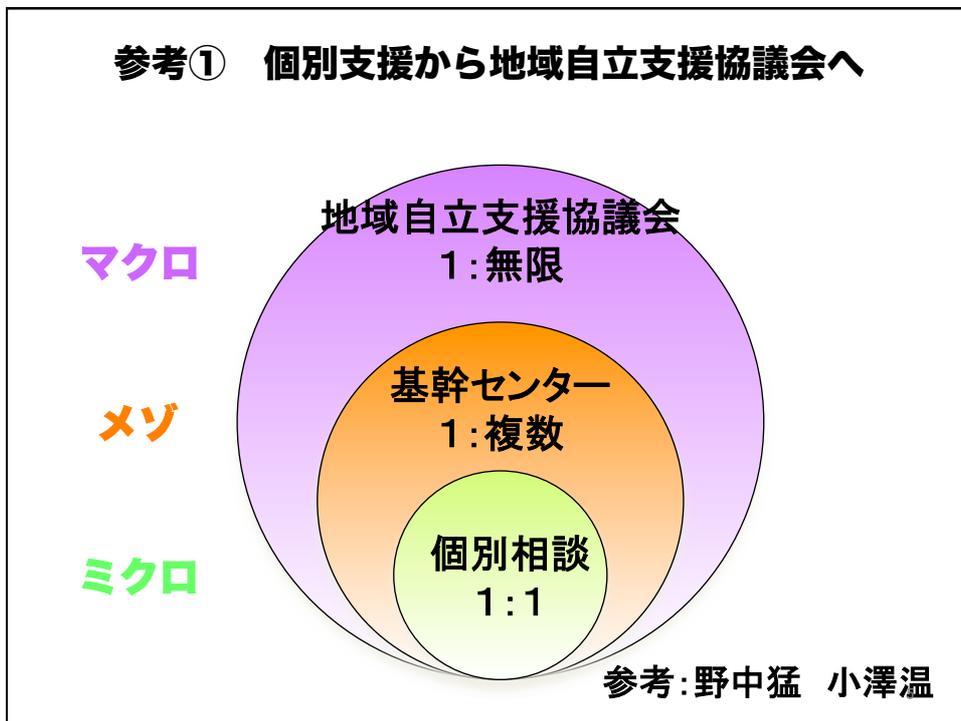
学校教育連絡会

事例検討

広報・啓発

事業所連絡会
事業所カンファ





<p>第1回</p>	<p>日時：平成27年6月9日（火）18：00～ 場所：小郡市役所 西別館3階 会議室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委嘱状授与 3 会長及び副会長選出 4 会長あいさつ 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年度自立支援協議会の経過報告 (2) 平成26年度自立支援協議会・運営会議等活動報告 <ol style="list-style-type: none"> ①運営会議 ②ネットワーク会議 ③学校教育連絡会 ④就労セミナー ⑤講演会 ⑥平成26年度活動一覧 (3) 平成27年度事業計画 (4) 平成26年度の相談状況報告 <ol style="list-style-type: none"> ①セルフサポートこぐま ②サポネットおごおり 6 第4期小郡市障害福祉計画について 7 次回開催期日・内容について <p style="margin-left: 40px;">日時：平成27年11月18日（水）18：00～ 場所：小郡市役所 西別館3階 会議室</p>
<p>第2回</p>	<p>日 時：平成27年11月18日（水）18：00 ～ 場 所：あすてらす 会議室1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長あいさつ 3 福祉課長あいさつ 4 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 今年度小郡市自立支援協議会事業体制について

(2) 平成27年度自立支援協議会・運営会議等活動報告

①全体会

②運営会議

③ネットワーク会議

④学校教育連絡会

⑤平成27年度活動一覧

⑥各ワーキングチームの活動について

就労ワーキングチーム

児童ワーキングチーム

居宅ワーキングチーム

日中活動ワーキングチーム

住まいワーキングチーム

5 協議事項

6 閉会

平成 27 年度自立支援協議会（運営会議）の活動報告

第 1 回	<p>日時：平成 27 年 4 月 14 日（火） 17:30～ 場所：市役所北別館 2 階 第 1 研修室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今年度自立支援協議会の活動についての確認 <ol style="list-style-type: none"> ①担当について ②ネットワーク会議日時について ③予算について 2. 各ワーキングチームの進捗状況 3. イベント進捗状況について 4. ふくしらんについて 5. ネットワーク会議について 6. その他
第 2 回	<p>日時：平成 27 年 5 月 21 日（木） 18:00～ 場所：市役所西別館 3 階 会議室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. イベント進捗状況について 2. ふくしらんについて 3. ネットワーク会議について <ol style="list-style-type: none"> ①申込み状況 ②タイムスケジュール ③各ワーキングチームの報告内容について（進捗状況を含む） 4. 全体会について 5. その他
第 3 回	<p>日時：平成 27 年 6 月 26 日（金） 18:00～ 場所：市役所西別館 3 階 会議室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 全体会報告 2. ネットワーク会議報告 3. 各ワーキングチーム進捗状況について 4. イベント・ふくしらん進捗状況について 5. その他

<p>第4回</p>	<p>日時：平成27年8月5日（水） 18：00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各ワーキングチーム進捗状況について 2. イベント・ふくしらん進捗状況について 3. 学校教育連絡会について 4. ネットワーク会議について 5. その他 <ol style="list-style-type: none"> ①交流会報告
<p>第5回</p>	<p>日時：平成27年9月8日（火） 18：00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各ワーキングチーム進捗状況について 2. イベント・ふくしらん進捗状況について 3. 学校教育連絡会について 4. ネットワーク会議について 5. その他
<p>第6回</p>	<p>日時：平成27年10月30日（水） 18：00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク会議 報告 2. 自立支援協議会 担当者会議 報告 3. 各ワーキングチーム進捗状況について 4. イベント・ふくしらん進捗状況について 5. 全体会について 6. その他
<p>第7回</p>	<p>日時：平成27年12月10日（水） 18：00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自立支援協議会 全体会 報告 2. 各ワーキングチーム進捗状況について 3. イベント・ふくしらん進捗状況について 4. ネットワーク会議について 5. 地域生活拠点事業について

	6. その他
第8回	<p>日時：平成28年1月12日（火） 18:00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各ワーキングチーム進捗状況について 2. イベント・ふくしらん進捗状況について 3. ネットワーク会議について 4. その他
第9回	<p>日時：平成28年2月16日（火） 18:00～ 場所：市役所北別館2階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク会議 報告 2. 各ワーキングチーム進捗状況について 3. イベント・ふくしらん進捗状況について 4. 次年度事業計画について 5. その他
第10回	<p>日時：平成28年3月15日（火） 18:00～ 場所：市役所西別館3階</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各ワーキングチーム進捗状況、来年度の活動について 2. イベント・ふくしらん進捗状況について 3. 次年度事業計画について 4. その他

1001

1002

1003

1004 1005 1006 1007 1008
1009 1010 1011 1012 1013

1014 1015 1016 1017 1018
1019 1020 1021 1022 1023
1024 1025 1026 1027 1028
1029 1030 1031 1032 1033

1034 1035 1036 1037 1038
1039 1040 1041 1042 1043

1044 1045 1046 1047 1048
1049 1050 1051 1052 1053
1054 1055 1056 1057 1058
1059 1060 1061 1062 1063

平成27年度自立支援協議会（ネットワーク会議）の活動報告

第1回	<p>日時:平成27年5月26日(水) 18:00~20:00 場所:あすてらす 視聴覚室 参加者数54名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①障害福祉に関する制度・手続き等について ②イベント進捗状況について ③ふくしらん2015について 3. 事業所・団体紹介 <ol style="list-style-type: none"> ①天心園 4. グループ討議 <ol style="list-style-type: none"> ①ワーキングチームの活動報告 ②各ワーキングチームに分かれての討議 ③討議内容の発表 5. その他 6. 閉会
第2回	<p>日時:平成27年9月10日(木) 18:00~ 場所:あすてらす 視聴覚室 参加者数55名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①イベント進捗状況について ②ふくしらん2015について 3. 事業所・団体紹介 <ol style="list-style-type: none"> ①のぞみ 4. グループ討議 <ol style="list-style-type: none"> ①事例共有 ②各グループに分かれての討議 ③討議内容発表 5. その他 6. 閉会

<p>第3回</p>	<p>日時:平成28年1月19日(火) 18:30～</p> <p>場所:あすてらす 視聴覚室 参加者数85名</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 報告事項</p> <p>①ワーキングチーム進捗状況</p> <p>3. 講演</p> <p>①「障害者福祉施設事業者による虐待防止について」 ～不適切ケアへの気づきと組織的ストレスマネジメントの重要性～ 講師 法テラス 副所長 公益社団法人 福岡県社会福祉士会 理事 稲吉 江美氏</p> <p>②各グループに分かれての討議</p> <p>③討議内容発表</p> <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>
------------	--

平成27年度自立支援協議会（学校教育連絡会）の活動報告

第1回	<p>日時：平成27年8月20日（金）14：00～15：30 場所：あすてらす1階・会議室2 参加者数： 幼稚園1園1名、小学校4校4名、中学校3校5名、 特別支援学校1校1名</p> <p>●障害福祉サービス等に関する質問を事前に受付。 質問応答等によって進行。</p> <ol style="list-style-type: none">1 開 会2 挨拶3 自己紹介4 質問に対する回答<ol style="list-style-type: none">①こぐま学園②サポネットおおおり③質疑応答5 障害児が利用できる福祉サービスについて<ol style="list-style-type: none">①質疑応答6 その他7 閉 会
-----	---

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 435

STATISTICAL MECHANICS

LECTURE NOTES

BY

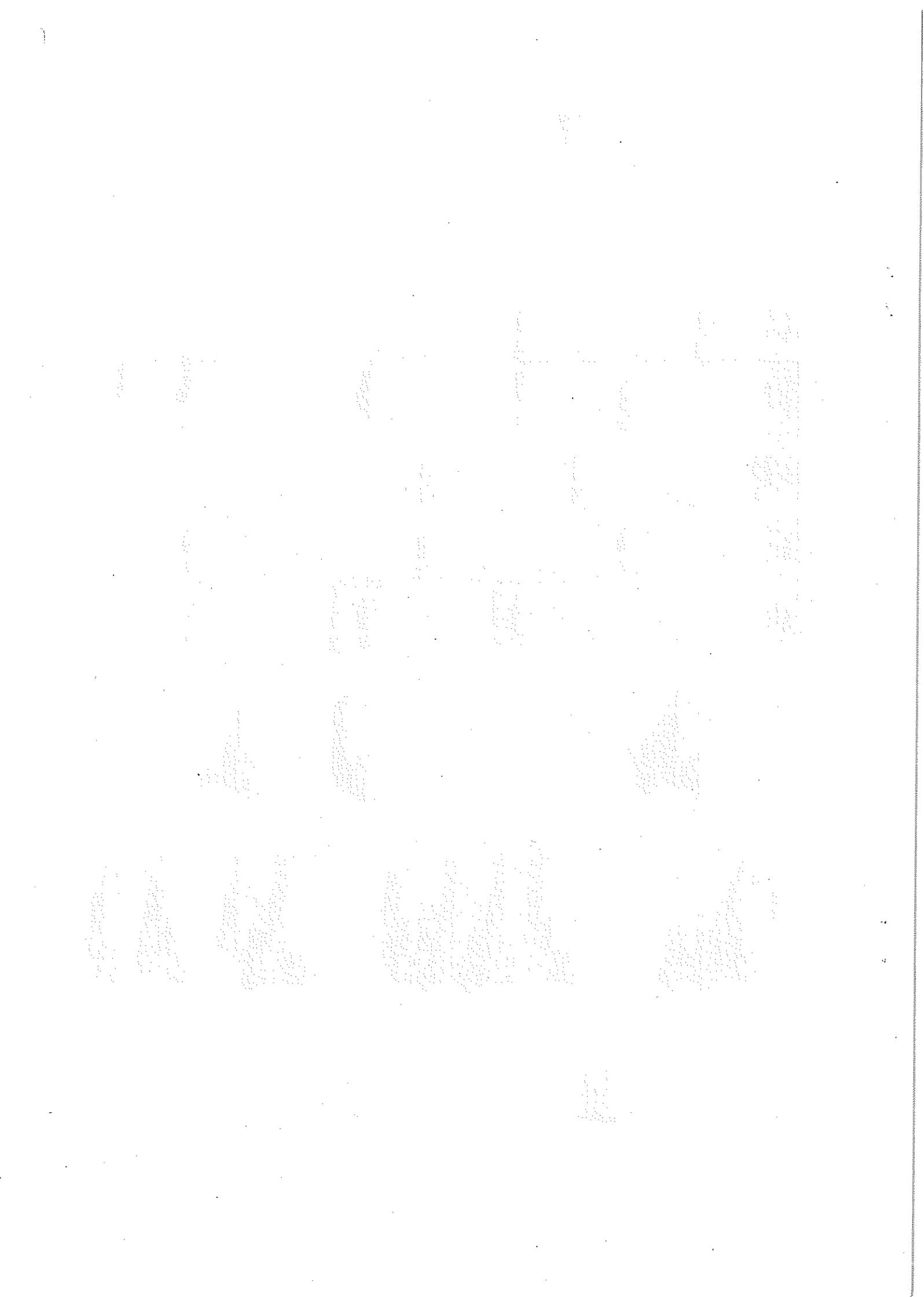
JOHN H. SIMON

1980

資料 5

小都市自立支援協賛会 平成27年度活動一覧

月	全体会	運営会議	ネットワーク会議	就労WT	居宅WT	児童WT	日中活動WT	住まいWT	学校教育連絡会	その他
4月		<ul style="list-style-type: none"> 【第1回】14日 <ul style="list-style-type: none"> 今年度協議会の活動についての確認 各ワーキングチームの進捗状況 イベント進捗状況について ふくしらんについて ネットワーク会議について 【第2回】21日 <ul style="list-style-type: none"> イベント進捗状況について ふくしらんについて ネットワーク会議について 全体会について 			16日 勉強会		3か月毎			
5月		<ul style="list-style-type: none"> 【第2回】21日 <ul style="list-style-type: none"> 報告事項 障害福祉に関する制度・手続きについて イベント進捗状況について ふくしらん2015について 事業所・団体紹介 ①天心園 ②グループ協議 			23日 連絡会		3か月毎	19日 勉強会		
6月	<ul style="list-style-type: none"> 【第1回】7日 <ul style="list-style-type: none"> H26年度経過・活動報告 H27年度活動計画 H26年度相談状況報告 第4版小都市協議会事業計画について 						3日 連絡会			
7月		<ul style="list-style-type: none"> 【第3回】26日 <ul style="list-style-type: none"> 全体会議報告 ネットワーク会議報告 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について 			30日 勉強会					4日 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会交流会 (35名参加) 幹事 本間病院様
8月		<ul style="list-style-type: none"> 【第4回】5日 <ul style="list-style-type: none"> 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について 学校教育連絡会について ネットワーク会議について 		11日 研修会 24日 連絡相談会				19日 施設見学	20日 学校教育連絡会	
9月		<ul style="list-style-type: none"> 【第5回】8日 <ul style="list-style-type: none"> 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について 学校教育連絡会について ネットワーク会議について 								
10月		<ul style="list-style-type: none"> 【第6回】30日 <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク会議報告 自立支援協議会担当委員会報告 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について 全体会について 			5日 勉強会					
11月	<ul style="list-style-type: none"> 【第2回】18日 <ul style="list-style-type: none"> H27年度経過・活動報告【前期】 			13日 施設見学 28日 小郡フェスタ						
12月		<ul style="list-style-type: none"> 【第7回】10日 <ul style="list-style-type: none"> 全体会議報告 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について ネットワーク会議について 地産生産品事業について 【第8回】12日 <ul style="list-style-type: none"> 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について ネットワーク会議について 								
1月		<ul style="list-style-type: none"> 【第9回】16日 <ul style="list-style-type: none"> ネットワーク会議報告 各ワーキングチームの進捗状況について イベント・ふくしらん進捗状況について 次年度事業計画について 								
2月		<ul style="list-style-type: none"> 【第10回】15日 <ul style="list-style-type: none"> 各ワーキングチームの進捗状況、来年度の活動について イベント・ふくしらん進捗状況について 次年度事業計画について 		13日 就労セミナー	19日 連絡会				10日 次年度方針の検討	13日 第2回就労セミナー 82名参加
3月		<ul style="list-style-type: none"> 【第10回】15日 <ul style="list-style-type: none"> 各ワーキングチームの進捗状況、来年度の活動について イベント・ふくしらん進捗状況について 次年度事業計画について 							10日 次年度方針の検討	



平成27年度自立支援協議会（就労セミナー）の活動報告

日時：平成28年2月13日（土）10:00～

場所：あすてらす2階・視聴覚室

参加者数： 82名

登壇者数： 15名

●第2回就労セミナー 小郡市内の福祉事業所等での活動実践から就職まで

研修Ⅰ

「社会資源」

相談支援事業所 サポネットおごおり

研修Ⅱ

「障害者就業・生活支援センターの説明」

障害者就業・生活支援センター ちくぜん

研修Ⅲ

「平成27年度からの就労継続支援B型事業所の利用について」

小郡特別支援学校

特定相談支援・障害者相談支援事業所 セルフサポートこぐま

就労移行支援事業所 障害者ジョブサポーター Work Step

研修Ⅳ

「就労継続支援B型事業所の実践報告」

社会福祉法人 小郡市福祉会 きぼうの家

研修Ⅴ

「就労の場と考えたA型事業所」

株式会社 結乃家

合同会社 花とお日さま

株式会社 Like Lab Kataru

研修Ⅵ

「就職事例」

株式会社 タイラビート

Very faint, illegible text at the top of the page, possibly a header or title.

Main body of very faint, illegible text, appearing to be several paragraphs of a document.

平成28年度 自立支援協議会 事業計画

資料7

	全体会	運営会議	ネットワーク会議	就労WT	居宅WT	児童WT	日中活動WT	住まいWT	学校教育連絡会	障害福祉計画子エック委員会	その他
	18:00～ 20:00	18:00～	18:30～ 20:30	8・2月 21 施設見学 古賀・山口・中島	4・6・10・2月 20 連絡会 古賀・教山・久保	3か月毎 13 勉強会 岸・木下・重松	5・8・11・2月 17学習会&茶話会 永利・廻	5・7・9・1月 19 意見交換会 大野・入部			
4月											
5月			23日(月) 入部・原野								
6月	13日(日) 大野				30 連絡会 古賀・教山・久保					岸・大野	
7月						12 勉強会 岸・木下・重松		12 意見交換会 大野・入部			7日(木) 交流会 こぐま福祉会
8月				研修会 古賀・山口・中島			学習会&茶話会 永利・廻	意見交換会 大野・入部	岸・古賀・木下・大野		
9月			入部・原野								
10月					連絡会 古賀・教山・久保	勉強会 岸・木下・重松					
11月	大野						学習会&茶話会 永利・廻	意見交換会 大野・入部		岸・大野	
12月											
1月			入部・原野			勉強会 岸・木下・重松		意見交換会 大野・入部			
2月			就労セミナー 古賀・山口・中島		連絡会 古賀・教山・久保		学習会&茶話会 永利・廻				
3月											

概ね月1回開催



在校生声援

羊田高等学校



高の生徒たち

の成瀬隆一郎選手(3年)が区間6位、4区の吉里駿選手(同)が区間3位と意地を見せた。アンカーがゴールすると会場から一斉に拍手がわき起こった。

が導き、無事に大川連れ帰ったとの伝説。シラサギが止まっノキがあった地に風建てられたという。奉納された組子の大人、市内で唯一の女性、志岐浩実さん作品で横3.5尺、縦1尺の板の部分は交毎年のもとに合わせられる。「優雅に飛待ってくれる縁起の物。幸せを『サキ』取いも込めました」と。(床波昌雄)



優雅に飛翔するシラサギの絵に替わった大絵馬



トナカイの仮装でギネス記録に挑戦する参加者たち

トナカイ仮装508人
ギネスの記録更新
小郡・福祉団体の催し
トナカイに仮装した人数のギネス世界記録(351人)に挑むイベントが25日、小郡市の市文化会館大ホールであり、508人が参加して更新に成功した。「障害の有無にかかわらず地域のみんなで一つのことに挑戦したい」と市内の福祉施設などでつくる市自

筑後市山ノ井272-15
0942-42-3230
FAX 42-3231

浮羽支局

〒839-1321
うきは市吉井町521-1
0943-75-2805
FAX 75-4477

八女支局

〒834-0031
八女市本町509-5
0943-23-2535
FAX 23-2565

小郡支局

〒838-0141
小郡市小郡78-14
フェリーチェ ドウエ B201
0942-23-8620
FAX 23-8621

電話申し込み
0120-44-0120

配達の間い合わせ、「はじめてのバースデー」申し込みはエリアグループ筑後0942(44)9555
写真の申し込みは西日本新聞フォトサービス092(71)5528
折り込み広告は西日本新聞総合オリコミ久留米本社0942(45)0750
広告の申し込みは西日本新聞広告社久留米営業部0942(38)8651

立支援協議会イベント実行委が初めて開催。寄付金を募るなどしてトナカイの着ぐるみ500着を用意し、2013年に英国で認定された記録の更新を狙った。認定にはトナカイの衣装や黒い靴下を着用した状態を5分間保つことが必要で、乳児からお年寄りまで、障害のある人や留学生、家族連れなどが挑戦。衣装を持参した人もおり、5分間クリスマスソングを合唱して達成した。今後、撮影した映像などをギネス社に正式申請するという。

6、11歳の子どもらと参加した大坪育子さん(40)は「みんなで成功できてうれしい」と笑顔だった。(川口安子)

●おぐやみ●
年齢住所 園は通夜日時 園は葬儀日時 斎場 喪主の順

●市●
吉川 次子さん(よしかわ つぎ) 24日死去、81歳。大浜町1642の30。 26日午後7時から、 27日午後1時から三橋町藤吉の白雲社やながわホールで。長男優治(ゆうじ)さん。

●八女市●
川嶋 フリエさん(かわしま おりえ) 24日死去、82歳。馬場642の9。 26日正午から筑後市長浜のJAふくおか八女葬祭センターまごころ会館長浜で。長男勝美(かつみ)さん。

形成に、グッドニュースです。

政府広報 | 厚生労働省・金融庁

① いい老後のために

iDeCo

+

訪問調査

兵庫県丹波市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	兵庫県		市区町村名	丹波市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	障がい福祉課	対応者名	北山美幸	メール shien@city.tamba.hyogo.jp
ご連絡先	電話	0795-74-0222	調査員名	玉木幸則

全体会開催回数	3回			
部会等開催回数	運営会議(11回)、地域支援会議(5回)、療育支援会議(10回)、就労支援会議(3回)、基幹相談支援センター検討部会(6回)			
研修会等開催回数	1回	全開催回数	39回	

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	
行政・機関の関係	事務局：障がい福祉課		

■具体的内容

各機関の代表が集まり、事務局、部会からの報告事項、障害福祉計画の策定や進捗状況についての協議をしている。年3回程度の開催をしている。年度始めに部会の事業計画が報告され、承認された後、年度途中に進捗状況の報告があり、年度末に年間の報告がなされるという流れである。その年の課題に応じて、年度途中の開催回数は随時変更している。

■その理由(至る経過・プロセス)

平成19年10月に設置。丹波市は平成16年に6町が合併し、市の体制を作り上げていく中で、これからの市に必要な仕組みであると判断して設置した。当初は市の主導で運営を進めてきたが、事務局(市)からの一方的な報告会となっていることに、委員から「これでいいのか?」と意見が出るようになった。委員が主体となって進められるように、事務局は裏方としての役割へ立場を移し、現在、組織全体の見直しを協議している。

■その他

構成委員：有識者(大学教授)、相談支援事業・障害福祉サービス事業代表者、健康福祉事務所、教育委員会、特別支援学校、公共職業安定所、社会福祉協議会、障害者団体、民生委員児童委員連合会
オブザーバー：圏域コーディネーター、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター
部会：各部会長
事務局：障害福祉課

2、各部会等の運営について

■具体的内容

【常設】

地域支援会議：障害理解と普及啓発のための取り組みを企画し、構成員が中心となって普及啓発活動を実施した。

療育支援会議：構成員から提出された課題を整理し、「放課後の過ごし方」、「通学困難者の支援」を今年度のテーマとした。テーマごとに作業チームを分けて検討を行い、平成29年度に向けた取り組みを提言した。

就労支援会議：利用者の工賃向上を目的に、自主製品の販路拡大、障害者雇用優良事業所選定の取り組みを実施した。

【課題に応じて】

基幹相談支援センター検討部会(平成28年度のみ)

：相談支援体制の評価、基幹相談支援センター設置後の相談支援体制について協議を行った

■その理由(至る経過・プロセス)

部会は、常設のものと課題に応じて有期限のものがある。これまで会議の運営は、行政主導で行っていた。情報共有の機能は果たしていたが、集まった課題に対して検討し、改善策の提案をするまでには至らず、報告会に留まっていた。2年前からそのような状態について、構成員から疑問の声が上がり始め、運営を構成員主導で進められるように会議のあり方を見直している。部会長を選出し、構成員で会議を進行するようになって、構成員の意識が変化してきており、活発な発言やアイデアが出されるようになった。事務局は後方支援役として参加している。

■その他

【構成員】

地域支援会議：障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、社会福祉協議会、障がい福祉課

療育支援会議：児童発達支援事業者、相談支援事業者、健康課、子育て支援課、学校教育課、特別支援学校、障がい福祉課

就労支援会議：障害福祉サービス事業者、相談支援事業者、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、障がい福祉課

基幹相談支援センター検討部会：委託相談支援事業者、各部会長、障がい福祉課

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

計画相談支援、障害児相談支援の進捗率は、共に100%を達成している。
現在、各部会で検討しているテーマは、各部会の構成員から集約した課題の中から選定されている。
相談支援活動で確認された課題を報告する流れが協議会の中になかった。
今年度、相談支援事業所連絡会において、どのように協議会へ報告していくか検討を行い、運営会議へ提案を行った。

■その理由(至る経過・プロセス)

これまで各部会に相談支援事業者が参画しながら意見を発信していたが、個々の相談支援専門員の意見になるため、相談支援事業所連絡会で課題を整理・分析した上で、協議会へ報告や提案を行う必要があった。

■その他

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

【ものづくりはっぴいステージ】

工賃向上を目的に、地元企業との共催で、市内の障害者就労支援事業所等で製造した商品を販売するイベント。平成28年度は2回開催。次年度は新たな展開を模索しながら、継続する予定。

イベントを通じて、下記の点が開発された。

- ①販路の開拓：工賃向上につながる販売機会の創出
- ②仕事の開拓：イベントの開催に伴うチラシや印刷物の受注、地元企業からの仕事の依頼の増加
- ③協議会等への当事者参加：当事者の意見が反映される実行委員会
- ④支援者同士の連携：同じ目的を共有し、新商品の開発の検討など新たな目標を見出した
- ⑤就労支援への理解：地元企業へ交流を通じて、障害者の就労支援の現状や課題を伝えることができた

■開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

就労支援会議は、工賃向上のための取り組みを協議する場であったが、具体的な取り組みへとつながることのない話し合い(報告会)の場となっていることに、構成員は不全感を抱えており、一つのことを協力して達成したいという想いが募っていた。一昨年に地元のコープから、構成員の一人と一緒に何かしないかと働きかけがあり会議で発信したが、すぐに実行しようという動きには至らなかった。今年度に入って、引き続きコープと事務局からの働きかけがあり、構成員が背中を押される形で「ものづくりはっぴいステージ」実行委員会を立ち上げるようになった。4回の実行委員会を開催する中で、構成員みんなが工賃を上げたいと真剣に考えていることを改めて共有することができ、一つの目的に向かってつながっていていることが実感された。実行委員会には、障害福祉サービスを利用する利用者にも参加していただき、取り組みの内容や方向性について意見を聴きながら進めていった。

また、工賃向上の目的を達成するためには、「障害理解」と「就労事業所の普及啓発」が必要と考え、コープ、地域支援会議の構成員も巻き込んで企画をした。授産品の販売以外に市主催の手話教室受講者、地元高校のギター部等の協議会以外の方の協力により、手話の啓発等、障害理解の取り組みを併せて行うことができた。

5、その他 協議会がある事での良い点

■自立支援協議会があることで良かった点

- ・市、事業者それぞれの強みが発揮できた
- ・一つの目標を共有し、取り組むことで構成員同士の横のつながりが強化された。そのことが単発の取り組みではなく、次の展開へと後押ししている
- ・成果をみんなで見分ち合えた

■今後の自立支援協議会の課題

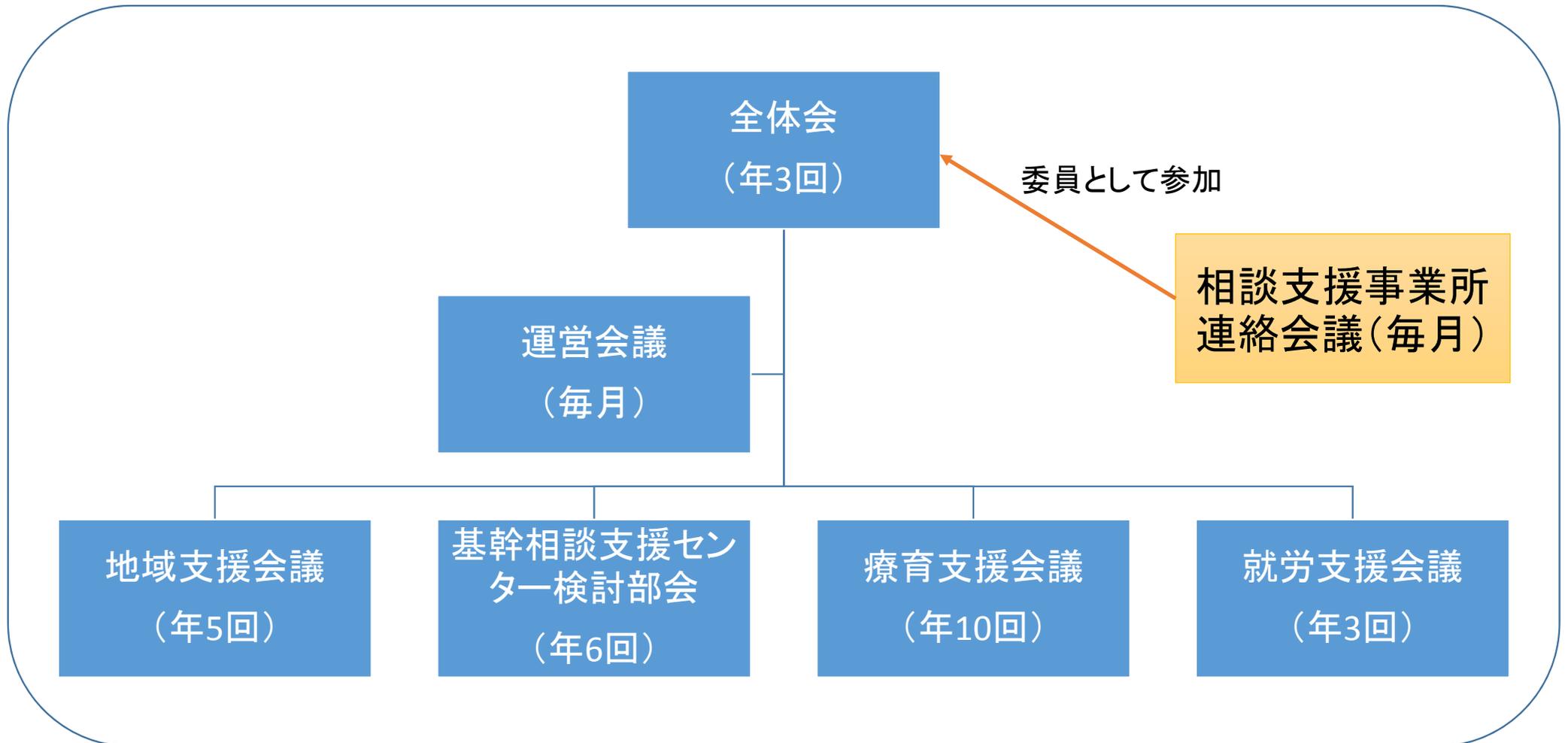
初期は事務局の報告会という形で運営がなされてきたが、構成員が会のあり方に疑問を持ち、それぞれがいろいろな取り組みを考えていく中で、あり方や内容の課題について共通した意識が広がってきた。今後はその気づきをどう具体化していくのが次の段階への課題と考えられる。

その一歩として、障害福祉計画の実行性を高め、協議会での提案が施策化しやすくなるよう、平成29年度から条例に基づく丹波市障がい者施策推進協議会へと移行する予定である。また、条例委員が部会の構成員となることで、条例委員としての責任を自覚し、当事者や現場からの声を全体会でも共有できるような仕組みを検討している。

6、協議会活性化の為に必要と思われること

- ・組織の再編(今後の自立支援協議会の課題へ記載)
- ・障害者の声が反映され、障がい者にもわかりやすいシステムと中身であること
- ・地域の社会資源発見し、どうやったらつながっていくのかをいつも考えること
- ・協議会の目的を常に意識し、そのために変える必要があることは変えていくこと
- ・障害者が地域の中で活動する機会を創り、一つ一つ小さい積み重ねを続けること

協議会(現在)



就労支援部会の活動報告

丹波市障害者就労支援部会

就労支援部会の会議開催

就労支援部会会議開催

- 第1回 5月25日 自主製品の販路拡大(障がい者理解啓発)
ミニ手話研修
- 第2回 9月26日 平成27年度平均工賃、
自主製品の販路拡大(障がい者理解啓発)
(ものづくりはっぴいステージ)
- 第3回 11月28日 自主製品の販路拡大結果、反省
障がい者の就労状況について情報交換
11月28日 障害者雇用優良事業所選定会議

販路拡大実行委員会

6月、7月、8月、10月に開催

「ものづくりはっぴいステージ」イベントの調整

開催日 11月5日(土)

午前10時30分～午後3時

自主製品の販売、各事業所の案内

(パネル展示、スライドショーによる事業所紹介)

アンケート調査、手話入門講座生による手話紹介、

柏原高校ギター部によるアコースティックギター演奏

自主製品販売

総売上 239,070円

効果

- ① 事業所間の連帯感が強まった。
- ② 自主製品の売り上げが工賃向上につながった。
- ③ 店舗より定期的開催の打診があった。
- ④ 障害者施設や事業内容等の紹介が市民にできた。
- ⑤ 障がい者理解に対する普及啓発ができた。
- ⑥ 事業所の新たな仕事の開拓につながった。
- ⑦ 事業所、店舗、各種団体等とのつながりができた。

丹波市障害者雇用優良事業所感謝状贈呈 平成28年度贈呈事業所

松村工芸株式会社 （生花用資材及び手芸材料の卸売業）

- ・ 障がい者雇用を積極的に行っている。
- ・ 障がい者雇用に対する理解と熱意が高い。
- ・ 障がい者が職場定着できるよう社内体制を整備するなど尽力されている。
- ・ 氷上特別支援学校生徒の職場実習を積極的に受け入れている。
- ・ 丹波地域障害者就労支援セミナーの講師依頼を受け、障害者雇用についての講演をするなど障害者雇用促進に努められている。

感謝状贈呈日時については、現在調整中

平成 28 年度丹波市障害者地域支援会議開催状況

開始日時	取組内容
第 1 回 平成 28 年 5 月 16 日 (月) 春日住民センター	【協議内容】 ・ 地域支援会議部会員の役割について ・ 27 年度の活動について ・ 28 年度の活動について (案) ・ 研修会「障害者差別解消法&ミニ手話講座」 講師：障がい福祉課 北山係長・岩見恵子 【報告事項】 ・ 丹波市障害者地域支援会議開催要領について ・ 第 4 期丹波市障害者福祉計画について
第 2 回 平成 28 年 8 月 18 日 (月) 春日住民センター	【協議内容】 ・ 就労支援部会との共催について (イベント) ・ 障害者週間について
第 3 回 平成 28 年 9 月 16 日 (金) 春日住民センター	【協議内容】 ・ 就労支援部会とのイベントの共催について (具体的内容についての打合せ)
第 4 回 平成 28 年 10 月 20 日 (木) 春日住民センター	【協議内容】 ・ イベント最終打ち合わせ
第 5 回 平成 29 年 1 月 19 日 (木) 春日住民センター	【協議内容】 ・ 28 年度のまとめ ・ 第 4 期丹波市障害者福祉計画について

ものづくりはっぴいステージ「障がい者に関するアンケート」結果報告書

○アンケート対象者：来訪者 合計39人

Q1 あなたの性別を教えてください

- ① 男性・・・・・・・・・・13人 ②女性・・・・・・・・・・26人

Q2 あなたの年代を教えてください

- ① 10歳代・・・・・・・・・・3人
② 20歳代・・・・・・・・・・5人
③ 30歳代・・・・・・・・・・8人
④ 40歳代・・・・・・・・・・9人
⑤ 50歳代・・・・・・・・・・5人
⑥ 60歳代・・・・・・・・・・5人
⑦ 70歳代～・・・・・・・・・・4人

Q3 「障害者差別解消法」を知っていますか

- ① はい・・・・・・・・・・28人 ②いいえ・・・・・・・・・・11人

Q4 「障害者週間」(12月3日～9日)を知っていますか

- ① はい・・・・・・・・・・15人 ②いいえ・・・・・・・・・・24人

Q5 「成年後見制度」について知っていますか

- ① 名前も内容も知っている・・・・・・・・・・21人
② 名前は知っているが内容は知らない・・・・・・・・・・14人
③ 名前も内容も知らない・・・・・・・・・・7人

Q6 身近に障害のある人がいますか

- ① いる・・・・・・・・・・29人 ②いない・・・・・・・・・・10人

Q7 障がいのある人と気軽に話をしたり、手助けをしたことがありますか

- ① はい・・・・・・・・・・31人 ②いいえ・・・・・・・・・・7人 未回答・・・・・・・・・・1人

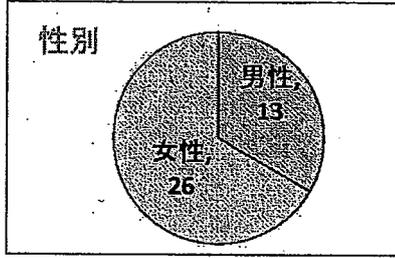
Q8 障がいのある人に対する理解を深めるための行事や催しがあれば、参加してみたいと思いますか

- ① はい・・・・・・・・・・36人 ②いいえ・・・・・・・・・・3人

ものづくりはっぴいステージアンケート (H28.11.5)

Q1. 性別について

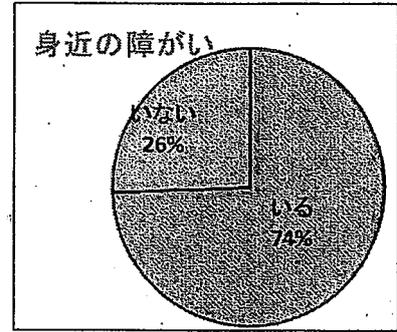
男性	13
女性	26



Q6. 身近な障がいの人

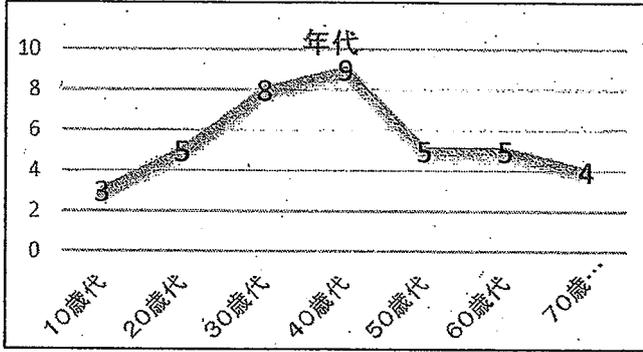
N=39

いる	29
いない	10



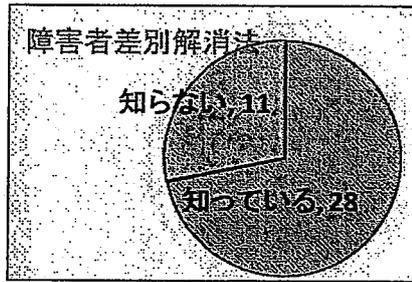
Q2. 年代について

10歳代	3
20歳代	5
30歳代	8
40歳代	9
50歳代	5
60歳代	5
70歳代~	4



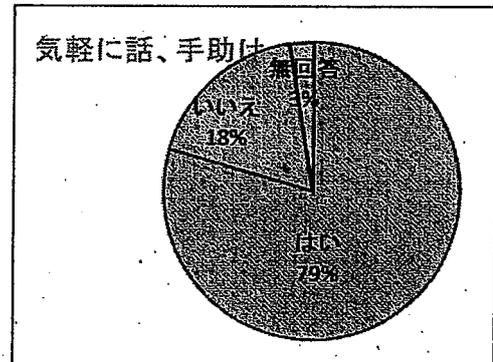
Q3. 障害者差別解消法について

知っている	28
知らない	11



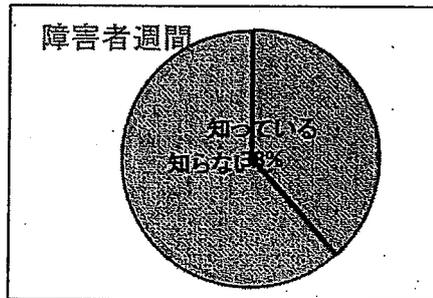
Q7. 気軽に話や手助けについて

はい	31
いいえ	7
無回答	1



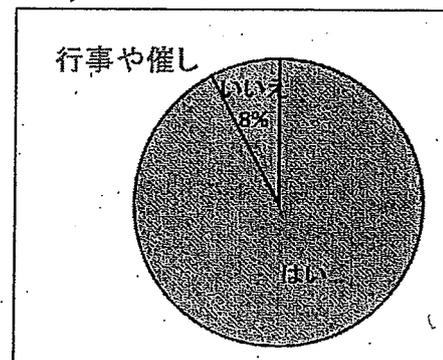
Q4. 障害者週間について

知っている	15
知らない	24



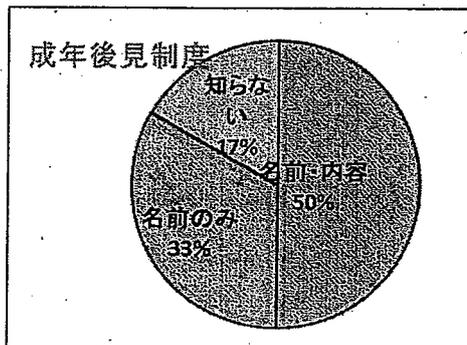
Q8. 理解深める催しについて

はい	36
いいえ	3



Q5. 成年後見制度について

名前・内容	21
名前のみ	14
知らない	7



ふれあいまつり「障がい者に関するアンケート」結果報告書

○アンケート対象者：来訪者 合計35人

Q1 あなたの性別を教えてください

① 男性・・・・・・・・・・9人 ②女性・・・・・・・・・・26人

Q2 あなたの年代を教えてください

① 10歳代・・・・・・・・・・0人
② 20歳代・・・・・・・・・・2人
③ 30歳代・・・・・・・・・・8人
④ 40歳代・・・・・・・・・・5人
⑤ 50歳代・・・・・・・・・・3人
⑥ 60歳代・・・・・・・・・・15人
⑦ 70歳代～・・・・・・・・・・2人

Q3 「障害者差別解消法」を知っていますか

① はい・・・・・・・・・・15人 ②いいえ・・・・・・・・・・20人

Q4 「障害者週間」（12月3日～9日）を知っていますか

① はい・・・・・・・・・・11人 ②いいえ・・・・・・・・・・24人

Q5 「成年後見制度」について知っていますか

① 名前も内容も知っている・・・・・・・・・・18人
② 名前は知っているが内容は知らない・・・・・・・・・・13人
③ 名前も内容も知らない・・・・・・・・・・4人

Q6 身近に障害のある人がいますか

① いる・・・・・・・・・・24人 ②いない・・・・・・・・・・11人

Q7 障がいのある人と気軽に話をしたり、手助けをしたことがありますか

① はい・・・・・・・・・・30人 ②いいえ・・・・・・・・・・4人 未回答・・・・・・・・・・1人

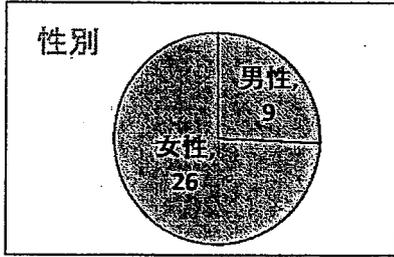
Q8 障がいのある人に対する理解を深めるための行事や催しがあれば、参加してみたいと思いますか

① はい・・・・・・・・・・32人 ②いいえ・・・・・・・・・・2人 未回答・・・・・・・・・・1人

ふれあいまつりアンケート (H28.11.26)

Q1. 性別について

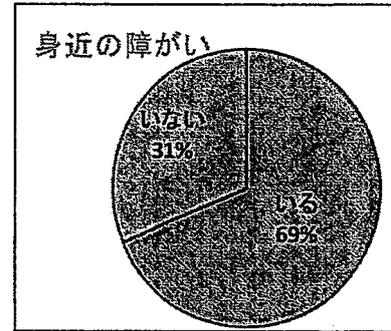
男性	9
女性	26



Q6. 身近な障がいの人

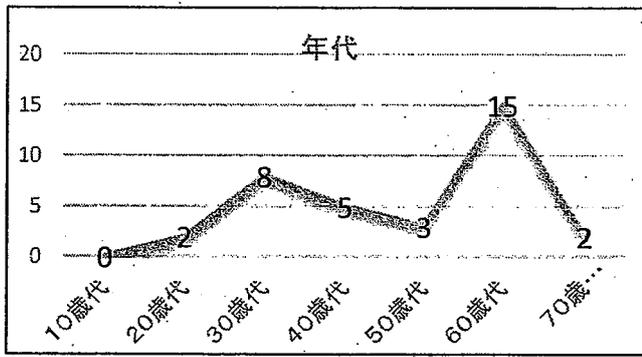
N=35

いる	24
いない	11



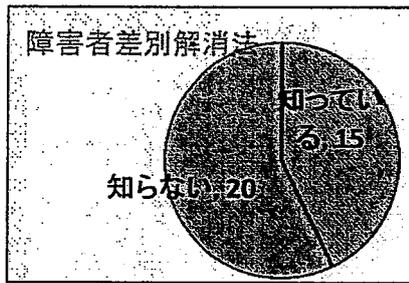
Q2. 年代について

10歳代	0
20歳代	2
30歳代	8
40歳代	5
50歳代	3
60歳代	15
70歳代~	2



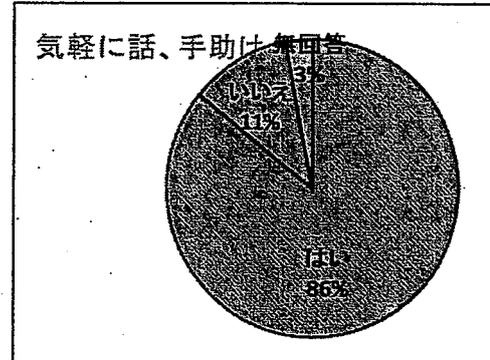
Q3. 障害者差別解消法について

知っている	15
知らない	20



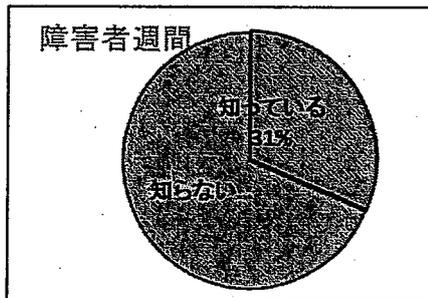
Q7. 気軽に話や手助けについて

はい	30
いいえ	4
無回答	1



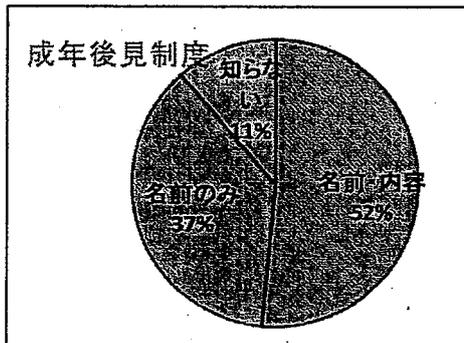
Q4. 障害者週間について

知っている	11
知らない	24



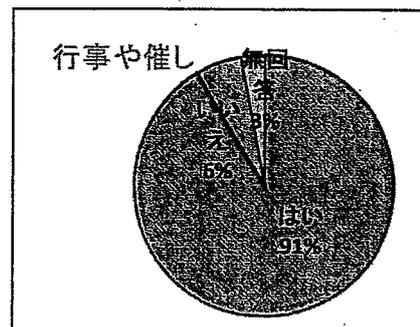
Q5. 成年後見制度について

名前・内容	18
名前のみ	13
知らない	4



Q8. 理解深める催しについて

はい	32
いいえ	2
無回答	1



平成 28 年度療育支援会議開催状況

1 平成 28 年度療育支援会議実施課題

- 部会 1 通学困難の生徒について
医療的ケアのある児童の通学について
- 部会 2 放課後の過ごし方モデルについて

2 開催実績及び予定

第 1 回	療育支援会議	平成 28 年 5 月 23 日(月)	春日住民センター 大会議室
第 1 回	部会 1	平成 28 年 6 月 21 日(火)	こども発達支援センター 交流室
第 1 回	部会 2	平成 28 年 7 月 12 日(火)	こども発達支援センター 交流室
第 2 回	部会 1	平成 28 年 10 月 18 日(火)	こども発達支援センター 交流室
第 2 回	部会 2	平成 28 年 10 月 25 日(火)	こども発達支援センター 交流室
第 2 回	療育支援会議	平成 28 年 11 月 17 日(木)	こども発達支援センター 交流室
第 3 回	部会 2	平成 28 年 12 月 13 日(火)	こども発達支援センター 交流室
第 3 回	部会 1	平成 28 年 12 月 15 日(木)	こども発達支援センター 交流室
第 4 回	部会 2	平成 29 年 1 月 31 日(火)	こども発達支援センター交流室
第 3 回	療育支援会議	平成 29 年 2 月 16 日(木)	こども発達支援センター交流室

3 実績報告及び提言について

(1) 部会 1 (通学困難、医療的ケアの必要な児童の通学について)

各種補助事業の対象者、事業内容を再度点検し、実施漏れのないように精査することを中心に活動した。また、通所支援事業における医療的なケアが必要な児童に対する看護師配置についての補助事業を平成 29 年度から実施できるように提言する。

- ① 丹波市障害者移動支援事業→国庫補助事業(生活支援事業)について、ガイドラインの作成(障がい福祉係)が必要。ガイドライン作成時において、非常時の通学に利用できないか協議したい。
- ② 丹波市特別支援教育就学奨励費支給事業の通学交通費について、該当者を再度点検し、漏れ落ちのないように精査する。
- ③ 丹波市遠距離通学補助金等交付規則について、特別支援学級の児童は、加算措置があるが、②と同時に給付を受けることができるか、今後教育部にて要綱の精査を行う。

『特別支援学校の体制について』

- 特別支援教育就学奨励費は、各担任が通学状況を把握し、報告することになっている。
1 km/5 円で県庁の標準単価を利用しており、ガソリン単価により変動している。
- 看護師の配置については、医療的ケアの必要性に応じてバスへの添乗も可能であるが、バスを停車させての処置が生じるおそれがある等の理由から現状は添乗していない。
- 医療的ケアについては、支援学校も地域校でも看護師が配置されている。
地域校での課題は、保護者の送迎の負担であり、障がい福祉係と移動支援事業のガイドラインを作成時に非常時の人的援助について提案をする。

(2) 部会 2 (放課後の過ごし方モデル検討)

放課後の過ごし方について、現状を把握した上で、福祉サービスや社会資源について保護者が知りたいタイミングで情報を発信し、より良い放課後の過ごし方が実施できるよう検討を行った。

① 現状把握

- | | | | |
|--------------------------|---------|--------|---------|
| ・丹波市内小学校在籍児童 | 3,311 名 | 支援学級在籍 | 126 名 |
| ・丹波市内中学校在籍児童 | 1,890 名 | 支援学級在籍 | 77 名 |
| ・丹波市内アフタースクール(以下「アフター」) | 利用児童 | | 797 名 |
| ・放課後等デイサービス事業(以下「放課後デイ」) | のみ利用児童 | | 5 名 |
| ・放課後デイとアフター併用利用児童 | | | 11 名 |
| ・アフターのみ利用児童 | | | 786 名 |
| ・どこも利用されていない児童 | | | 2,332 名 |

(小学校では)

- ・支援級在籍児童 126 名中 30 名がアフター、11 名が放課後デイを利用している。
- ・放課後デイを利用していない支援級在籍児童の放課後の過ごし方及び本人や家族のニーズを調査するよう今後検討の必要がある。
- ・地域の小学校でアフターを利用していた児童が、支援学校中等部に入学した場合、一人で放課後が過ごすことができず、放課後デイを利用することが多い。
- ・小学校時代に放課後デイを利用し、一人での過ごし方を身に付けていれば、留守番をしながら一人でも過ごせるようになることがある。

(中学校では)

- ・支援学級在籍数は 77 名で放課後デイを利用されている生徒は 0 名。中学校では、クラブ活動もあり、必要が低いと考えられる。

(小学校支援学級から中学校支援学級に入学された、保護者の方の声)

- ・子供が集団に入りにくい
運動会・音楽会にどのように参加させるか等

- ・余暇の過ごし方がわからない
習い事、プール、スポーツクラブなど障がいのある人がどれくらい利用されているのか等
- ・自分でする・やりとげる経験不足
“支援者が先回りして困らないようにする”という支援をしている中で、“自分でする・自分でやりとげる”という力をつける訓練が不足している。
- ・対人距離の難しさ
同性、異性、性教育の問題も難しい。

これらの問題点は、各児童が療育として、「福祉サービス」を早くより利用することにより、解決に結びつくような相談、支援ができる可能性が高い。早くから情報を得ることができ、関係機関につながるようなことができるように対策が必要と判断した。

② 情報提供の状況について

現在、下記のとおり障がい福祉課及び学校教育課で研修会を開催している。

- ・障がい福祉課から氷上特別支援学校へ進路研修会を、2回/年開催。
- ・教育委員会での丹波市特別支援教育コーディネーター研修会は、2回/年開催。

福祉サービスについて、保護者が「知りたい」タイミングで情報を発信できるのは、対象児に係る各先生であることから、先生や子供に係る機会の多い方々に福祉サービスや社会資源の活用方法について説明ができるようなパンフレット等の作成ができないか検討する。

次年度の課題

- ① 現在の中学2年生が高等学校に進学したとき場合に放課後等デイが不足する。
- ② 丹波市内ではこどもに特化した日中一時支援を行う事業所が少ない。
- ③福祉サービス提供側が分かりやすいパンフレットを作成し、支援者の方々に説明する機会を検討する。

等、今後年度末に向けて課題を整理し、次年度につなげていく。



**わたしたちの「手」づくりを
「手」に取ってください。♡**

「ものづくり はっぴいステージ」とは…

丹波市とコープ柏原店が共催で行うイベントです

障がい者就労支援事業所等で毎日一生懸命作っている

わたしたちの商品をぜひお買い上げください。

イベントでの売り上げは、わたしたちの工賃となります。

みなさんのご協力をお願いします。

丹波市(障がい者就労支援部会)



はっぴいものづくり IN コープ柏原

丹波市内の障がい者就労支援事業所等で製造した商品を販売します。
食品、クラフト品・手芸品・アクセサリーなど様々な商品を販売します。

出店事業所：ら・ぱん工房 来古里、春日育成苑「むぎはな」、みつみ学苑、きらめきワーク、丹(まごころ)ファーム、希望の家、こぶし

《販売内容一部紹介》販売商品が変更となる場合もあります。



2016.11.5.SAT 10:30~15:00

開催場所：コープ柏原 野菜売りの場付近 (丹波市柏原町母坪 335-1) コモーレ丹波の森内

主催：丹波市(障がい者就労支援部会) 共催：生活協同組合コープこうべ コープ柏原

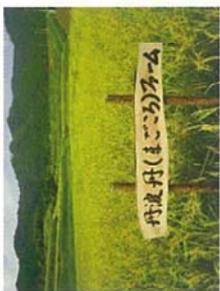
問い合わせ先：丹波市障がい福祉課 0795-74-0222/コープ柏原(担当：松原、山崎)0795-72-5436

丹波市内の障がい者就労支援事業所等の紹介

就労継続支援B型 丹南精明園 “まごころ”ファーム

丹波丹（まごころ）ファームのメンバーは雨にも負けず、暑さ、寒さにも打ち勝ち、おいしい野菜を作っています。

住所/丹波市市島町上竹田 2335-1 電話/079-594-2398



就労継続支援B型 みつみ学苑 “みらい館” “そらいろ”

就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な支援を行います。生活の場所から少し離れた場所に2ヶ所作業場（みらい館・そらいろ）を設け、それぞれを拠点に生産活動を行っています。

住所/丹波市山南町岩屋 2004 電話/0795-77-0094



就労継続支援B型 春日育成苑 “むぎはな”

元氣いっぱいおいしいスタッフが焼きたてパンを常時40種類以上用意し、皆様の来店をお待ちしております。イベントや給食パンなど様々な要望に対応させていただきますのでお気軽にお問合せ下さい。

住所/丹波市氷上町石生 361 電話/0795-82-5211



就労継続支援B型 ら・ばん工房 来古里



市島町でパン屋

はじめました。

住所/丹波市市島町上牧 703 電話/0795-86-8177

就労継続支援B型 きらめきワーク

リサイクル店運営・イベント販売・印刷業務・下請け作業と多種多様な仕事をしています。今回、販売します“焼きそば”は、毎週水曜日と金曜日に店舗で販売していますので、是非お立ち寄りください。

住所/丹波市柏原町柏原 1018-1 電話/0795-73-0234



就労継続支援B型 ワークホームもあ

みんな毎日楽しく頑張っています。アルミ缶の回収作業、ローソクの箱詰めと箱折作業、玩具加工作業、クリップ型ハンガー組立作業などを行っています。アルミ缶回収作業では、優秀な回収実績をあげたとして、アルミ缶リサイクル協会から表彰を受けました。

住所/丹波市氷上町南油良 809-1 電話/0795-82-9500



就労継続支援B型 たんば園

「たんば園」では、街を走る自動車を初めとし、バイクなどに使用されているホースバンドの一貫製造をおこなっています。利用者一人ひとりが細かく分業化された工程に携わり企業からの要求である「確実な品質」に応えるように頑張っています。

住所/丹波市柏原町柏原 4283-4 電話/0795-73-0501



地域活動支援施設 希望の家

創作的活動を通じて社会との交流促進を提供する場所です。退院後の居場所、生活リズムを整える場、憩いの場として支援します。また自立の促進を図り地域との交流を広げ、社会参加を促進することを目的とします。

住所/丹波市柏原町柏原 1018-1 電話/0795-73-0869



地域活動支援施設 春日小規模作業所こぶし

「こぶし」では在宅の心身障がい者の人々が、手仕事やレクリエーションを行っています。作業所の方でも販売をいたしていただきますのでお気軽にお立ち寄りください。

住所/丹波市春日町黒井 1500 電話/0795-74-0715



自分の力で未来を拓こう!!

就労継続支援B型 ニコマル

今年度平均工賃 20,320円

就労移行支援/就労継続支援B型 ウェルワークたんば

今年度平均工賃 30,250円

ネクステ 丹波

検索 クリックしてネ



今回、掲載されている事業所以外にも丹波市内には障害福祉サービス事業所があります。

当日は、センターコートにて障害福祉サービス事業所の活動の様子を紹介するコーナーを設けます。ぜひ、見に来てください!!!

丹波市障がい者地域支援部会より



第2回

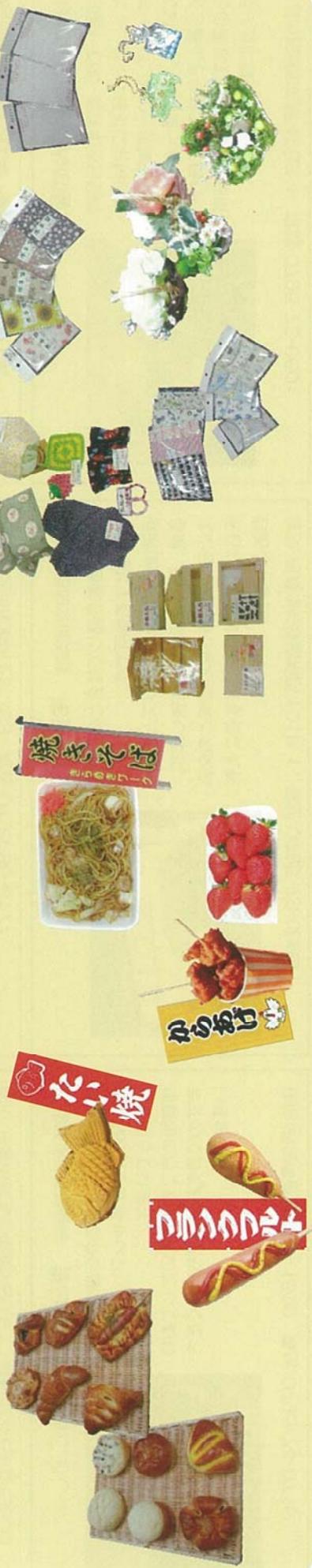
はっぴいすてーじ ものづくり

IN 柏原

丹波市内の障がい者就労支援事業所等で製造した商品を販売します。
食品、クラフト品・手芸品・アクセサリーなど様々な商品を販売します。

出店事業所：ら・ばん工房 来古里、春日育成苑、みつみ学苑、きらめきワーク、丹(まごころ)ファーム、希望の家、こぶし、ニコマル

〈販売内容一部紹介〉販売商品が変更となる場合もあります。



2017.2.17.FRI/18.SAT 10:30~15:30

一部夜も販売しています

開催場所：丹波新聞社様前 駐車場内 特設会場 (丹波市柏原町内)

主催：ものづくりはっぴいステーション実行委員会 共催：生活協同組合コープこうべ コープ柏原

問い合わせ先：みつみ生活サポートセンター (担当：柳川瀬) 0795-70-0130/コープ柏原(担当：松原)0795-72-5436

丹波市の相談支援体制について

丹波市基幹相談支援センター検討部会
(中間報告)

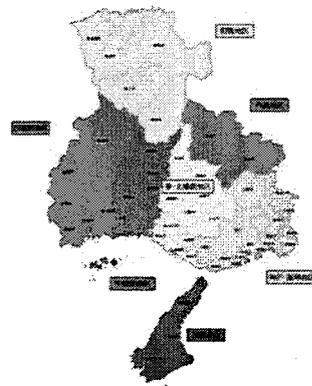


丹波市の地域分析

<丹波市の概況>

丹波市は、兵庫県の中央東部に位置し、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経135度線）が通っており、北東では京都府、南東では篠山市、南西では多可町、南では西脇市、北西では朝来市と境を接している。

面積	493.21平方km
人口	66,539人(平成28年4月)
身体障害者手帳	3,532名
精神障害者保健福祉手帳	480名
自立支援医療	734名
療育手帳	672名
手帳保持者合計	4,653名
障害者総合支援法サービス利用者数	約428名
児童福祉法サービス利用者数	約112名



丹波市の相談支援事業所

委託相談支援事業所 3か所

- 丹波市社会福祉協議会相談支援事業所
- みつみ生活サポートセンター えるぐ
- 障害者相談支援センター 「小鹿」



一般相談支援事業所（地域移行・定着担当） 2か所

- みつみ生活サポートセンター えるぐ
- 障害者相談支援センター 「小鹿」

指定特定（障害児）相談支援事業所（計画作成担当） 10箇所

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ○丹波市社会福祉協議会相談支援事業所（者） | ○みつみ生活サポートセンターえるぐ（者・児） |
| ○特定相談支援事業所ポップたんば（者） | ○相談支援事業所ゆきわりそーしゃるほーむ（者・児） |
| ○障害者相談支援センター「小鹿」（者） | ○相談支援事業所「ふるさと」（者・児） |
| ○ほのほの介護相談支援事業所（者・児） | ○たんば海援隊（者・児） |
| ○在宅支援相談事業所「こすもす」（者・児） | ○丹波市相談支援事業所まごころ（児） |

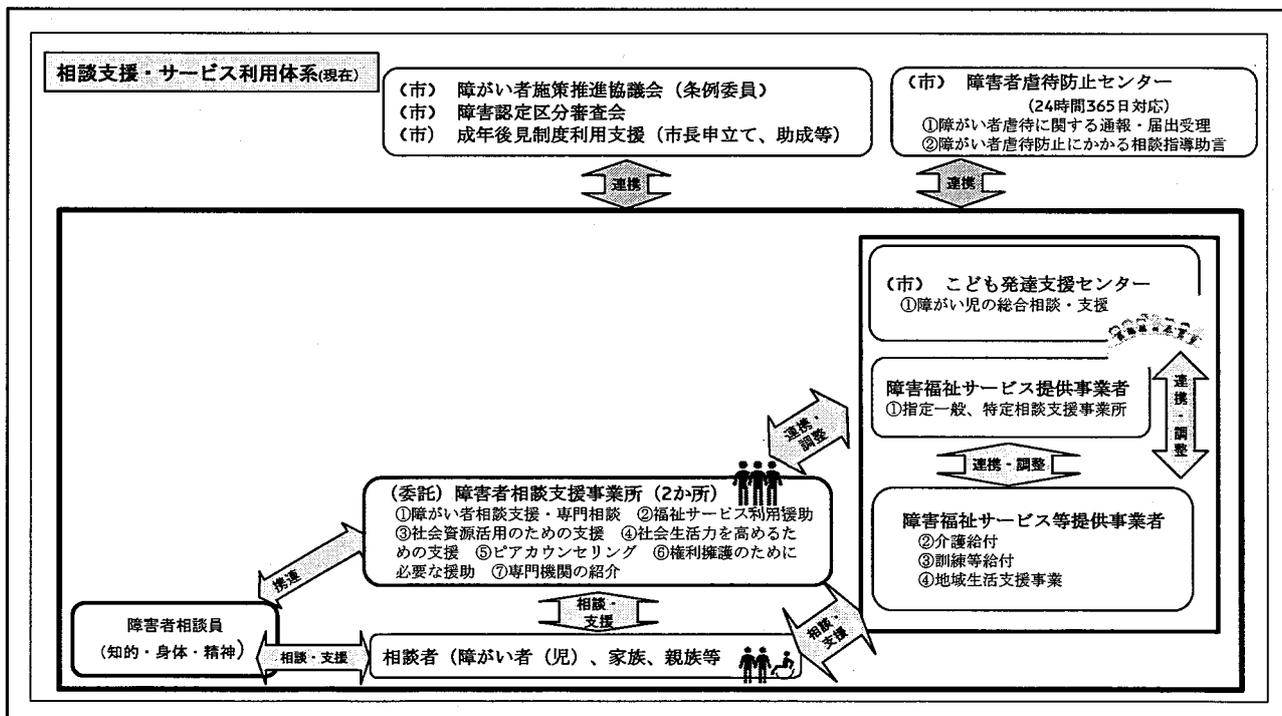
障害福祉サービス提供事業所数と利用者数

生活介護	12か所（含基準該当、利用者136名/月）	居宅介護	4か所（利用者55名/月）
短期入所	7か所（利用者26名/月）	同行援護	1か所（利用者10名/月）
重度訪問介護	3か所（利用者2名/月）	入所支援施設	4か所（利用者99名/月）
療養介護	0か所（利用者20名/月）	自立訓練（機能訓練）	0か所（利用者2名/月）
自立訓練（生活訓練）	2か所（利用者4名/月）	就労移行支援（一般型）	1か所（利用者3名/月）
就労継続支援A型	0か所（利用者5名）	就労継続支援B型	8か所（利用者139名/月）
グループホーム	30か所（利用者67名/月）		
放課後等デイサービス	2か所		
児童発達支援センター	1か所		

※（利用者数はH27年度実人数の月平均 他市施設利用者含む）

グループホームの状況（30か所、総利用定員125名）

- **社会福祉法人 恩鳥福祉会**（グループホーム6か所）
（元気 なかよし1、なかよし2、たんぼぼ、ひまわり、希望）
- **社会福祉法人 みつみ福祉会**（グループホーム14か所）
（さくら、ハートタウン石生、エスポワール、フェニックス、ホープ、エンジョウハウス、フレンド1、フレンド2、フレンド3、フレンド4、幸福の里1丁目、幸福の里2丁目、もみじ、かえで）
- **株式会社 ネクステ**（グループホーム9か所）
（ネクステホームA、ネクステホームB、ネクステホームC、ネクステホームD、ネクステホームE、ネクステホームF、ネクステホームG、ネクステホームH、サテラホームA）
- **特定非営利活動法人 ひかみボルゴベネッセレ**（グループホーム1か所）
（グループホームびあ）



丹波市の相談支援事業等にかかる課題

- 1 当事者活動を支援する仕組みが弱い。
- 2 アウトリーチ（訪問活動）が必要。
サービスにつながっていない難病等の対応が必要。
- 3 福祉サービスで支援できない方がある。
- 4 地域相談支援の対象者とならない方への無償の地域移行支援がない。
- 5 サービス等利用計画と個別支援計画の連動が不十分。
（点検、指導が必要）
- 6 地域のニーズを質・量で把握できていない。
計画に反映できていない。
- 7 サービス等利用計画の評価がされていない。

- 8 地域の障害福祉施設のコーディネート機能がない。
（社会資源の分析、活用が必要）
- 9 市内グループホームが少ない。
- 10 就労継続支援事業所A型を作ってほしい。

- 11 後見制度利用について周知ができていない。
- 12 権利擁護に関する支援能力が不足している。
- 13 法律相談ができる場所が必要。

- 14 医療的ケアの必要な方に対する相談支援の経験がない。
- 15 困難事例に対応できる相談員がいない。（困難事例の解決）
対応できるチームがほしい。

- 16 相談事業所の相談に耐えられる人材の確保。
- 17 相談専門員の資質向上。人材育成の機会がほしい。
(事例検討、他職種連携)
- 18 相談支援事業所、福祉施設、民生委員との連携が不十分。
- 19 事業所間での相談体制が取りにくい。
- 20 医療機関との連携が必要(連携が弱い)。
- 21 介護保険、生活困窮者、児童、丹波健福との連携体制。
- 22 協議会の運営体制が弱い。
- 23 相談支援体制が確立されていない。
- 24 それぞれの役割分担について確認が必要(明確にする)。

- 25 基幹相談支援センターは必要。運営者の資質が求められる。
- 26 相談件数が現行ではけている状況ならば、今の事業所に基幹相談支援センターの機能を付加する方法はどうか。
- 27 市で基幹相談支援事業所の継続した人員確保は難しい。
- 28 障がい福祉は、市民に知られていない。施策の周知が必要。
- 29 障害理解の普及・啓発の取り組みが少ない。(セミナー・研修等)

基幹相談支援センターとは…

厚生省資料

基幹相談支援センター

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者

(社会福祉法人、
NPO法人等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

○身体障害者、知的障害者、
精神障害者の相談を総合的
に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

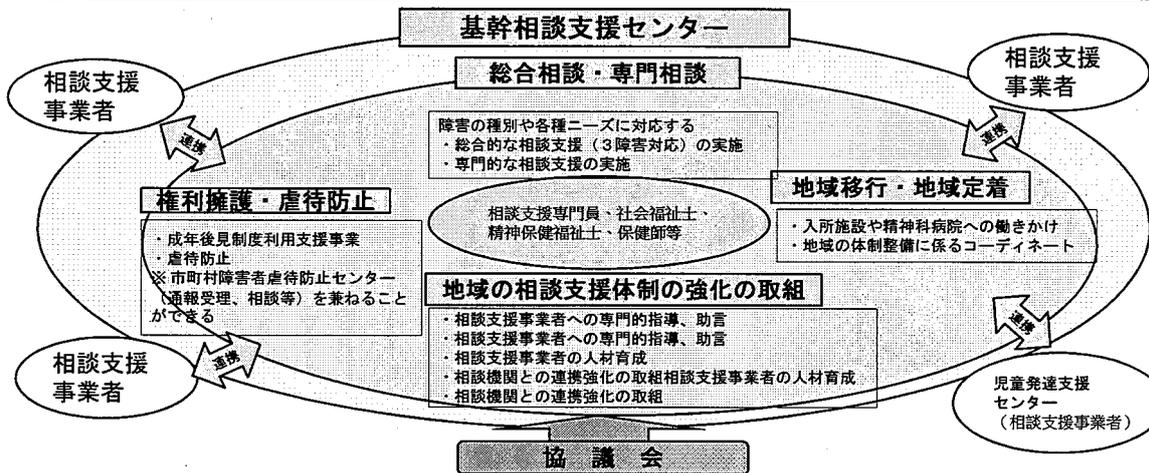
(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談を受け、情報提供や助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

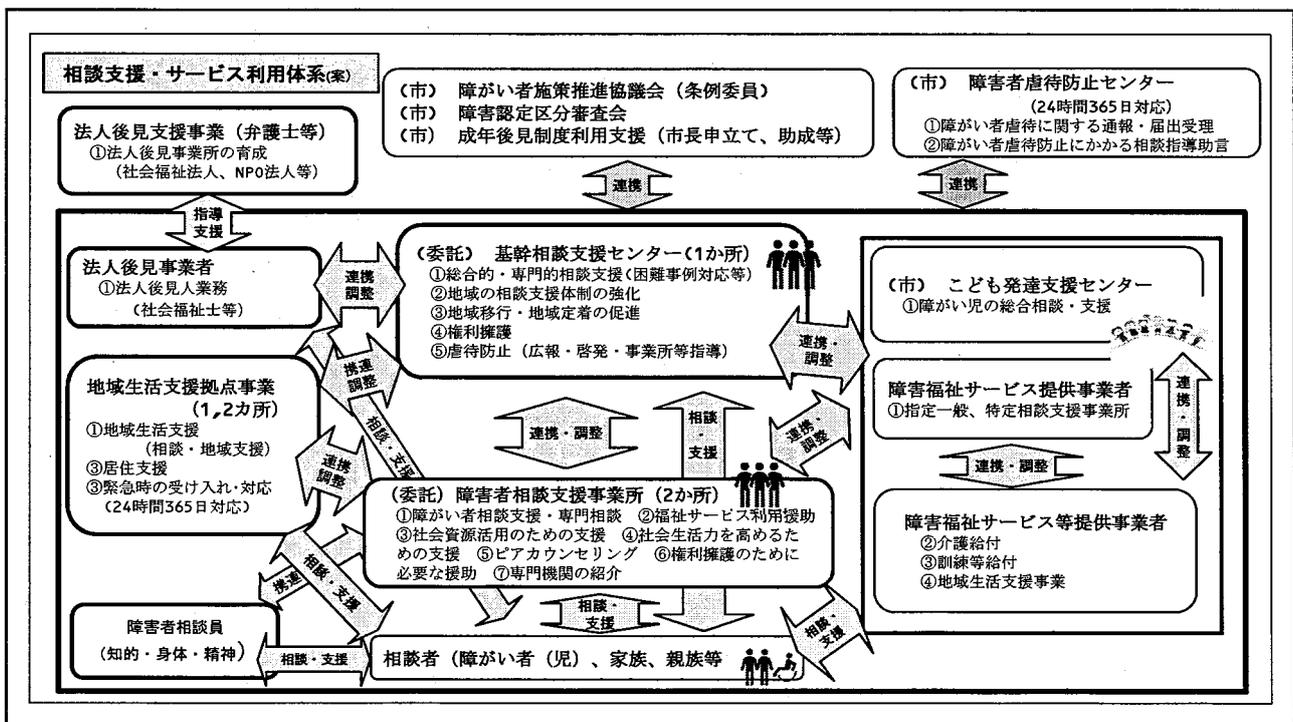
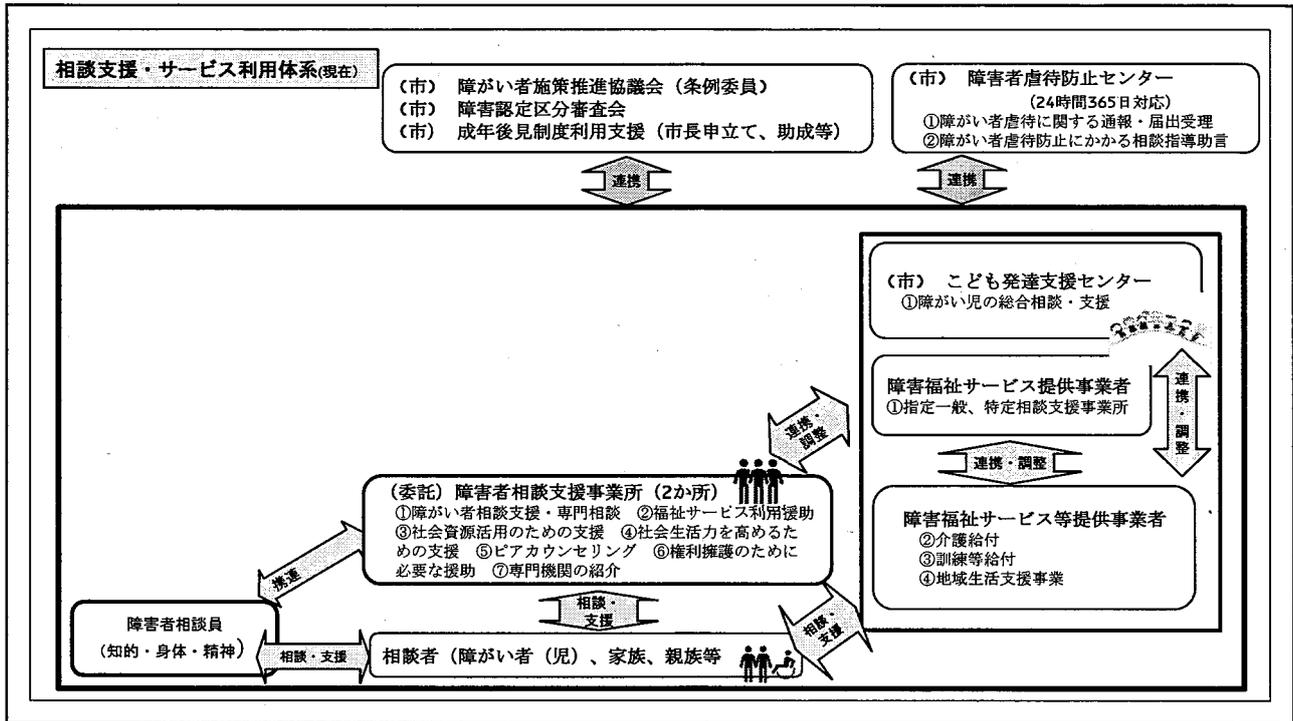
基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



丹波市相談支援体制等組織図



基幹相談支援センターの業務

①総合相談・専門相談

- ・総合的な相談支援（3障害対応）
- ・専門的相談支援（困難事例のケース検討会議等）
- ・地域の相談支援事業所では対応できない個別事例への対応

②地域の相談支援体制強化

- ・相談支援事業所への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成（研修等）
- ・計画支援体制の強化（相談支援専門員の質の向上）
- ・~~サービス等利用計画の手チェックと評価~~
- ・相談機関との連携強化

③地域移行・地域定着

- ・入所施設・精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備にかかるコーディネート

④権利擁護・虐待防止

- ・総合的な相談業務及び成年後見支援事業
- ・虐待防止（広報・啓発・事業所指導）
（障害者虐待防止センター機能一部委託）

委託相談支援事業所の業務

①総合相談・専門相談

- ・相談支援・専門相談（3障害対応）

②福祉サービスの利用援助

③社会資源を活用するための支援

④社会性活力を高めるための支援

⑤ピアカウンセリング

⑥権利擁護のために必要な援助

（成年後見制度本人申立てにかかる説明・書類作製等支援）

⑦専門機関の紹介

地域生活支援拠点事業の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、
障がい児者の地域生活支援をさらに推進する。

地域における課題の解決を目指すため

「地域生活支援拠点」を整備。

各市町村又は障害福祉圏域に1箇所以上、

(第4期障がい福祉計画)

障がいのある方の地域生活を地域全体でどう支えるのか。
市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか。

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

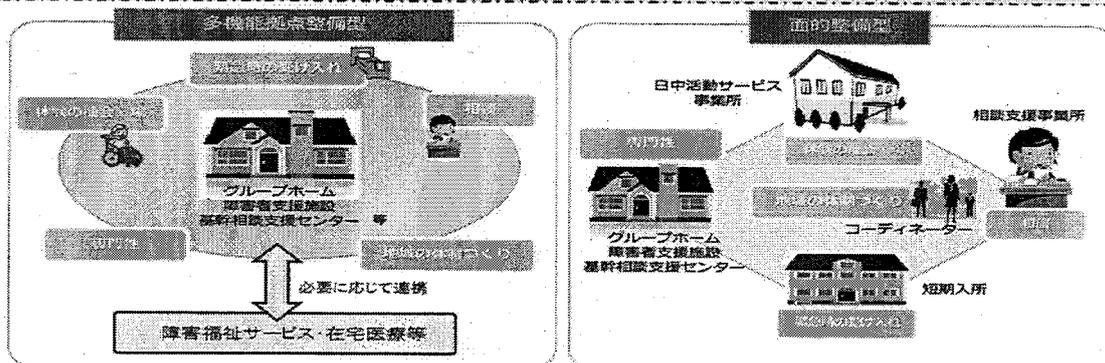
障がいのある方の地域生活を推進していくために必要とされている機能を強化。
地域の実情に応じた拠点等を整備。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



他市の地域生活支援拠点整備事業例

①地域支援機能

地域相談支援、地域生活支援事業の活用等

②居住支援機能（体験の機会・場の提供）

グループホーム体験入居、障害福祉サービス等の見学・体験利用等

③緊急時の受け入れ・対応

入所施設、グループホーム、法人独自で取り組む体験の場等への受け入れについて対応（調整）する。

（地域生活支援員の24時間対応・夜間休日の体制）

丹波市の整備について協議会で検討する必要有

**基幹相談支援センター検討部会の
中間報告でした。**

丹波市条例第30号

丹波市障がい者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、丹波市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、答申するものとする。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 障害者総合支援法第88条第1項に規定する障害福祉計画に関し同条第8項及び第9項に規定する事項並びに当該計画の進捗状況の管理に関すること。
- (3) 障害者総合支援法第89条の3第2項に規定する事項に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい者等の団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) サービス事業者の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 公募による市民
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、専門的事項を調査審議するために必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の名称及び部会に属すべき委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を協議会に報告しなければならない。

(資料提出の要求等)

第8条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

- 2 部会長は、部会において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第2項第6号に規定する公募の方法による委員の選任に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても行うことができる。

訪問調査

大分県別府市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況の訪問調査票

【基本情報】

都道府県・指定都市名	大分県		市区町村名	別府市
協議会設置形態	単独	共同設置市町村名：		
部署名	障害福祉課	対応者名	加藤 満江	メール haw-hw@city.beppu.oita.jp
ご連絡先	電話	0977-21-1413(直通)	調査員名	田中 慎治

全体会開催回数	年4回(全体会開催のための運営委員会も開催)		
部会等開催回数	実務担当者会議・障がい児支援部会・当事者部会・地域生活支援部会・就労部会(概ね年12回開催)各部会の開催に併せて運営委員会も開催(就労部会は除く。)		
研修会等開催回数	1回(他に各部会の研修会有)	全開催回数	109回

開催内容・組織図については提供依頼等での把握をお願いします。

1、地域自立支援協議会全体会の運営について

設置の根拠	設置要綱	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	別府市障害者自立支援協議会設置要綱
行政・機関の関係	市長の諮問機関		

■具体的内容

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

■その理由(至る経過・プロセス)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に掲げる事業(以下「相談支援事業」という。)をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、同法第89条の3の規定に基づき別府市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置。
 平成19年にとにかくやってみようというところから地域にある課題について月一回で協議をはじめた。その後個別の課題については部会の設置をすることで具体的に課題解決に向けての協議が始まるようになった。

■その他

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(通称:ともに生きる条例)を平成26年4月1日に施行。親亡き後等の問題を解決する総合的な施策の策定・実施を規定しており(第23条)、この具体的な解決策を「親亡き後等の問題」解決策検討委員会で議論した。その具体的な解決策の検討を自立支援協議会の各部会で行っている。また、別府市共生社会形成プランの外部評価を自立支援協議会で行っている。(第9条、第10条～16条、第23条)

2、各部会等の運営について

■具体的内容

地域生活支援部会・・・地域生活支援拠点の整備に向けての課題を検討中。5つの機能についての課題についてグループワークを終了し、3月の又村氏を迎えての研修会で、疑問点や整備のあり方について整理している。29年12月までには、整備方法について議論をまとめようとしている。また、実施計画(予算を伴うこと)関係については、29年5月までに整理。各部会から委員を選出しているため、各部会との連携も図れ、活発に議論がすすんでいる。

実務担当者会議・・・専門部会報告・委託相談支援事業所実施報告・日常業務から感じる課題について情報共有。また3つの分科会を設置(i.介護支援専門員との連携 ii.防災について考える分科会 iii.地域移行・地域定着分科会)し、親亡き後等の問題解決の具体的施策について協議を行っている。

障がい児支援部会・・・各事業所間の情報共有・地域生活支援部会の協議内容の報告・事例検討、親亡き後等の課題の中の情報共有シート(仮称)の作成に向けての協議を行っている。また病院療養介護の病院に付属する事業所があるため、療養介護についての研修会を行うなどしている。

当事者部会・・・障がい当事者が気軽に参加出来る「ともいきカフェ」を月1回開催。近況や困りごとなどを共有している。また、親亡き後等の課題のうち、障がい理解ハンドブックの作成(仮称 障害特性や配慮についてお知らせするもの)を行っている。

就労部会・・・各事業所の情報共有や、特別支援学校と連携を図ることによる就労への課題検討を行っている。B型事業所の質向上のための協議なども行われている(援農の導入など)

■その理由(至る経過・プロセス)

別府市障害者自立支援協議会設置要綱(専門部会)

第7条 協議会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

平成25年制定の「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」(別紙)の策定に協議会策定部会の関与(H23～24)また、条例に基づき別府市共生社会形成プランを策定担当課を定め、課題整理を行い(別紙参照)中間評価を平成29年度中に実施予定。またその評価については協議会の意見を貰う。

実務担当者会議 介護支援専門員連携分科会・・・障がい分野にての課題提示、計画のすりあわせなどを行い併給などがスムーズに実施されるよう実際の現場でケアマネを後ろ支えするような動き(情報提供やフローチャートの提示など)や個別の対応を大切にすため、包括センターとの合同での研修会を実施している。

防災について考える分科会・・・東日本の震災以降も徐々に取り組み始めたが、昨年の熊本地震の際に別府も被害などがあったため自治会においてモデル地区を指定し、要援護者の確認や避難所の合理的な配慮についても確認を始めている。

地域移行、定着分科会・・・大分県では地域移行・定着の支給決定が非常に少ないこともあり、県全体でも課題となっていたこともあり設置。精神科病院内医療職になかなか情報が伝わっていないことが分かったため、病院の医師や看護師向けの研修会を実施している。入所施設などに対しては地域移行できる人は地域移行をしていくということを周知している。

障がい児支援部会・・・設立当初少なかつた児童の事業所の増と現在に至るまで支援の質の向上について協議する目的を定めて実施してきた。また、親亡き後の課題の中でご本人についての情報提供シートの作成についても協議中。また、重心病棟のある西別府病院とタイアップして相談支援事業所向けに医療的ケアのある方についての研修や家族を対象とした座談会の開催なども実施されている。あわせて緊急避難時に備えた情報カードを作成予定である。

■その他

各部会についても 条例→課題整理→担当部署決定→障害福祉課においては課題を担当する部会や新規の分科会などの設置といった形で体系的に地域の課題について取り組みが行われている。特に条例に基づいていることもあり、障害福祉課のみならず他課とのかかわりも大きくなっているのが広がりがある。

3、個別支援会議の開催について

■具体的内容

自立支援協議会の中で、個別支援会議を行っていないが、差別等案件、障がい者虐待案件については、相談専門員を2名配置し(専門職の非常勤職員)、案件が生じたときには障害福祉課内でコア会議を開催している。また、虐待については、高齢者及び障がい者虐待ネットワーク委員会を設置し、地域課題の整理をしている。個別支援会議は各相談支援事業所が中心となって実施、課題を事例検討などを通じ、協議会に提示している。

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

事例検討などについては地域生活支援部会にて実施している。また、事例のことなども含め情報共有を委託、指定の市内20カ所の相談支援事業所が毎月第二火曜に集まり実施している。

4、地域社会資源の開発について

■開発された具体的資源内容

地域活動支援センター(Ⅱ型)である「地域活動支援センターつるみ台」が医療法人によって平成29年4月より発足。創作及び生産的活動等の機会の提供。交流スペースや避難場所としての場の提供を行う。(現在、試行運営中 添付別紙参照)

前
述の障がいハンドブックの作成(障害特性や配慮についてお知らせするもの・現在作成中)全戸配布に近い形で配布予定。また、そういった取り組みに加えて自治会でモデル地区を指定して防災訓練、要支援者や避難所等の確認などの取り組みも始めようとしている。(実務担当者会議・防災分科会)

月一
回市役所内にて「ともいきかふえ」という中心は身体障害者であるがサロンが開催されている。生活の様々な悩みなどを気軽に相談できる場として、また話を聞いてもらえる場として活用されている。(市職員も参加)また、その集まりから市内の学校に障害のことを知ってもらうための講演会の講師派遣もされるようになった。

■ 開発された理由(至る経過・プロセス) (無い場合は、できない理由)

別府市では、地域生活支援拠点の面的整備を行おうとしているが、社会資源の不足について(特に精神障害や発達障害)議論がなされているところである。開設しようとしている事業所は、3障害とも受け入れを可能としているが、特に母体である医療法人が精神障害の専門機関であることから、集団になじめない精神障害者のくつろげるサロンとしての役割を果たすことになるのでは、と期待される。(別紙参照)

5、その他 協議会がある事での良い点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

学識経験者・自治委員・民生児童委員・事業所・支援学校などと連携を取り、障害福祉についての課題を多面的に考え、情報の共有をすることが出来る。また、親亡き後等の課題解決についての具体的な施策について専門的立場から、協議することが出来る。行政からのアプローチよりも、委員からの活発な議論がなされる中で、方向性を共有し、協力しながら、障害者福祉の増進が図られている。 条例づくりに参画し、条例があることで課題整理を多くの協議会参加者とでき、共有ができた。そのことによって共通の目的ができ部会や分科会が活性化した。情報の共有化が図れ、共通の言葉で話すことができています。条例施行、共生社会形成プランの実施にむけて明らかになった課題を多少混乱もあったが部会などで分担して作業ができています。

実務担当者会議のメンバーが委託の事業所を中心にもともと力のある相談支援事業所であったが、連携を図ることでより充実しており、それを施策が後押しするような形で課題などの解決に向けて確実な協議がなされている。 また、福祉資源がもとよりあった地域ではあったが、それらが情報共有し、課題を共有し目的をもって課題解決をするために協力し、役割分担を行いながら協議会を進めていることですぐには解決しない課題も前を向いて動いている。

■ 今後の自立支援協議会の課題

課題を解決していく仕組みを強化していく組織づくりが必要
個別の支援会議から協議会に提出される課題についてそのプロセスなどについて全体が意識していくことが重要だと考えている。
委託金について

6、協議会活性化の為に必要と思われること

委託の相談支援事業所が中心になってけん引していくことが必要。委託の相談支援事業所がやる気を出すこと。

行政が委託の相談支援事業所業務の内容について把握をしていること。

協議会の部会や分科会なども含めて市障害福祉課がすべてに参画しているので施策についてお互いが協働していることが意識されている。

別府市障害者自立支援協議会設置要綱

制定 平成 19 年 4 月 2 日
別府市告示第 115 号
改正 平成 24 年 3 月 30 日
別府市告示第 128 号
平成 25 年 3 月 19 日
別府市告示第 42 号
平成 27 年 6 月 24 日
別府市告示第 214-2 号
平成 28 年 4 月 21 日
別府市告示第 170 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として、同法第 89 条の 3 の規定に基づき別府市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 相談支援事業における困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業又は障害福祉サービス事業を行う者及びその関係者

(2) 保健、医療、教育、企業、老人クラブ、自治会等の関係者

(3) 障害者関係団体に属する者

(4) 福祉保健部長

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、同日の属する年度の翌々年度の4月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（「以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の協議事項について調査及び検討を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(委員の任期等に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現に別府市障害者自立支援協議会・障害福祉計画策定委員会委員に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に、要綱第3条第2項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 前項の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなされた者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成24年3月30日告示第128号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日告示第42号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月24日告示第214-2号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年6月20日告示第170号)

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

平成28年度別府市障害者相談支援事業及び相談支援機能強化事業運営委託契約書

障害者相談支援事業及び相談支援機能強化事業の運営委託について、別府市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、別府市障害者等地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第1号並びに別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号。）第17条第2項に掲げる事務及び別府市障害者自立支援協議会の運営補助に関する業務及び別府市指定特定相談支援事業者及び別府市指定障害児相談支援事業者への指導等に関する業務を委託し、乙はこれを受託する。

（実施場所）

第2条 乙は、前条に掲げる業務を、乙が管理運営する 障害者生活支援センターにおいて行うものとする。

（契約の履行）

第3条 乙は、業務を行うにあたっては、本契約及び別府市障害者等地域生活支援事業実施要綱並びに別府市差別等事案対処要領並びに個人情報取扱特記事項及び別府市障害者自立支援協議会の運営補助に関する業務及び別府市指定特定相談支援事業者及び別府市指定障害児相談支援事業者への指導等に関する業務仕様書を遵守し、誠実に履行するものとする。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲が乙に対して支払う委託業務の委託料は、金 円（消費税及び地方消費税含む。）とする。

2 甲は、前項の委託料について、月ごとに支払うこととし、乙から適正な請求があった日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第6条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本契約の履行に伴って知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後または解除後も同様とする。

（指定目的以外の使用の禁止）

第9条 乙は、本契約履行のために知り得た個人情報を、甲の指示する目的以外に使用してはならない。

(職員による立入調査)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について立入調査し、または報告を求めることができる。

(損害の負担)

第11条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

2 乙は、業務の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害の負担をしなければならない。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(経理等)

第12条 乙は、委託業務に係る収入及び支出について、その状況を明らかにした帳簿等必要な書類を整備するものとし、委託業務の終了した日から5年間保存しなければならない。

(実績報告等の提出)

第13条 乙は、毎月10日までに前月に係る委託業務に関する事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間終了後、速やかに委託業務に関する事業実績報告書及び収支決算書等を甲に提出しなければならない。

(契約の解除等)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、この契約を解除することができるものとする。

(1) この契約の履行に関し詐欺その他不正行為があった場合。

(2) 契約条項に違反があった場合。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規程する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

2 乙は、前項に定める契約の解除により、損害を受けた場合においても、甲に対してその補填を請求することができないものとする。

(協議)

第15条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 別府市上野口町1番15号
別府市
別府市長 長野 恭紘

乙

(第3条関係)

別府市障害者自立支援協議会の運営補助に関する業務及び別府市指定特定相談支援事業者及び別府市指定障害児相談支援事業者への指導等に関する業務仕様書

乙は、別府市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営補助のため、また別府市指定特定相談支援事業者及び別府市指定障害児相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）への指導等のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 協議会開催にかかる関係機関等との連絡調整に関すること。
- 2 協議会の議題、報告事項等の調整に関すること。
- 3 協議会での会議進行補助に関すること。
- 4 協議会開催のための実務担当者会議の運営に関すること。
- 5 協議会全体会の取りまとめ、並びに議事録の作成に関すること。
- 6 実務担当者会議内容の取りまとめ、並びに議事録の作成に関すること。
- 7 その他、協議会の運営補助として必要な業務。
- 8 別府市委託相談支援事業者の評価に関すること。
- 9 相談支援事業者が開催する、サービス担当者会議、ケア会議、ケース会議、支援会議、ケアマネジメント会議、サービス調整会議等（以下「個別支援会議」という。）において、専門的指導、助言等が必要とされる場合には、個別支援会議に参加すること。
- 10 相談支援事業者から同行の求めがある場合には、利用者本人や保護者宅を訪問し、生活環境等を把握すること。
- 11 相談支援事業者から同行の求めがある場合には、本人と関わりを持つ機関、人物等と接触し、あらゆる環境の条件整備を行うこと。

平成28年度別府市共生社会形成プランの評価概要（案）

1 共生社会形成プランとは

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年別府市条例第32号。以下「ともに生きる条例」という。）では、共生社会の実現のため、市が実施すべき内容として、次のことを定めている。

- 市民・事業者に対する啓発等を行うべきこと（第9条）
- 個別の場面に応じた合理的配慮に関する施策を行うべきこと（第10条～第16条）
- 親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を実施すべきこと（第23条）

これらを着実に実行に移していくために、ともに生きる条例では、各施策について、「計画（Plan）を立てる⇒計画に基づいて実施（Do）⇒実施内容の評価（Check）⇒評価結果に基づき改善（Action）」

というPDCAサイクルにより行っていくべきこととしている。

「共生社会形成プラン」は、このPDCAサイクルの「P」に当たるものである。

2 評価の目的

実施内容の評価し、その結果を改善（Action）につなげるために行うもので、PDCAサイクルの「C」に当たる。

3 評価の対象事業

ともに生きる条例第9条から第16条まで及び第23条に基づき行う事業として「平成28年度共生社会形成プラン」に定められた全事業（32事業）を対象として行う。

4 評価の方法

各事業ごとに、①内部評価（事業担当課による自己評価）、②外部評価（外部機関等による客観的な評価）の2段階で行う。

外部評価では、「事業の実施内容」と「内部評価」を基に、ともに生きる条例の各根拠規定に照らして「どの程度効果があったか」という視点から、「A」「B」「C」の3段階による評価を決定する。また、助言や提言などがある事業については、「附帯意見」を付すこともできる。

5 外部評価の主体

別府市障害者自立支援協議会全体会及び実務担当者会議

（実務担当者会議で議論して外部評価案を作成し、全体会で決定）

*平成27年度プランの評価と同様

6 評価結果の取扱いについて

評価結果は、ホームページ等で広く公表するとともに、各担当課に通知する。各課において、評価されたプランの翌年度の事業の実施、翌々年度のプランの策定に反映していくこととなる。

7 スケジュール案



平成27年度別府市共生社会形成プラン 評価シート (評価結果)

例

1 施策の概要・計画

No	1
----	---

条 項	第9条第1項	計 画	03	01	02	1176	共生社会形成事業に要する経費	528千	
担当課	障害福祉課								
施 策	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	実施した内容	当事者講師団による障がいに対する理解を深める研修・啓発活動を行います。						
取 組 方 針	啓発活動を行うものとする。		当事者講師団による研修啓発活動を次のとおり計10回開催し、延べ約430人が参加した(平成26年度は388人)。 ・別府支援学校教職員 約50人(1回) ・市職員(課長補佐級以上) 232人(6回) ・民生委員児童委員 約150人(3回) また、これらの活動内容をニュースとしてまとめ、ホームページ上で公開している。						
								290千	

2 内部評価

内部評価	A	理 由	昨年度以上の約430人に対し啓発を行うことができた。 アンケート結果でも、当事者の話を聴くことで障がいについて理解が深まったという感想が非常に多い。
			今後の方向性

3 外部評価

外部評価	A	附帯意見	これまでの啓発活動で福祉関係・行政関係に対してはある程度啓発ができたと思われるため、今後はそれ以外の人、特に自治会などの地域の人や商工関係などに啓発の対象を広げてほしい。
------	---	------	---

4 評価結果を踏まえた対応

対応する 時期	
具体的 な内容	

H27プラン 変更の要否	
修正前	<p>①当事者による講師団等により啓発活動を行います（対象 地域住民・民間事業所等、参加者数 目標300人以上）。</p> <p>②障がいの種別や種別ごとの配慮などについて理解を深めてもらえる冊子の作成を検討します。</p> <p>③市民活動団体と協働し、より多くの市民に対し啓発活動を行います（対象 園児・児童等、参加者数 目標500人以上）。</p>
修正後	

--	--	--

--	--	--

ダウンロード

○別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例（平成25年9月30日条例第32号）

○別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

平成25年9月30日条例第32号

改正

平成27年12月24日条例第58号

別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組

第1節 差別及び虐待の禁止（第7条・第8条）

第2節 相互理解の促進（第9条）

第3節 合理的配慮（第10条—第16条）

第3章 差別等事案を解決するための仕組み（第17条—第22条）

第4章 親亡き後等の問題を解決するための取組（第23条）

第5章 雑則（第24条）

附則

私たちのまち別府市では、身体障害者福祉モデル都市や住みよい福祉のまちづくりの指定を受け、障害のある人にとって住みやすいまちづくりが行われてきた。

しかしながら、障害のある人は、保育、教育、就労、医療、移動、生活環境、情報、防災、親亡き後等の問題など社会生活全般において、障害への理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として障害があるために諦めなければならない現実や障害への無理解による差別や偏見がなくなるという状況があり、あらゆる場面で、生活のしづらさと不安を感じている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われ、障害のある人も多大な被害を受けた。このことに関する課題を明らかにし、考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、市、市民及び事業者がお互いに連携・協働して講ずることにより、被害は最小限にとどめることができるものとする。

このような中で私たちは、障害のある人もない人も同じ地域社会の一員として、全てに隔たりがなく平等な機会が与えられ、誰もがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、住む人も訪れる人も、障害のある人もない人も、全ての人が社会の一員として共生社会を築きあげる役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心して安全に暮らせる別府市を実現することを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理解し、障害のある人への差別をなくすことに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって障害のある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害 身体、知的、精神その他の心身の機能が傷病その他の事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を営むに当たって、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態のことをいう。
- (2) 差別 障害を理由として不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。
- (3) 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会

における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

- (4) 合理的配慮 障害のある人が、他の人と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害のある人にとって必要とされる社会的な制度の整備及び支援を行うことをいう。
- (5) 虐待 障害のある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと又は障害のある人をしてそれらの行為をさせることをいう。
- (6) 自立 第三者の支えを必要とするか否かにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できることをいう。
- (7) 市民 別府市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (8) 事業者 別府市内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 全て障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。

2 障害は、個人の心身の機能の状態から直接的に生じるものではなく、その状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、障害のある人に対しては合理的配慮が行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組を行うに当たって、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 障害のある人への差別の多くが、障害に対する理解の不足から生じていることを踏まえ、障害に対する理解を広め、定着させること。
- (2) 公共的施設の整備その他障害のある人に関する施策を実施するに当たっては、障害のある人から意見を聴取するよう努めること。
- (3) 市、市民及び事業者が相互に連携し、障害のある人の選択を尊重して取り組むこと。
- (4) 障害のある人だけではなく、障害のない人にとっても暮らしやすい地域づくりにつながるのと考え方の基に、多くの市民の参加の下で取り組むこと。
- (5) 地縁による団体その他地域づくりを目的とする団体及び組織と連携し、協働を図ること。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に協力するよう努めなければならない。

(合理的配慮の評価)

第6条 市は、毎年度、この条例に基づく合理的配慮の実施状況を確認し、その評価を行わなければならない。

第2章 障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組

第1節 差別及び虐待の禁止

(差別の禁止)

第7条 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。

(虐待の禁止)

第8条 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

第2節 相互理解の促進

第9条 市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。

第3節 合理的配慮

(生活支援に関する合理的配慮)

第10条 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。
- 3 市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。
- 4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 5 市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。

(生活環境に関する合理的配慮)

第11条 市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。

- 2 市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。
- 4 市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。
- 5 市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。

(防災に関する合理的配慮)

第12条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる援護の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。

(雇用及び就労に関する合理的配慮)

第13条 市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。

(保健及び医療に関する合理的配慮等)

第14条 市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。

- 2 市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。
- 3 市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。
- 4 医療及び介護に係る事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

(保育及び教育に関する合理的配慮等)

第15条 市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。

2 市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。

3 市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。
(芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮)

第16条 市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。

第3章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第17条 障害のある人、その家族又はその関係者は、障害のある人への差別又は虐待に該当すると思われる事案(以下「差別等事案」という。)について、市に相談することができる。

2 市は、前項の規定による相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 関係者への事実の確認及び調査を行うこと。

(2) 関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(3) 相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

3 市は、障害のある人への相談支援を行う事業者に、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第18条 障害のある人は、差別等事案があるときは、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 障害のある人の家族その他関係者は、前項に規定する申立てをすることができる。ただし、障害のある人本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 前2項の規定による申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

(1) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から3年を経過しているとき(その期間に申立てができなかったことにつきやむを得ない理由があるときを除く。)

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているとき。

一部改正〔平成27年条例58号〕

(調査)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第20条 市長は、前条の規定による調査の結果、必要があると認めるときは、別府市障害者差別等事案解決委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて諮問するものとする。

2 前項の場合において、別府市障害者差別等事案解決委員会が助言又はあっせんを行うことが適当と認めるときは、市長は、当該差別等事案に係る障害のある人及び関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

(勧告)

第21条 市長は、前条第2項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別又は虐待をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別又は虐待をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

(別府市障害者差別等事案解決委員会の設置)

第22条 市長の附属機関として、別府市障害者差別等事案解決委員会(以下この条において「委員会」

という。)を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、差別等事案に係る申立てについて調査及び審議する。
- 3 委員会は、委員12人以内で組織する。
- 4 委員は、障害のある人への差別又は虐待に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 9 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 親亡き後等の問題を解決するための取組

第23条 市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

第5章 雑則

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

平成28年度 別府市共生社会形成プラン（平成28年8月1日付け）

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
1	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	啓発活動を行うものとする。	①当事者による講師団等により啓発活動を行います(対象地域住民・民間事業所等、参加者数目標300人以上)。 ②障がいの種別や種別ごとの配慮などについて理解を深めてもらえる冊子の作成を検討します。 ③市民活動団体と協働し、より多くの市民に対し啓発活動を行います(対象 園児・児童等、参加者数 目標500人以上)。	障害福祉課
2	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	職員研修を行うものとする。	係長級職員・主任級職員を対象に研修を行います。(主査級約150人、主任級約180人)	障害福祉課
3	第9条第3項	市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。	相互理解の促進(市民及び事業者の障がいに対する理解を深める)	教育課程を実施する中で、障がいに関する教育を行うものとする。	道徳や特別活動、総合的な学習の時間などで、障がいに対する理解を深める教育を実施します。	学校教育課
4	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。	自立生活支援及びその情報提供	障がいのある人が必要とする情報を提供するものとする。	分かりやすい情報の提供方法を検討します。	障害福祉課
5	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためにお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するものとする。	相談支援体制の整備	相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制や障がいのある人及びその家族が相互に支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備する。	H28年7月の親亡き後等の問題解決検討委員会に報告を受けて、今年度中に自立支援協議会に設置される地域生活支援部会(仮称)の中で具体策の検討をはじめめる。	障害福祉課
6	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。	障害福祉に携わる職員の能力向上	障がいのある人への相談及び支援を行う者の資質向上に資する支援を行うものとする。	平成27年度に相談支援事業所に対して行った、相談支援業務の現状と課題についてのアンケート調査を分析し、研修をはじめとした障害福祉に携わる職員の資質向上のための取り組みを行います。	障害福祉課
7	第10条第4項	4 市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用を促進し、かつ、情報の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。	情報機器活用の促進	情報の取得又は利用のしづらさを解消するものとする。	平成27年度に行った視覚障がい者・聴覚障がい者に対するニーズ調査の結果を分析し、具体策を検討します。	障害福祉課
8	第10条第4項		障がいの特性に配慮した情報提供	情報の取得のしづらさを解消するものとする。	市報、ホームページなどで市が提供する情報について障がいのある人でも取得しやすい方法での提供を検討します。	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン（平成28年8月1日付け）

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
9	第10条第5項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとつて必要とされる社会資源の充実を図るものとする。	社会資源の充実	充実策を模索するものとする。	平成27年度に相談支援事業所に対して行った、社会資源についてのアンケート調査を分析し、社会資源の充実のために必要な施策等について検証を行います。	障害福祉課
10	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備（新設・改良）	既存の道路改良はバリアフリー、新規の道路整備はユニバーサルデザインという視点で整備するものとする。	歩道の幾何(きか)構造（幅員・縦横断勾配・舗装構成等）については、障がいのある人に配慮したものとします。	都市整備課
11	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。	道路整備（維持・補修）	障がいのある人からの意見を反映した道路の維持及び補修を行うものとする。	障がいのある人から寄せられた意見を基に、障害のある人の目線に立ち、危険な箇所の補修工事などをを行います。	道路河川課
12	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとつて必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅において、障害のある人にとつて必要とされる住戸の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	市営住宅整備	既存住宅の建て替え時、又は新築時において、車椅子対応住戸を確保するものとする。	建替えや新築の計画はありません。	建築住宅課
13	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとつて必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅において、障害のある人にとつて必要とされる住戸の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。	民間共同住宅整備支援	支援策を模索するものとする。	各種支援策の周知に努めると共に、大分県居住支援協議会への参加を検討します。	障害福祉課
14	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとつて必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。	民間住宅を賃借する際の保証人制度の整備	居住サポート事業を実施するものとする。	必要に応じて一般財団法人高齢者住宅財団の「家賃保証制度」について周知するとともに、「居住サポート事業」の実施の準備をします。	障害福祉課
15	第11条第4項	市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとつて必要とされる設備の確保に努めるものとする。	公共的施設の設備の確保	障がいのある人にとつて必要な設備を確保するものとする。	調査を実施し、改善箇所を特定します。	障害福祉課
16	第11条第5項	市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとつて必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。	公共交通機関の利用の円滑化	取組方法を模索するものとする。	本市内における公共交通の利用円滑化を図るため、別府市公共交通活性化協議会において、交通弱者のニーズを把握し、事業者との共通理解を図るとともに、国庫補助事業メニューを交通事業者者に周知することにより、より良い輸送サービスを実現します。	政策推進課
17	第12条第1項	市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとつて必要とされる配慮に努めるものとする。	防災に関する計画の策定	障がいのある人に特化した個別の防災計画を策定するものとする。	避難行動要支援者名簿に登録された対象者の、個別支援計画の策定を推進します。	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン（平成28年8月1日付け）

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
18	第12条第2項	市は、障害のある人及びその家族が災害時に被る被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる支援の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。	減災の仕組みづくり	保護の内容の整備に努めます。	保護について、避難行動要支援者名簿及び福祉避難所の有効な活用策を企図します。	障害福祉課
19	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。	雇用及び就労に関する環境整備	障がいのある人から合理的配慮の求めがあった都度、対応するものとする。	採用試験を実施していることを広く知ってもらうために広報に力を入れること及び試験の合理的配慮の求めがあった場合、都度対応します。	職員課
20	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。	就労へ向けての支援体制づくり	雇用・就労ネットワークを構築するものとする。	障害者自立支援協議会就労部会において、就労移行支援・就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター等と就労支援における課題や支援事例について情報共有を行い、解決策を検討します。また、解決策等を取りまとめ、周知を図ります。	障害福祉課
21	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するために、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。	雇用創出の促進	障がいのある人のための新たな雇用の場の確保を検討するものとする。	障がい者の就労支援の一環として、別府市職場実習を行います。	職員課
22	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。	医療保障	民間での障がいのある人の雇用を促進する。	障がいのある人への就労支援等の情報を集約し、情報提供を行います。また、企業に対し障がいのある方の特性理解を図るための研修開催などの具体的な方法を検討します。	障害福祉課
23	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。	緊急事態の際の対応の確立	医療受診における必要な合理的配慮を、医療関係者との連携により実現し、障がい者及びその家族が必要な医療を受けやすい環境を作る。	平成27年度に障がい者及びその家族に対し、医療に対する困りごと等を把握するために行ったアンケートを分析し、医療に関し、必要とされる合理的配慮等を把握し、その推進を図っていきます。	障害福祉課
24	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	保健事業の利用の円滑化	障がいのある人を含めた多くの人に保健事業について周知する。	精神科救急医療体制を周知・広報するとともに、相談支援連絡会などの機会を利用して意見を収集し、今後のさらなる周知・広報の方法や対応策について検討する。	障害福祉課
25	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化等障がい者が利用しやすい仕組みの構築に向けて取り組むものとする。	当該実施の保健事業の周知について検討します。	健康づくり推進課
26	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。	医療支援の利用の円滑化	重度心身障害者医療費の現物給付化等障がい者が利用しやすい仕組みの構築に向けて取り組むものとする。	自動償還払い方式の早期実現に向けて、県と協議を行うべく、いくくなどの取組を行います。	障害福祉課

平成28年度 別府市共生社会形成プラン（平成28年8月1日付け）

No	条項	条文	施策	取組方針	計画	担当課等
27	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。	統合保育の実施	引き続き、これまでの受入姿勢を継続するものとする。	保育所における支援機能を強化するため、大分県保育コーディネーター認定保育士の増員を図り、児童や家庭に応じた専門的な支援を行います。	児童家庭課
28	第15条第1項		統合教育の実施	特別支援教育支援員の人員を確保するものとする。	幼稚園、小・中学校にいきいきプラン支援員48人を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。	学校教育課
29	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。	教職員の障がいに対する理解を深める研修の実施	学校のニーズに応える情報提供体制を整備するものとする。	特別支援教育コーディネーター研修などを実施します。	学校教育課
30	第15条第3項	市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。	県立と市立との連携及び調整の推進	引き続き、これまでの取組を継続するものとする。	別府市特別支援連携協議会を開催します。	学校教育課
31	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。	芸術文化・スポーツに参加する機会の提供	芸術文化・スポーツに接する機会を増やすものとする。	(芸術文化) 昨年度初めて開催したアール・ブリュットの芽ええ展を引き続き開催します。 (スポーツ) 引き続き、ボッチャ、水泳、卓球バレー教室を委託により開催し、より多くの人が参加できるように広報活動に力を入れます。	障害福祉課
32	第23条	市は、障害のある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	親亡き後等の問題の解決	親亡き後等の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。	7月14日に市長に報告された親亡き後等の問題解決策検討委員会の検討結果を踏まえ、具体的な施策の実施準備を行います。	障害福祉課

「親亡き後等の問題」解決策検討結果報告書

概要版

別府市では、「ともに生きる条例」で親亡き後等の問題を解決する総合的な施策の策定・実施を規定している(第23条)。これを受けて設置されたのが、「別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会」であり、同委員会で議論した内容が、『「親亡き後等の問題」解決策検討結果報告書』である。

第1章 「親亡き後等の問題」を構成する課題

1 「親亡き後等の問題」とは…

障がいのある人の多くは、様々な場面で保護者の支援を受けて生活を送っているが、その保護者が亡くなったり、高齢その他の理由で支援を続けられなくなったときには、障がいのある人の生活が成り立たなくなってしまふというのが「親亡き後等の問題」である。

多くの障がいのある人やその保護者にとっては、非常に切実な、かつ切迫した問題である。

2 「親亡き後等の問題」を構成する課題

「親亡き後等の問題」は、様々な要素で構成されている。報告書では、要素を6つの課題に分類して分析を行った。

課題1
意思決定支援・生活支援

課題2 居住の場

課題3 社会参加の場

課題4 経済面の問題

課題5 相談体制の充実

課題6 地域福祉の推進

第2章 各課題の分析

課題1 意思決定支援・生活支援

(1)支援体制の充実

- 切れ目のない見守り体制
- 障がいのある人の特性などの支援者間の情報共有など

(2)訓練の場と機会の充実

- 家庭内での訓練の充実
- 訓練の場としてショートステイの活用など

課題2 居住の場

(1)自宅

ボランティアの活用による見守り体制づくりなど

(2)グループホーム

施設の設置・運営に対する支援など

(3)障害者支援施設

入所者への細やかな対応など

課題3 社会参加の場

(1)日中活動の場

- 地域活動支援センターの増加支援など

(2)集いの場

- 自助会、地域団体(自治会・子ども会など)など

(3)居場所としての社会的就労(就労継続支援B型)

- 経営支援、連携強化、地域との交流

課題4 経済面の問題

(1)就労の場

- 民間事業者の合理的配慮

(2)年金・手当等

- 制度を周知するためのパンフレットの作成・活用

(3)資産管理

- 成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用

課題5 相談体制の充実

①相談しやすい窓口

基本相談への細やかな対応を可能にするため、公的な相談機能が必要

②コーディネート機能

行政、民生委員など相談支援の担い手をコーディネートする役割を担う相談場所の設置が必要

③ライフプラン作成支援

将来像を描けないことによる不安解消のため、ライフプラン作成を支援する機能が必要

④緊急時に対応できる体制

- 24時間の支援体制が必要

課題6 地域福祉の推進

①防災を契機とした地域ネットワークの構築

防災訓練など、市民にとって関心の高い防災をきっかけとして地域ネットワークを構築する。

②交流の機会の促進

地域イベントなどに障がいのある人が参加しやすい状況づくり

③住民理解の促進

市民に対する障がい理解の啓発

第3章 「親亡き後等の問題」解決のための施策

第2章における各課題の分析を行った結果をもとに、10の具体的施策を提案する。

施策1 情報共有シート活用の仕組みの構築

こだわりなどの特有の行動特性などについて、保護者・支援者間で共有する仕組みづくりが必要
○情報共有のためのシート「通訳ブック」を作成する。
○通訳ブックを活用する仕組みを検討する。

施策2 必要な情報を集約したパンフレットの作成

相談機関、就労支援機関、障がい福祉サービスなど、活用できる制度の存在を知らないために活用する機会をのがすことのないよう、制度情報を集約したパンフレットをつくり、広く周知する。

施策3 障害者支援施設入所者への対応

施設に入所する人もいつかは施設を出て地域で暮らすことがありうるため、市職員などが定期的に訪問するなどして、本人の状況や希望を確認するなどを行い、地域に出て暮らすことになった場合にすぐに対応できるようにしておく。

施策4 就労継続支援B型事業所間の連携強化

利用者の仕事内容の選択肢が増えていくことが望ましい。そのために、各事業所が経営効率化を図り、仕事内容で独自性を打ち出していくことが必要。そこで、各事業所が定期的に集まる場をつくるなど、就労継続支援B型事業所間の連携強化を図る。

施策5 相談支援の拠点の整備

①相談しやすい窓口・様々な相談に対応できる窓口
②コーディネート機能を持った相談機関
③ライフプラン作成への支援機能
④緊急時に対応できる体制
を満たす相談支援の拠点を整備する。

施策6 ボランティアによる支援体制の整備

「見守り」等の支援の主体としてボランティアを活用することができる体制をつくる。
ボランティアの確保・育成を行う仕組みが必要となる。

施策7 家庭内での訓練への支援体制の構築

できることを増やしていくためには、早期に訓練をはじめめる必要がある。そのためには、家庭内での訓練を充実させることが重要である。
そこで、保護者が訓練のノウハウを習得することができる研修の場をつくる、研修を行う指導者などの確保育成を行う。

施策8 ショートステイ・グループホームの整備促進

ショートステイ施設やグループホームは不足しているため、増やすための取組が必要である。
・土地・建物取得のための補助を行うなどの財政的支援
・経営の効率化を考慮し、複合的施設整備を促進する。

施策9 自助会の活動の場確保・情報発信等の支援

自助会は、障がいのある人や保護者の孤立を防ぎ、見守りの担い手としても期待できるため、自助会充実のための施策を行う。
○活動場所確保への支援
○自助会の存在・活動内容などの情報集約・情報発信への支援を行う。

施策10 地域のつながりの再構築

地域は、「見守り」の担い手として、困りごとなどについて専門機関につなげる存在として、災害などの緊急時の支援を行う存在として重要であるため、地域のつながりをつくっていく必要がある。
○防災訓練や防災に関する地域の集まりなど、防災をキーワードとした地域ネットワークの構築を図る。
○障がいへの理解を地域住民に対して啓発するとともに、障がいのある人とない人が交流できる場所を新たに作る。

平成28年7月

【編集】 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会

解決策検討主体一覧表（第3章の施策）

第3章の施策

施策No	施策の内容	拠点との関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ番号
1	情報共有シート（通訳ブック）活用の仕組みの構築		シートのひな型・活用方法の検討・実施	障がい児支援部会	39
2	親亡き後等の問題に必要な情報を集約したパンフレットの作成等の広報活動		行政提案型協働事業で募集済 * 不採択の場合は、改めて検討	市	39
3	障がい者支援施設に入所している人への対応		障害福祉課で手法検討（認定調査の活用など）	市	40
4	就労継続支援B型事業所間の連携強化を図るための支援			就労部会	40
5	相談支援の拠点の整備	3 相談支援 4 緊急時		地域生活支援部会 当事者部会 連絡協議会 特定連絡協議会	41
6	ボランティアの確保・育成及びボランティアによる支援体制の整備	2 地域支援	社会福祉協議会と協議したり、他市の事例を研究するなどして実現可能性を探る。	地域生活支援部会	42
7	家庭内での訓練への支援体制の構築			障がい児支援部会	43
8	ショートステイ施設及びグループホームの整備促進	4 緊急時	ショートステイ	実務担当者会議（防災）	44
		1 居住支援	グループホーム	地域生活支援部会	
9	自助会の活動の場の確保・情報共有に関する支援		障害福祉課で手法検討（アンケート調査など）	市	45
10	地域のつながりの再構築	2 地域支援	①防災関係 危機管理課とも協議必要	実務担当者会議（防災）	46
		2 地域支援	②サロン設置	当事者部会	46

解決策検討主体一覧表(第3章の施策以外)

課題1 意思決定能力・生活スキルの不足

(1)生活支援の充実

ア 様々な場面で見守りを受ける体制

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 自宅での見守りは保護者以外の担 い手がいないこと。	①ボランティアの確保・育成	施策6	—	—	—	11
II 職場の見守りでは民間事業者の障 がいへの理解の不足	②民間事業者への働きかけ (啓発活動)			講師団による啓発活動(H28 ～)	市	12
III 自助会、民生委員・児童委員、自 治会、近隣の人などによる見守り体制 の充実	③自助会の充実のための支 援(活動の場の確保、情報 発信に関する支援)	施策9	—	—	—	12
	④民生委員・児童委員、自 治会等への働きかけ(啓発 活動)	施策10	—	—	—	12

イ 障がいのある人の特性などの情報の共有

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
情報を共有する仕組みがないこと。	障がいのある人の特性などの 情報を集約するシート(通 訳ブック)の作成、活用	施策1 施策2	—	—	—	12

ウ 介護等の提供体制の充実

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
職員の通常の介護スキル向上・意思 決定支援のノウハウが習得できる体制 の整備	研修会開催等			研修会開催(H29～)	実務担当者会議 (介護)	13

エ 成年後見制度・日常生活自立支援事業

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 制度の認知度が低いこと。	①制度の周知	施策2	—	—	—	13
II 後見人等の担い手が不足しているこ と	②法人後見事業・市民後見 人養成事業の実施			高齢者福祉課と協議の上実施 を検討(中長期)	市	13

(2)訓練する場と機会の提供

ア 家庭内での訓練

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 障がいを早期に把握する体制が不十分であること。	①障がいを早期に発見できる仕組みの構築（5歳児健診など）			健康づくり推進課と協議、実現までは長期間かかる（協議はH28）	市	15
II 保護者が早期に訓練を開始することが困難である状況	②保護者の心のケアや相談に対応するため専門の支援へつなげる体制の整備（心のケアを行う機関、相談できる機関につなげる体制）		3 相談支援	相談機関で対応（施策3）	地域生活支援部会	15
III 保護者に家庭内訓練のノウハウがないこと。	③家庭内訓練を研修する指導者等の育成・研修の場の創設（ピアサポートなど）	施策7	—	—	—	15

イ 「保育所・幼稚園・児童発達支援・保育所等訪問支援」及び「支援学校・放課後等デイサービス」

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 「児童発達支援」の利用者が少ないこと。	①「児童発達支援」制度の周知活動	施策2	—	—	—	16
II 「保育所等訪問支援」を行う事業所の不足	②保育所等に専門家を派遣する制度を実施すること。			実施内容等について検討	障がい児支援部会	16

ウ 「機能訓練」及び「生活訓練」

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
職員のスキルが十分でないこと。	職員のスキルアップのために必要な施策を講ずること（研修会の開催など）。			研修会の開催等	実務担当者会議（介護）	16

エ 「ショートステイ」

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
市内に「ショートステイ」を行う施設が少ないこと。	①「ショートステイ」の整備促進策（初期費用、運営費への補助金交付など）	施策8	—	—	—	17
	②施設間の連携を促進する施策（複合的施設の整備支援、施設の相互連携の促進）	施策8	—	—	—	17

オ 一般就労、就労継続支援A型・B型による研修

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
社会性が身につけていないまま就労等を始めてうまく溶け込めないことがあること。	社会性獲得の場としてショートステイの活用	施策8	—	—	—	17

課題2 居住の場の問題

(1) 自宅（持ち家・民間賃貸住宅・公営住宅）

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 自宅の維持管理の問題	①成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用			課題1(1)E②と同じ。	—	19
II 支援体制の問題	②ボランティア等の活用による見守り体制の充実	施策6	—	—	—	19
	③地区単位の集いの場の設置（地域活動支援センターの活用など）	施策10	—	—	—	19
III バリアフリー対応住宅の不足	④バリアフリー対応住戸の整備（不動産業者等への啓発、公営住宅は新規住宅の整備、既存住戸の改修など）			民間への啓発活動（講師団）、公営住宅については建築住宅課と協議（H28～）	市	19
IV 住民理解の不足	⑤住民理解の促進	施策10	—	—	—	19
V 保証人の問題	⑥保証人制度の創設（居住サポート事業等）			他市の事例を研究	市	20

(2) グループホーム（共同生活援助）

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I グループホームの不足	①グループホームの設置・運営に対する支援	施策8	—	—	—	20
II グループホームに対する住民理解の不足	②住民理解の促進	施策10	—	—	—	20

(3) 障がい者支援施設（施設入所支援）

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 障がい者支援施設の不足	①障がい者支援施設の設置・運営に対する支援（土地建物取得の支援、借入利息補助）		1 居住		地域生活支援部会	21
	②市外の障がい者支援施設入所者の地域移行に備えた対応	施策3	—	—	—	21
II 自己選択・自己決定がにくい	③障害者支援施設と地域との交流	施策10	—	—	—	21
	④障害者支援施設入所者の地域への移行支援				実務担当者会議（地域移行）	21

課題3 社会参加の場

(1)日中活動の場

ア 地域活動支援センター

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
地域活動支援センターの不足	地域活動支援センター等の設置支援（施設設置・運営支援のための補助制度の拡充、その他の場の創設）	施策10	—	—	—	23

イ 生活介護

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
生活介護事業所の不足	基準該当障害福祉サービスの検討				実務担当者会議 (介護)	23

(2)集いの場

ア 自助会

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
活動の場所の確保が困難・自助会（サークル）があることが知られていない。	①活動の場の確保に対する支援	施策9	—	—	—	24
	②自助会の存在の周知に関する支援	施策2	—	—	—	24
		施策9	—	—	—	

イ 文化・スポーツ活動

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 指導員等の不足	活動の場の確保と指導員等の育成（参加しやすい環境の整備、指導員の育成、情報発信）			課内で検討（検討はH28、実施はH29以降）	市	24
II 活動の場（アクセスしにくい、活動が知られていない。）						

ウ 地域団体（自治会・子ども会・NPO等）

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 障がいのある人への理解不足	①住民理解の促進	施策10	—	—	—	25
II 交流の機会の不足（障がいのある人と地域の人）	②交流の機会の創出（地域住民への働きかけ・サロンの場）	施策10	—	—	—	25

(3)居場所としての社会的就労

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 低い就労収入	①B型事業所の経営支援				就労部会	26
II 作業内容と障がいのある人のニーズのミスマッチ	②B型事業所の連携強化	施策4	—	—	—	26
III 地域との交流	③地域との交流の促進	施策10	—	—	—	26

課題4 経済面の問題

(1)就労の場

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 職場の無理解	①障がいのある人に対する合理的配慮			講師団による啓発活動（H28～）	市	29
II 就労継続支援A型事業所について、作業内容と障がいのある人のニーズにミスマッチがあること。	②支援制度の活用（就労移行支援、障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センター、ハローワーク）	施策2		ニーズのミスマッチ解消のための施策について検討	就労部会	29

(2)年金・手当等

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
年金・手当等の申請漏れ	①分かりやすいパンフレットの作成・配布	施策2	—	—	—	30
	②申請窓口での適切な案内と連携			障害福祉課で検討	市	30
	③支援者への理解の促進			支援を行う人たちの理解の促進方法について検討	実務担当者会議（介護）	30

(3)資産管理

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度を知らない。	①制度の周知	施策2	—	—	—	31
	②見守り体制の充実（ボランティアの活用）	施策6	—	—	—	31
	③金銭管理能力の育成（訓練）				障がい児支援部会	31

課題5 相談体制の充実

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 相談しやすい窓口	①相談しやすい窓口・様々な相談に対応できる体制づくり	施策2	—	—	—	34
		施策5	—	—	—	
II 専門機関につなげられる体制	②コーディネート機能を持った相談機関の設置	施策5	—	—	—	34
III ライフプラン作成の仕組み	③ライフプラン作成への支援機能を持った相談窓口づくり	施策5	—	—	—	34
IV 緊急時に対応できる相談体制	③緊急時に対応できる体制の構築（24時間の支援体制の構築、専門機関の連絡先をリスト化する。）	施策5	—	—	—	34

課題6 地域福祉の推進

問題点	解決策	施策 (第3章)	拠点との 関連性	施策実施方法等	検討主体	ページ 番号
I 地域のつながりが希薄であること。	①防災を契機とした地域ネットワークの構築（防災訓練や防災に関する話し合いなどを通じて）	施策10	—	—	—	36
	②交流の機会の創出（地域住民への働きかけ、地域住民と障がいのある人が出会うサロンのような場所）	施策10	—	—	—	36
II 専門機関につなげられる体制	③住民理解の促進	施策10	—	—	—	36

親亡き後等の問題解決策検討主体別事業一覧表

検討の主体	事業数	事業の内容
市	11	—
地域生活支援部会	5	第3章の施策No5相談支援の拠点の整備 第3章の施策No6ボランティアの確保・育成及びボランティアによる支援体制の整備 第3章の施策No8グループホームの整備促進 課題1(2)ア②保護者の心のケア等に対応するため専門の機関につなげる体制 課題2(3)①障害者支援施設の設置・運営に関する支援
実務担当者会議（防災）	2	第3章の施策No8ショートステイの整備促進 第3章の施策No10地域のつながりの再構築（防災関係）
実務担当者会議（地域移行）	1	課題2(3)地域移行支援
実務担当者会議（介護）	4	課題1(1)ウ職員のスキル向上 課題1(2)ウ職員のスキル向上 課題3(1)イ基準該当障害福祉サービスの検討 課題4(2)③支援者への理解の促進
就労部会	3	第3章の施策No4就労継続支援B型事業所間の連携強化 課題3(3)①B型事業所の経営支援 課題4(1)A型事業所のニーズミスマッチ対策
障がい児支援部会	4	第3章の施策No1情報共有シート活用の仕組みの構築 第3章の施策No7家庭内での訓練への支援体制の構築 課題1(2)イ保育所等に専門家を派遣する制度の検討 課題4(3)③金銭管理能力の育成
当事者部会	2	第3章の施策No5相談支援の拠点の整備 第3章の施策No10地域のつながりの再構築（サロン）
特定相談事業所連絡会	1	第3章の施策No5相談支援の拠点の整備
相談支援事業連絡会	1	第3章の施策No5相談支援の拠点の整備

医療法人哲世会 地域活動支援センター

カフェ・マインド つるみ台

あなたの
地域での生活や
活動を支援する
場所を作りました！



営業時間

原則平日
午前9時より午後5時まで



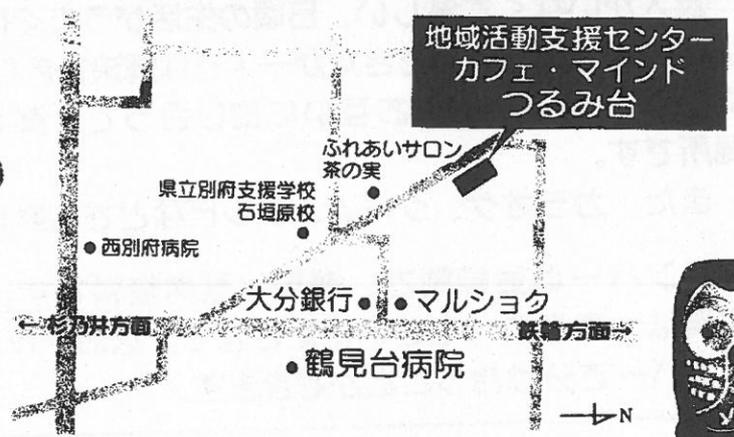
医療法人哲世会 地域活動支援センター つるみ台

通称 「カフェ・マインドつるみ台」

所長 宗安 礼子

住所 大分県別府市荘園6組-6

☎ 0977-24-3519



地域活動支援センター
カフェ・マインド
つるみ台

ふれあいサロン
茶の実

県立別府支援学校
石垣原校

●西別府病院

大分銀行 ● ●マルシヨク

←杉井方面

→鉄輪方面

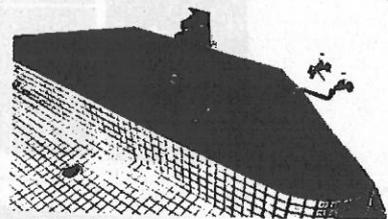
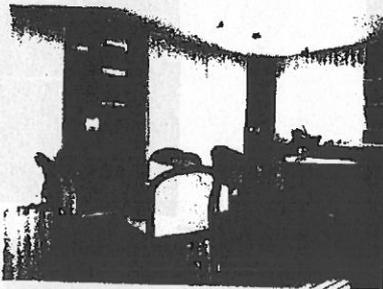
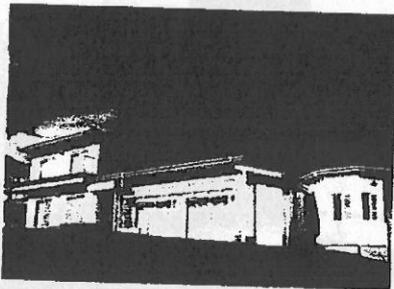
●鶴見台病院





3人の専任スタッフと鶴見台病院の精神保健福祉士、看護師、精神科デイケアスタッフ、医師、栄養士、ボランティアの協力のもとで、次のようなことを行います。また、当事者同士で助け合うピア活動も心から支援いたします。

- 1 当事者同士が楽しく交流する活動スペースの提供（カラオケ、ゲーム、テレビなど）
- 2 温泉入浴サービスの提供
- 3 食事作りや飲み物の提供と支援
- 4 医療福祉に関する悩み事・経済的相談
- 5 病気・食事や栄養・日常生活指導及び教育プログラム研修と啓発
- 6 就労支援プログラム実施
- 7 皆様の創作した作品の展示会場と市民公開講座の提供
- 8 地域住民との交流の場の提供
- 9 大地震、大災害時の一時的避難場所の提供
- 10 家で何もせず、ひきこもり、時間を持て余し、周囲からの目が気になる時や家では落ち着かない時などは是非おいで下さい



友人がいなくて淋しい、日頃の生活がうまく行かない、日中どのように暮らせばいいのか、心配事ができたが一人では解決できないなどの悩みをみんなが集まって、支援スタッフと考えお互いに助け合って、楽しい日常活動ができるようになる場所です。

また、カラオケ、ゲーム、テレビなどでも楽しんで下さい。

メンバーは登録制で、費用は原則無料です。創作的プログラム活動で要した実費は、ご了承のもといただきます。なお、作業活動で得た収益は、働いた参加メンバーで分け合うことができます。

追跡調査

回収状況

○	1	那須塩原市地域自立支援協議会	栃木県	人口10万モデル
○	2	千葉市地域自立支援協議会	千葉県	政令指定都市モデル
○	3	新潟市障がい者自立支援協議会	新潟県	政令指定都市モデル
○	4	柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会	新潟県	人口10万モデル
	5	鳥羽市地域自立支援協議会	三重県	人口2万モデル
	6	倉敷市地域自立支援協議会	岡山県	中核市モデル
○	7	板野郡自立支援協議会	徳島県	人口10万モデル
○	8	津野町自立支援協議会	高知県	人口6000モデル

追跡調査

千葉県千葉市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	千葉市役所	市区町村名	千葉市	
協議会設置形態	単独	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。
共同設置市町村名：				
協議会実施形態	(一部含め)業務委託	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。		
委託料の内訳	※「2. (一部含め)業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。 千葉市地域自立支援協議会地域部会 (中央・美浜部会 132,060円、花見川・稲毛部会 150,600円、若葉・緑部会 132,060円)			
協議会の運営方法及び委託内容	例) 基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。 全体会…相談支援事業者と行政による協同運営(年1回開催。事務局は行政に設置し、会場準備、会議録作成、委員の日程調整を行う。) 運営事務局会議…行政による直営(年6回開催) 地域部会…相談支援事業者による運営(年6回開催。事務局は相談支援事業者に設置し、会場準備、会議録作成、委員の日程調整を行う。)			
部署名	障害福祉サービス課	記入者氏名	黒川	
ご連絡先	電話	043-245-5228	メール	shogaihukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

本調査の目的

本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策(改善・開発)研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。(事業所名等は、掲載いたしません。)
- ③ 具体的内容、その理由(至る経過・プロセス)はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ 協議会の組織図も併せてお送りください。

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
		1	

■具体的内容

相談支援事業の検証及び各部会の進捗状況・実績報告の確認、情報共有の場として、年1回開催。

全体会については、平成22年度と同様に報告会の意味合いが強く、毎年度、相談支援事業及び自立支援協議会活動の実績報告を行なっている。また、各地域部会から抽出された地域の課題をもとに、運営事務局会議及び意見交換会において協議した解決・改善策の報告、行政からの情報提供等を行なっている。

■その理由(至る経過・プロセス)

運営事務局会議及び地域部会の活性化を最優先とし、全体会については、現状維持としている。

■その他

全体会の委員構成

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害者団体関係、保健医療機関関係、教育関係、行政関係

各年度毎の議題内容について

平成22年度 (1)運営事務局会議(案)(2)相談支援事業の実績報告(3)地域部会の実績報告

平成23年度 第1回(1)平成22年度活動報告及び平成23年度の方向性

第2回(1)相談支援事業の実績報告(2)地域部会の実績報告(3)運営事務局会議の実績報告(中間報告)

(4)自立支援協議会の法定化に伴う対応について

平成24年度 (1)相談支援事業の実績報告(2)地域自立支援協議会活動報告(3)自立支援協議会の法定化に伴う対応について

平成25年度 (1)相談支援事業の実績報告(2)地域自立支援協議会活動報告(3)就労継続支援B型事業に係る経過措置

(4)医療的ケア

平成26年度 (1)相談支援事業の実績報告(2)地域自立支援協議会活動報告(3)医療的ケア

(4)強度行動障害者に対する支援

平成27年度 (1)相談支援事業の実績報告(2)地域自立支援協議会活動報告(3)医療的ケアが必要な在宅障害者への支援について

(4)第3次千葉市障害者計画及び第4期千葉市障害福祉計画の概要

平成28年度 (1)相談支援事業の実績報告(2)地域自立支援協議会活動報告(3)障害福祉施策に係る長期指針について

(4)地域移行推進連携会議について

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

地域部会… 処遇困難事例の検討、顔の見えるネットワーク作り、地域の課題の把握と報告を行う場として、各地域部会(市内3部会)年6回開催。
各部会によって強化している取り組みは異なるが、処遇困難事例におけるケース担当事業所の地域部会への出席や、地域課題の抽出に向けた、アンケートの取り組み等を実施している。また、各地域部会委員による他の部会への参加も積極的に行われている。

運営事務局会議… 地域における課題の整理・分析・協議を行う場として、年6回開催。
地域部会で抽出された地域の課題の協議を行う。また、必要に応じて、関係者を呼び、地域の課題における意見交換会の開催を実施。
平成28年度においては、千葉市において特に重要な課題への対応策を、テーマ別に、当事者や事業者へ参加を要請し、検討会を行っている。

■その理由(至る経過・プロセス)

地域部会… 各地域部会において、様々な職種の委員及びオブザーバーを起用することにより、多角的な視点を持ち議論することが可能になった。また、各地域部会において、必要と考えられる地域部会委員向けの研修会の開催等が行われている。

- 自立支援協議会への民生委員の加入
(民生委員の障害当事者による交流会の開催・民生委員による勉強会等)
- 精神保健福祉士と障害者総合支援法、自立支援協議会をテーマとした研修会開催
- 千葉市発達障害者支援センターの協力
- 地域生活定着支援センターに係る講演会の開催
- 各地域部会委員の他部会への協力参加
- 地域包括支援センター職員の協議会への参加
- 市内相談支援事業者を対象とした意見交換会の開催

運営事務局会議… 地域部会のみで地域の課題を抱えるような孤立状態を防ぎ、部会運営の活性化を促す観点から、地域部会との有機的な連携体制を構築し、地域部会で抽出された地域の課題の整理・分析・協議を行った。

また、必要に応じてテーマごとに協議する場として、意見交換会を開催し、地域の課題について協議を行った。

- 運営事務局会議における、各地域部会の報告及び各地域部会における、運営事務局会議の報告(議事録等)
- 障害福祉サービス事業者へのアンケート調査実施
(地域の課題報告より、障害福祉サービス提供体制に関するアンケート)
- 在宅障害福祉サービスに関する意見交換会
- 相談支援に関する意見交換会
- 地域生活支援給付サービスに関する意見交換会
- テーマ別意見交換会(親亡き後・発達障害・医療的ケア)

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

＞評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
		1	

■具体的内容

各地域部会において、処遇困難事例の検討後、個別支援会議を開催し、ケースによっては、継続的に報告を行っている。

■その理由(至る経過・プロセス)

各地域部会に様々な職種の委員及びオブザーバーを起用したことにより、処遇困難事例の検討が活発になり、多くの意見も出ているが、個別支援会議については、成果等の実績がなく、活性化については不明。

■その他

地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

地域生活における医療的ケアについて

・喀痰吸引等研修支援事業の実施

喀痰吸引等研修(第3号研修の補助)

【各年度4月1日時点の市内の事業者及び従業員数】

平成26年度 登録特定行為事業者数 10 認定特定行為従業者数 89人

平成27年度 登録特定行為事業者数 16 認定特定行為従業者数 125人

平成28年度 登録特定行為事業者数 20 認定特定行為従業者数 167人

・重症心身障害児者等受け入れ短期入所空き状況公開

千葉市ホームページにて、重症心身障害児(者)を受け入れている短期入所事業所の空き情報を公開

・児童に対して医療的ケアを行う事業所に対する支援

喀痰吸引等研修(第3号研修)の基本研修を無料で開催(厚生労働省モデル事業小児等在宅医療連携拠点事業)

【平成26年度のみ実施】

千葉市内の事業所に所属する28名(14事業所)が参加。

・千葉市桜木園による1,2号研修の実施

重症心身障害児者入所施設である千葉市桜木園において、喀痰吸引等研修(1,2号研修)を千葉県からの委託により実施。

【平成26・27年度実施。平成28年度は県から受託した別法人の実地研修部分を行う形に変更】

■ 開発された理由(至る経過・プロセス)

・抽出された地域の課題から、運営事務局会議を経て、在宅障害福祉サービスに関する意見交換会にて、介護職員等による喀痰吸引等の実施について協議が行われた。

・意見交換会において、長期に渡り、喀痰吸引等の協議があったため、改めて、運営事務局会議にて市内の喀痰吸引等を積極的に行なっている事業者にも参加いただき、検討を行なった。

・在宅重症心身障害児(者)の医療的ケア等に関する調査を実施。

・地域には、医療的ケアを必要とする人たちがいるが、利用できるサービスが非常に少なく、介護を行なっている家族が疲弊していること、介護に対する大きな不安を持っている現状が見える。

・医療的ケアの実施できる事業所を増やすための支援策の検討を行い、各事業の実施に至る。

その他 協議会の良かった点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

- ・様々な職種間での横のつながりの構築
- ・官民協働を実現できる場

■今後の自立支援協議会の課題

- ・介護及び医療機関等との連携がまだ十分ではないと感じる。今後連携を強化していきたい。
- ・地域で生活する、障害福祉サービス等の福祉を利用していない方々の掘り起こし。

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1地域共生プラザいんくる堂内

電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)

hmy.office.nsk09@gmail.com

追跡調査

高知県津野町

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	高知県		市区町村名		津野市
協議会設置形態	単独	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。	
共同設置市町村名：					
協議会実施形態	直営	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。			
委託料の内訳	※「2.（一部含め）業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。				
協議会の運営方法及び委託内容	例) 基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。				
部署名	健康福祉課 総合保健福祉センター		記入者氏名	伊藤 雅代	
ご連絡先	電話	0889-55-2151	メール	m-itou@town.kochi-tsuno.lg.jp	

本調査の目的

本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。（事業所名等は、掲載いたしません。）
- ③ 具体的内容、その理由（至る経過・プロセス）はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ 協議会の組織図も併せてお送りください。

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
		1	

■具体的内容

前回から変わらない

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
		1	

■具体的内容

変更なし

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
		1	

■具体的内容

変更なし

■その理由(至る経過・プロセス)

■その他

地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

特になし

■開発された理由(至る経過・プロセス)

その他 協議会の良かった点

■自立支援協議会があることで良かった点

■今後の自立支援協議会の課題

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会
〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1地域共生プラザいんくる堂内
電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)
hmy.office.nsk09@gmail.com

追跡調査

新潟県柏崎市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	新潟県		市区町村名	柏崎市	
協議会設置形態	共同	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。	
共同設置市町村名：	刈羽村				
協議会実施形態	(一部含め)業務委託	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。			
委託料の内訳	※「2. (一部含め)業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。 相談支援事業の委託料について、金額の内訳はない				
協議会の運営方法及び委託内容	例) 基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。 行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。				
部署名	福祉課		記入者氏名	霜田 哲也	
ご連絡先	電話	0257-21-2234(直通)	メール	fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp	

本調査の目的

本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策(改善・開発)研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。(事業所名等は、掲載いたしません。)
- ③ 具体的内容、その理由(至る経過・プロセス)はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ 協議会の組織図も併せてお送りください。

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

第3期(H23~24)

・支援者が協働で取り組む関係が構築。

第4期(H25~26)

・当事者ニーズに沿った支援活動の展開が始まる。

第5期(H27~)

・「あり方検討会」を立ち上げ、協議会のシステム再構築、当事者ニーズや地域課題の再抽出を図る。

■その理由(至る経過・プロセス)

原則2年1期として運営し、2年毎に体制や取組について見直しを図っている。

■その他

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

第3期(H23～24)

・地域移行支援が個別給付化されることに対応するため、「地域移行支援会議(退院促進、入所施設)」を設置。

第4期(H25～26)

・「地域移行支援会議(退院促進、入所施設)」を「地域移行支援ワーキング」として位置付け、地域移行に関する検討と連携体制の構築に取り組んだ。

・平成26年度末までのオールケアマネ導入に伴い、「相談支援検討会」を立ち上げて導入に向けた検討を行った。

第5期(H27～)

・「あり方検討会」を立ち上げ、協議会のシステム再構築、当事者ニーズや地域課題の再抽出を図る。

■その理由(至る経過・プロセス)

原則2年1期として運営し、2年毎に体制や取組について見直しを図っている。

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

▶評価(該当:1)

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

第3期(H23～24)

・「サービス管理責任者等連絡会」を設置し、複数事業所利用者のアセスメントのためのケア会議の実践等を行った。

第4期(H25～26)

・平成26年度末までのオールケアマネ導入に伴い、「相談支援検討会」を立ち上げて導入に向けた検討を行った。

第5期(H27～)

・「あり方検討会」を立ち上げ、協議会のシステム再構築、当事者ニーズや地域課題の再抽出を図る。

■その理由(至る経過・プロセス)

原則2年1期として運営し、2年毎に体制や取組について見直しを図っている。

■その他

地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

- ①通勤・通学における訓練目的の移動支援
- ②日中一時支援の夜間利用
- ③重症心身障害児の医療連携・入浴目的での地域活動支援センターⅡ型の利用
- ④地域生活支援事業訪問入浴サービス

■開発された理由(至る経過・プロセス)

地域の課題、ニーズとしてあがってきたものを、サービス調整連絡会議、ワーキング等で協議検討し整備を図つ

その他 協議会の良かった点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

・相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保険、医療、雇用、教育、行政等の関係者により構成されていることにより、幅広い分野でのネットワークの構築が図られ、関係性を深められている。

■ 今後の自立支援協議会の課題

・協議会のスローガンである「障害福祉の枠を超えた連携による地域との相互理解」を意識した中での各会議等の開催。
・会議、打合せの増加による関係者の時間的負担。

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

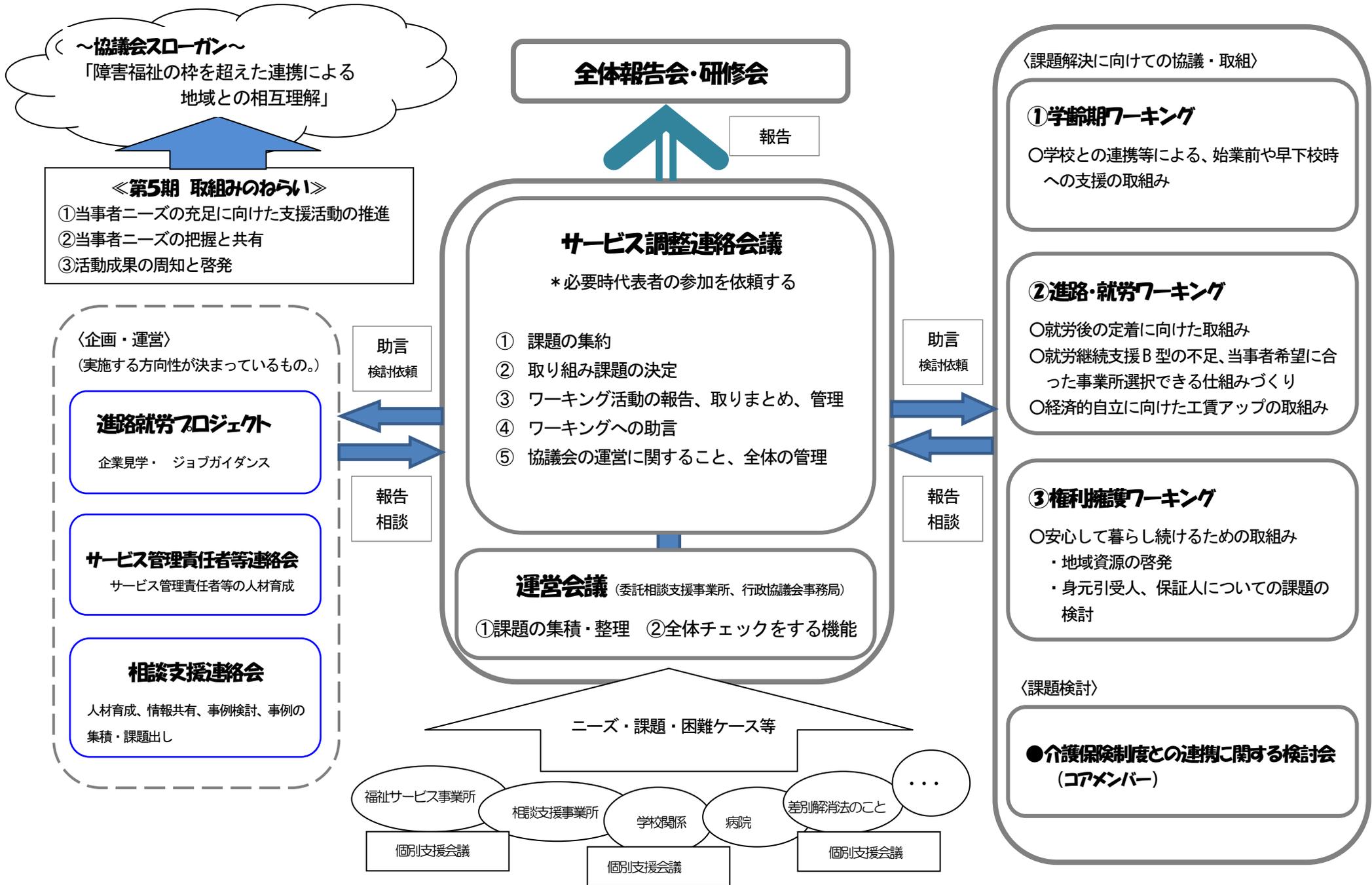
事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1地域共生プラザいんくる堂内

電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)

hmy.office.nsk09@gmail.com

第5期 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会の体制と取組(改正 28.4.1)



追跡調査

新潟県新潟市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	新潟県		市区町村名	新潟市	
協議会設置形態	単独	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。	
共同設置市町村名：					
協議会実施形態	直営	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。			
委託料の内訳	※「2.（一部含め）業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。				
協議会の運営方法及び委託内容	例) 基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。				
	行政が会議準備、会議録作成、医院の日程調整などを担っている				
部署名	障がい福祉課		記入者氏名	金子 容子	
ご連絡先	電話	025-226-1241	メール	shogai.wl@city.niigata.lg.jp	

本調査の目的
 本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策(改善・開発)研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。(事業所名等は、掲載いたしません。)
- ③ 具体的内容、その理由(至る経過・プロセス)はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ **協議会の組織図も併せてお送りください。**

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

■その理由(至る経過・プロセス)

当市協議会は、協議会活動実績の把握や、全体の意思確認、市への施策提案 など協議会運営の総括的な役割を担う組織。ここで協議されたものが施策提案や条例改正につながったものもある。

■その他

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
	1		

■具体的内容

区自立支援協議会、特別支援学校の進路検討部会

■その理由(至る経過・プロセス)

【その理由】

<区自立支援協議会>

区単位の自立支援協議会では地域の実情や課題に応じた研修会や会議など様々な取り組みを行っており、多くの支援者・関係者が自立支援協議会活動に関われるようになってきていることから、活性化につながっているのではないかとと思われる。

<部会>

当市の部会は、協議会の求めに応じ、特定の課題について専門的集中的に検討を行い、その結果を市自立支援協議会全体会に「報告・提案」として提出する。提出後、部会は終了するため常設部会はないが、現在は「特別支援学校の進路検討部会」を設置し、特別支援学校卒業後の施設利用調整のシステム(流れ)について検討している。

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

区自立支援協議会を中心に定期的な個別支援会議を実施している。

■その理由(至る経過・プロセス)

区自立支援協議会の単位で行っていることから、地域の実情や、地域資源の状況をふまえつつ、会議の手法や参加者なども工夫しながらより身近で効果的な会議になっていると思われる。

■その他



地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

通所施設における夜間支援」
緊急の状況にありながら短期入所事業所の利用が困難な場合、日中利用する通所施設において一時的に支援をするというもの。
(予め夜間支援のための登録を行っている事業所のみで実施)

■開発された理由(至る経過・プロセス)

在宅で生活する障がいのある方の家庭では介護者の一時的な不在など緊急時の受け入れ先の確保が不安の一つになっているが、その受け皿となる短期入所事業所は、レスパイト等で定期的に利用する方や入所待機者の長期的利用があり緊急時の受け入れに対応出来ないという実態があった。
そこで日中利用する通所事業所において宿泊型のな日中一時支援を行えるよう独自の制度を創設した。

その他 協議会の良かった点

■自立支援協議会があることで良かった点

地域の支援者だけでなく、高齢や医療といった異職種の方とも肩を並べて情報共有や相談ができることで、障がいがある方への支援の幅が広げられる点。また行政としては今現在どのようなことが地域課題となっているのかをタイムリーに知ることができる点等。

■今後の自立支援協議会の課題

- ・地域課題の解決に向けた様々な制度の実現に対して財源を確保することが課題。
- ・協議会の事務局機能を担う行政職員の確保が課題。

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1地域共生プラザいんくる堂内

電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)

hmy.office.nsk09@gmail.com

追跡調査

栃木県那須塩原市

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	徳島県		市区町村名		上板町（事務局）
協議会設置形態	共同	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。	
共同設置市町村名：	松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町				
協議会実施形態	直営	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。			
委託料の内訳	※「2.（一部含め）業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。				
協議会の運営方法及び委託内容	例）基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。 板野郡5町で共同設置しており、4年毎に事務局を持ち回る。行政（事務局担当町）が会場準備や資料作成、委員の日程調整、文書発送等を行なっている。				
部署名	福祉保健課		記入者氏名	吉田 妙子	
ご連絡先	電話	088-694-6810	メール	fu@townkamiita.jp	

本調査の目的

本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。（事業所名等は、掲載いたしません。）
- ③ 具体的内容、その理由（至る経過・プロセス）はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ 協議会の組織図も併せてお送りください。

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

毎月の運営会、定例会に加え、進路支援、居住支援、精神支援、子ども支援の各部会とそのコア会議、年1回の全体会と1年間に約35回の会を持ち、事例や課題を検討し、情報を共有している。

■その理由(至る経過・プロセス)

毎月の運営会、定例会で事例を検討していく中で、様々な課題を解決する必要性から、平成26年に精神支援部会、27年に子ども支援部会を設置し、専門的に課題を掘り下げて検討している。

■その他

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

様々な課題を解決する必要性から、平成26年から精神支援部会、平成27年に子ども支援部会を設置し、専門的に課題を掘り下げて検討している。

精神支援部会では、地域移行支援について関係者もよく知らない現状があるので、県内の質問が得られた部会と共同でポスターを作成したり、ピアサポーター養成講座を開催し、地域移行支援の周知と活用を推進している。

また、子ども支援部会では、県障がい者自立支援協議会に対して、平成27年に

- 1.重症児の地域生活支援における現状と課題の把握をしてほしい
- 2.重症児の地域生活を可能にする体制整備のための取り組みや検討の場を設けてほしい
- 3.重症児の支援サービスの充実、支援に関わる関係者の人材育成等、必要経費について予算化してほしい

との提言書を提出、並行して「重症心身障がい児受け入れに関する事務所用アンケート」及び「重症心身障がい児に関するアンケート(保護者用)」を実施・分析し、ニーズの把握に努めている。

■その理由(至る経過・プロセス)

精神保健医療福祉の改革ビジョンにおいて、「入院医療から地域生活へ」という基本的な方策が推し進められている中、医療・保健・福祉・行政が協働のもと、地域移行を進めていくことが不可欠であるが、地域での受け入れ体制や社会資源の充実が十分ではない状況があり、地域移行が進んでいない現状がある。そのことから、まずは、関係者に地域移行支援の必要性を知ってもらうところから精神支援部会がスタートした。

また、以前より医療ケアを必要とする重症心身障がい児の受け入れ可能な事業所がなく、家族の身体的・精神的な負担が課題となっていた。重症心身障がい児やそのご家族が地域で安心して生活できるよう事業所・関係機関・行政等が協働して様々な問題解決に取り組んでいくことを目的として子ども支援部会がスタートした。

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

▶評価 (該当: 1)

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

協議会の普段からの連携と支援体制ができているため、ケースに応じて必要な関係者でチームを組み役割分担している。本人のニーズや思いに沿った支援ができるようチームで意見を出し合い、支援計画を立てている。

■その理由(至る経過・プロセス)

様々なケースを支援するうちに、個々のケースに対応する関係者の選択や判断がスムーズにできるようになり、チームの一体感が増している。

■その他

地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

徳島県内の精神部会に働きかけ、賛同が得られた部会と共同で、地域移行促進ポスター作成委員会を結成、隣接する鳴門市の精神部会と共同でピアサポーター養成講座を実施する等、協議会の枠を超えた、同じ目的を持つ集合体(目的毎に)

■開発された理由(至る経過・プロセス)

同じ目的を持って進めていく中で、各協議会単独で進めるよりも共同で進めていく方が、費用の削減、アイデアの集結等、より良いものができるとの思いから、他協議会へ働きかけて、実現した。

その他 協議会の良かった点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

事業所と行政の役割の違いはあるが、情報や課題を共有することで、スムーズに支援につなげることができる。また、問題や困難課題に直面したとき、アドバイスをもらったり、情報共有することで次の支援に活かすことができる。

■ 今後の自立支援協議会の課題

5町で共同設置しているため、意見がまとまらないときがある。
(相談支援事業所より協議会の活性化に向けての提案があったが、会議の仕組みや委員構成等を見直すべきかどうか意見が分かれる等)
意見をどうまとめるか。

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

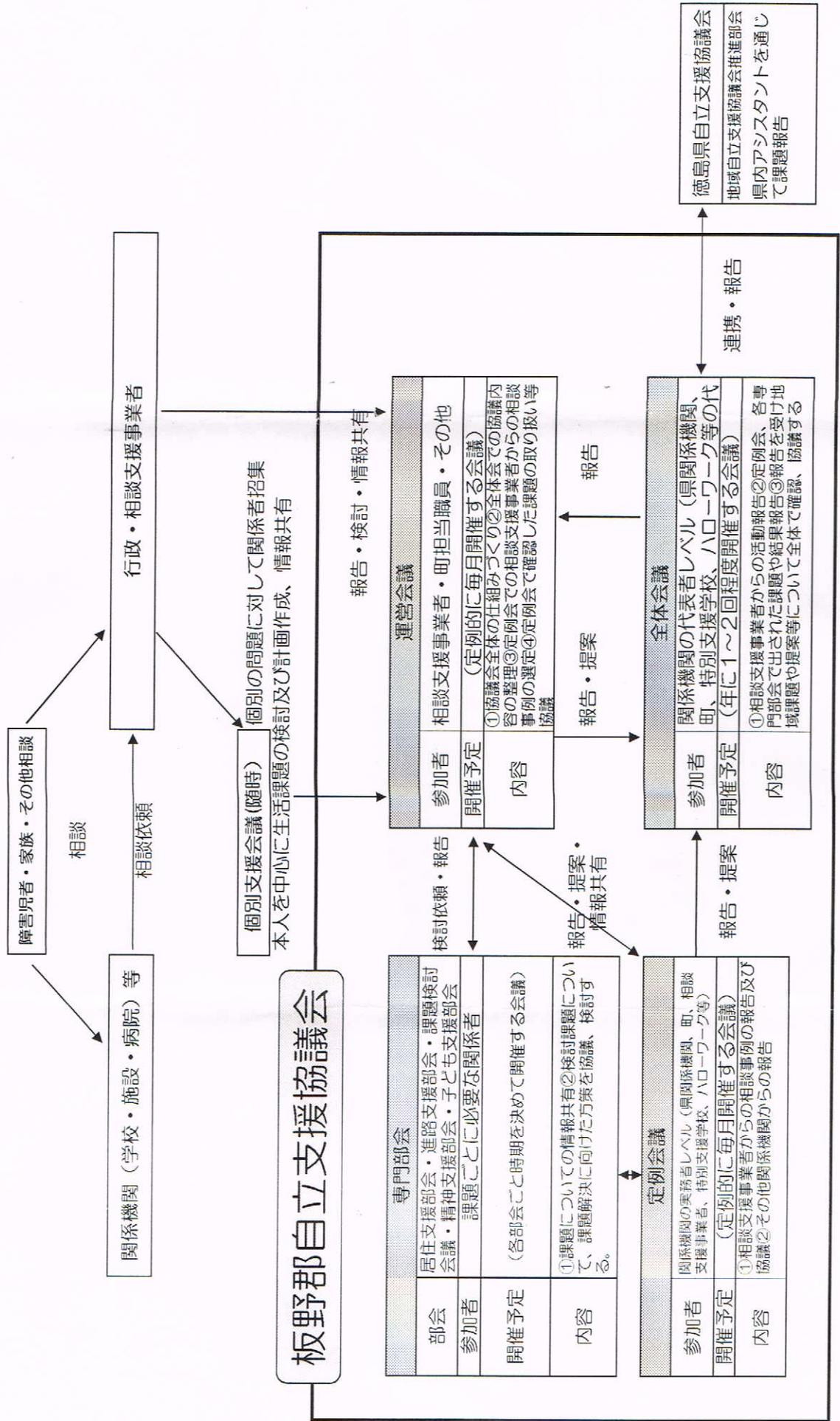
事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1 地域共生プラザいんくる堂内

電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)

hmy.office.nsk09@gmail.com

板野郡自立支援協議会の概要図



板野郡自立支援協議会のしくみ

	運営会議(事務局)	定例会	専門部会	全体会
	協議会全体の方向性や運営、課題解決に向けての方向性について協議する場	相談事例を通じて、地域課題等について、関係者(実務者レベル中心)が定期的に情報共有・協議する場	地域の抱えた専門的課題について、課題ごとに中核的なメンバーが集まり定期的に議論を深める場	定例会、専門部会では出された活動報告、課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議する場
目的(内容)	①協議会全体の仕組みづくり②全体会での協議内容の整理③定例会での相談支援事業者からの相談事例の選定④定例会で確認した課題の取り扱い等協議	①相談支援事業者からの相談事例の報告及び協議②その他の関係機関からの報告	①課題についての情報共有②検討課題について、課題解決に向けた方策を協議、検討する。(・居住支援部会・進路支援部会・課題検討会議等)	①相談支援事業者からの活動報告②定例会、各専門部会では出された課題や結果報告③報告を受け地域課題や提案等について全体で確認、協議する
	市町村及び相談支援事業者	関係機関の実務者レベル	課題ごとに必要な関係者	関係機関の代表者レベル
メンバー	市町村、相談支援事業者等	関係機関、市町村、相談支援事業者、特別支援学校、ハローワーク、社会福祉協議会等	①居住支援部会(宅建協会、市町村、県住宅課等) ②進路支援部会(特別支援学校、市町村、相談支援事業所等) ③課題検討会議(課題に応じた関係者) ④精神支援部会(保健所、各町保健師、医療関係者等) ⑤子ども支援部会(中央子ども女性相談センター、医療関係者、教育関係機関等)	関係機関、市町村、特別支援学校、ハローワーク等の代表者、社会福祉協議会等
開催等	定期的(毎月第2水曜)	定期的(毎月第3火曜)	部会により、1回～3回程度	定期的(年1～2回程度)
備考				

追跡調査

徳島県上板町

平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）調査
市区町村（自立支援）協議会の運営状況追跡調査

回収期限：11月30日（水）

【記入者情報】

※記入いただいた情報をもとに、2月1日開催予定の協議会報告会のご案内を送付させていただきます。

都道府県・指定都市名	徳島県		市区町村名		上板町（事務局）
協議会設置形態	共同	協議会設置根拠	要綱	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。	
共同設置市町村名：	松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町				
協議会実施形態	直営	「その他」を選択した場合に具体的に記載してください。			
委託料の内訳	※「2.（一部含め）業務委託」「3. その他」を選択し、委託料を支払っている場合にご記入ください。				
協議会の運営方法及び委託内容	例) 基幹相談支援センターに事務局機能を委託し、一人事務局員を配置している。行政が会議準備や会議録作成、委員の日程調整などを担っている。 ※今後の方向性等についても可能な範囲でご記入ください。 板野郡5町で共同設置しており、4年毎に事務局を持ち回る。行政（事務局担当町）が会場準備や資料作成、委員の日程調整、文書発送等を行なっている。				
部署名	福祉保健課		記入者氏名	吉田 妙子	
ご連絡先	電話	088-694-6810	メール	fu@townkamiita.jp	

本調査の目的

本調査は、平成22年地域自立支援協議会活性化のための事例集において、モデル事例として紹介された、8地域自立支援協議会を対象に、報告後の運営状況について追跡調査し、協議会内容の変容、変容のプロセスを把握することにより、平成28年度障害者総合支援法に規定する協議会における地域資源の活性化策（改善・開発）研究事業の基礎資料とするものです。

【記入にあたっての注意】

- ① 本年10月1日現在の状況によりご回答ください。
- ② ご回答いただきました内容は、報告書に掲載させていただく場合がございます。（事業所名等は、掲載いたしません。）
- ③ 具体的内容、その理由（至る経過・プロセス）はなるべく詳しくご記入下さい。
- ④ 協議会の組織図も併せてお送りください。

地域自立支援協議会全体会の運営について

前回調査時より活動が活性化しましたか？

➤評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

毎月の運営会、定例会に加え、進路支援、居住支援、精神支援、子ども支援の各部会とそのコア会議、年1回の全体会と1年間に約35回の会を持ち、事例や課題を検討し、情報を共有している。

■その理由(至る経過・プロセス)

毎月の運営会、定例会で事例を検討していく中で、様々な課題を解決する必要性から、平成26年に精神支援部会、27年に子ども支援部会を設置し、専門的に課題を掘り下げて検討している。

■その他

各部会等の運営について

前回調査時より部会活動は活性化しましたか？

▶評価（該当：1）

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

様々な課題を解決する必要性から、平成26年から精神支援部会、平成27年に子ども支援部会を設置し、専門的に課題を掘り下げて検討している。

精神支援部会では、地域移行支援について関係者もよく知らない現状があるので、県内の質問が得られた部会と共同でポスターを作成したり、ピアサポーター養成講座を開催し、地域移行支援の周知と活用を推進している。

また、子ども支援部会では、県障がい者自立支援協議会に対して、平成27年に

- 1.重症児の地域生活支援における現状と課題の把握をしてほしい
- 2.重症児の地域生活を可能にする体制整備のための取り組みや検討の場を設けてほしい
- 3.重症児の支援サービスの充実、支援に関わる関係者の人材育成等、必要経費について予算化してほしい

との提言書を提出、並行して「重症心身障がい児受け入れに関する事務所用アンケート」及び「重症心身障がい児に関するアンケート(保護者用)」を実施・分析し、ニーズの把握に努めている。

■その理由(至る経過・プロセス)

精神保健医療福祉の改革ビジョンにおいて、「入院医療から地域生活へ」という基本的な方策が推し進められている中、医療・保健・福祉・行政が協働のもと、地域移行を進めていくことが不可欠であるが、地域での受け入れ体制や社会資源の充実が十分ではない状況があり、地域移行が進んでいない現状がある。そのことから、まずは、関係者に地域移行支援の必要性を知ってもらうところから精神支援部会がスタートした。

また、以前より医療ケアを必要とする重症心身障がい児の受け入れ可能な事業所がなく、家族の身体的・精神的な負担が課題となっていた。重症心身障がい児やそのご家族が地域で安心して生活できるよう事業所・関係機関・行政等が協働して様々な問題解決に取り組んでいくことを目的として子ども支援部会がスタートした。

■その他

個別支援会議の開催について

前回調査時より個別支援会議は活性化しましたか？

▶評価 (該当: 1)

活性化した	まあまあ活性化した	あまり活性化していない	停滞した
1			

■具体的内容

協議会の普段からの連携と支援体制ができているため、ケースに応じて必要な関係者でチームを組み役割分担している。本人のニーズや思いに沿った支援ができるようチームで意見を出し合い、支援計画を立てている。

■その理由(至る経過・プロセス)

様々なケースを支援するうちに、個々のケースに対応する関係者の選択や判断がスムーズにできるようになり、チームの一体感が増している。

■その他

地域社会資源の開発について

自立支援協議会によって、新たに開発された社会資源について

■開発された具体的資源内容

徳島県内の精神部会に働きかけ、賛同が得られた部会と共同で、地域移行促進ポスター作成委員会を結成、隣接する鳴門市の精神部会と共同でピアサポーター養成講座を実施する等、協議会の枠を超えた、同じ目的を持つ集合体(目的毎に)

■開発された理由(至る経過・プロセス)

同じ目的を持って進めていく中で、各協議会単独で進めるよりも共同で進めていく方が、費用の削減、アイデアの集結等、より良いものができるとの思いから、他協議会へ働きかけて、実現した。

その他 協議会の良かった点

■ 自立支援協議会があることで良かった点

事業所と行政の役割の違いはあるが、情報や課題を共有することで、スムーズに支援につなげることができる。また、問題や困難課題に直面したとき、アドバイスをもらったり、情報共有することで次の支援に活かすことができる。

■ 今後の自立支援協議会の課題

5町で共同設置しているため、意見がまとまらないときがある。
(相談支援事業所より協議会の活性化に向けての提案があったが、会議の仕組みや委員構成等を見直すべきかどうか意見が分かれる等)
意見をどうまとめるか。

調査へのご協力、ありがとうございました。

【ご返送先・お問い合わせ先】

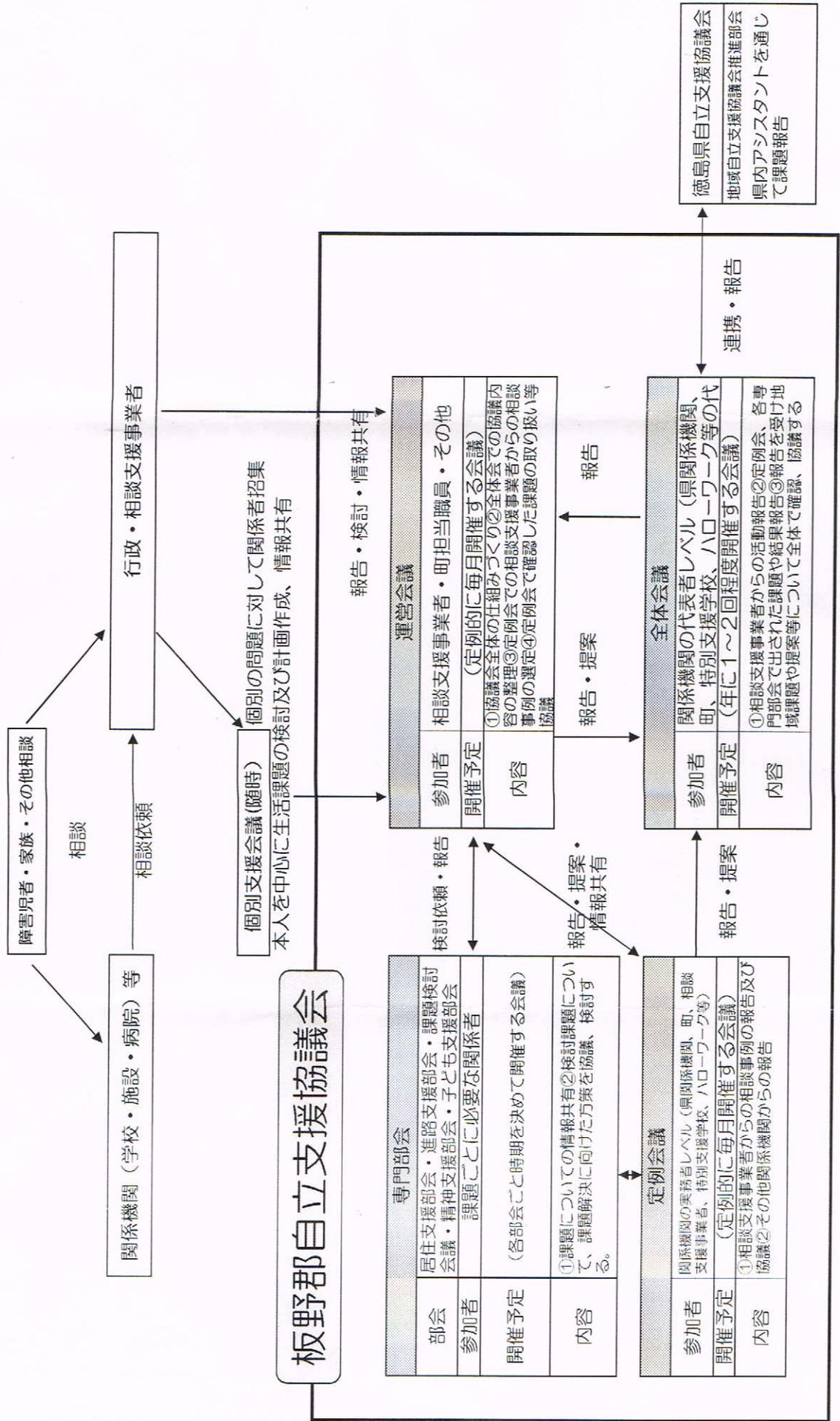
事務局：特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

〒355-0047 埼玉県東松山市高坂1056-1 地域共生プラザいんくる堂内

電話 0493-81-6130(月～木10時～15時)

hmy.office.nsk09@gmail.com

板野郡自立支援協議会の概要図



板野郡自立支援協議会のしくみ

	運営会議(事務局)	定例会	専門部会	全体会
	協議会全体の方向性や運営、課題解決に向けての方向性について協議する場	相談事例を通じて、地域課題等について、関係者(実務者レベル中心)が定期的に情報共有・協議する場	地域の抱えた専門的課題について、課題ごとに中核的なメンバーが集まり定期的に議論を深める場	定例会、専門部会では出された活動報告、課題等について地域の関係者(代表者レベル中心)が情報共有・協議する場
目的(内容)	①協議会全体の仕組みづくり②全体会での協議内容の整理③定例会での相談支援事業者からの相談事例の選定④定例会で確認した課題の取り扱い等協議	①相談支援事業者からの相談事例の報告及び協議②その他の関係機関からの報告	①課題についての情報共有②検討課題について、課題解決に向けた方策を協議、検討する。(・居住支援部会・進路支援部会・課題検討会議等)	①相談支援事業者からの活動報告②定例会、各専門部会では出された課題や結果報告③報告を受け地域課題や提案等について全体で確認、協議する
	市町村及び相談支援事業者	関係機関の実務者レベル	課題ごとに必要な関係者	関係機関の代表者レベル
メンバー	市町村、相談支援事業者等	関係機関、市町村、相談支援事業者、特別支援学校、ハローワーク、社会福祉協議会等	①居住支援部会(宅建協会、市町村、県住宅課等) ②進路支援部会(特別支援学校、市町村、相談支援事業所等) ③課題検討会議(課題に応じた関係者) ④精神支援部会(保健所、各町保健師、医療関係者等) ⑤子ども支援部会(中央子ども女性相談センター、医療関係者、教育関係機関等)	関係機関、市町村、特別支援学校、ハローワーク等の代表者、社会福祉協議会等
開催等	定期的(毎月第2水曜)	定期的(毎月第3火曜)	部会により、1回～3回程度	定期的(年1～2回程度)
備考				